

甲賀市景観計画 ガイドライン

「景観まちづくりの理念」

『水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀』

平成 25 年

甲 賀 市

目 次

序章 景観計画ガイドラインの趣旨	1
1. ガイドラインの目的	1
2. ガイドラインの対象	1
3. ガイドラインの構成及び各項目の内容	1
4. 届出の流れ	2
第1章 共通ガイドライン	7
1. 景観類型別方針（甲賀市景観計画より）	7
第2章 届出の対象となる行為の解説	16
1. 景観計画区域	16
2. 景観形成地区	19
a. 国道307号沿道景観形成地区	19
b. 杣川河川景観形成地区	20
c. 東海道士山宿景観形成地区	21
d. 国道1号等沿道景観形成地区	22
e. 土山地域やまなみ景観形成地区	23
f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区	24
第3章 景観形成基準の解説	29
1. 景観計画区域（景観形成地区を除く甲賀市全域）	32
2. 景観形成地区	68
a. 国道307号沿道景観形成地区	68
b. 杣川河川景観形成地区	91
c. 東海道士山宿景観形成地区	106
d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区	125
e. 土山地域やまなみ景観形成地区	140
f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区	154
第4章 協働による景観まちづくり	168
1. 協働による景観まちづくりの進め方	168
参考資料 樹木について	173

序章 景観計画ガイドラインの趣旨

1. ガイドラインの目的

甲賀市景観計画ガイドライン（以下、「本ガイドライン」といいます。）は、甲賀市景観計画の「届出の必要な行為と基準項目（第4章・第5章）」を補完するもので、特に同計画に定めた景観形成基準（第4章・第5章）の趣旨についてより分かりやすく解説することを目的としています。

2. ガイドラインの対象

届出対象行為においては景観形成基準に適合する必要があるため、本ガイドラインは、届出制度の運用にあたって、景観形成基準との適合性を判断する際の資料となります。

又、小規模な店舗や住宅等届出対象行為に当たらない建築物の建築等を行う際にも、景観への配慮の検討に活用いただけるような内容となっています。

3. ガイドラインの構成及び各項目の内容

序章

届出制度の解説・届出の流れについて、フロー図等を用いて分かりやすく示しています。



第1章 共通ガイドライン

景観類型別方針と取り組むべき施策を示しています。



第2章 届出の対象となる行為の解説

景観計画区域及び景観形成地区の届出の対象となる行為（届出対象行為）の種別や規模について、図を用いて分かりやすく示しています。



第3章 景観形成基準の解説

基準ごとに「基準の考え方」と「具体的な配慮の内容」を示しています。

○「基準の考え方」では、基準を設定した目的や趣旨を解説しています。

○「具体的な配慮の内容」では、図や写真を用いながら具体的に配慮していただきたい内容を分かりやすく例示しています。ただし、例示であるため、基準の全ての内容を網羅したものでないことに留意していただく必要があります。



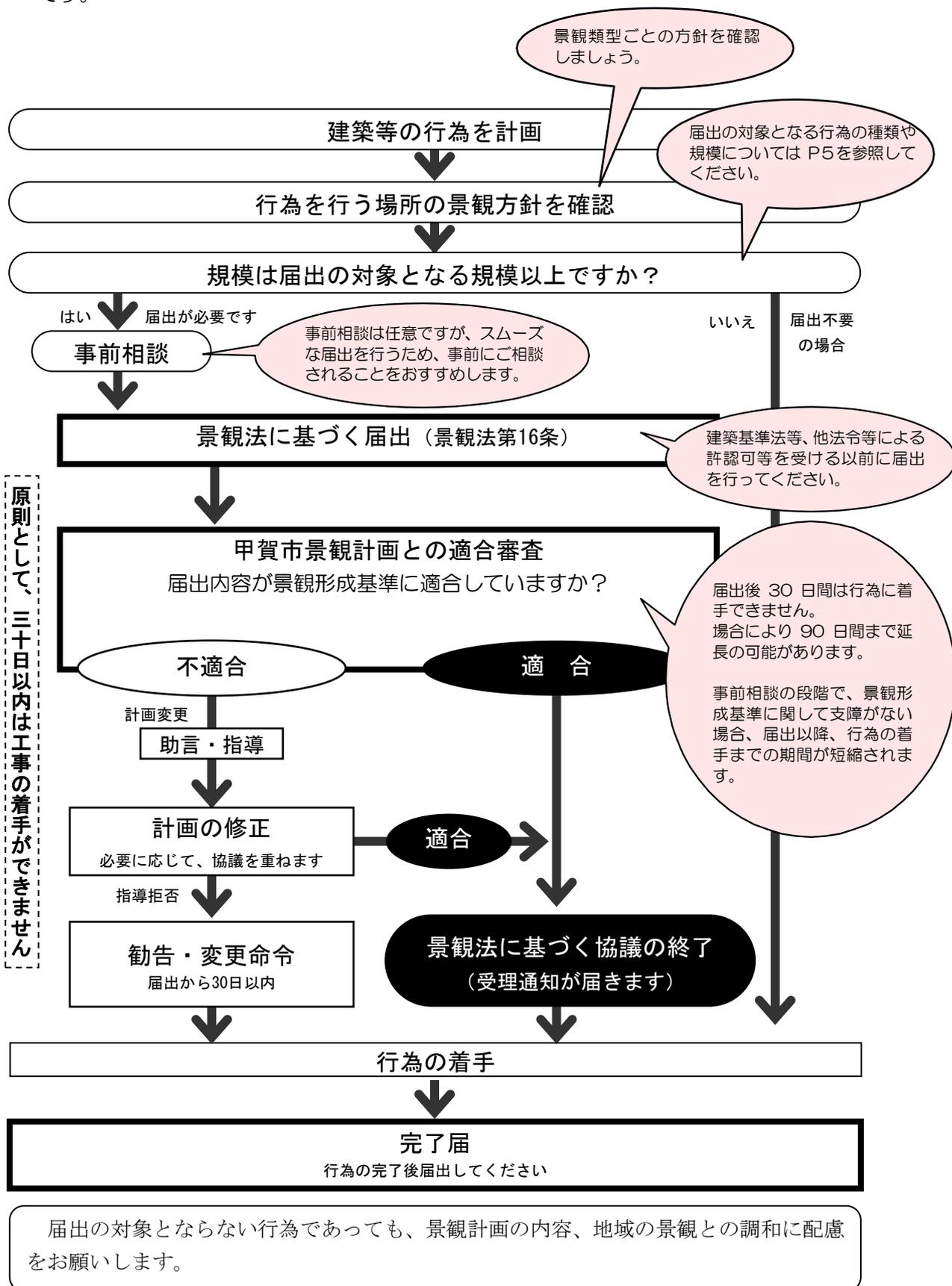
【資料】届出書の様式等

参考資料として届出書の様式等を掲載しています。

4. 届出の流れ

(1) 届出の流れ

甲賀市景観計画に関わる届出（景観法第 16 条第 1 項又は 2 項）の流れは、次のとおりです。



(2) 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

1) 景観計画区域

甲賀市では、市全域で景観法を活用した良好な景観形成に向けた施策を展開していくため、市全域を「景観計画区域」に指定し、景観計画の対象とします。

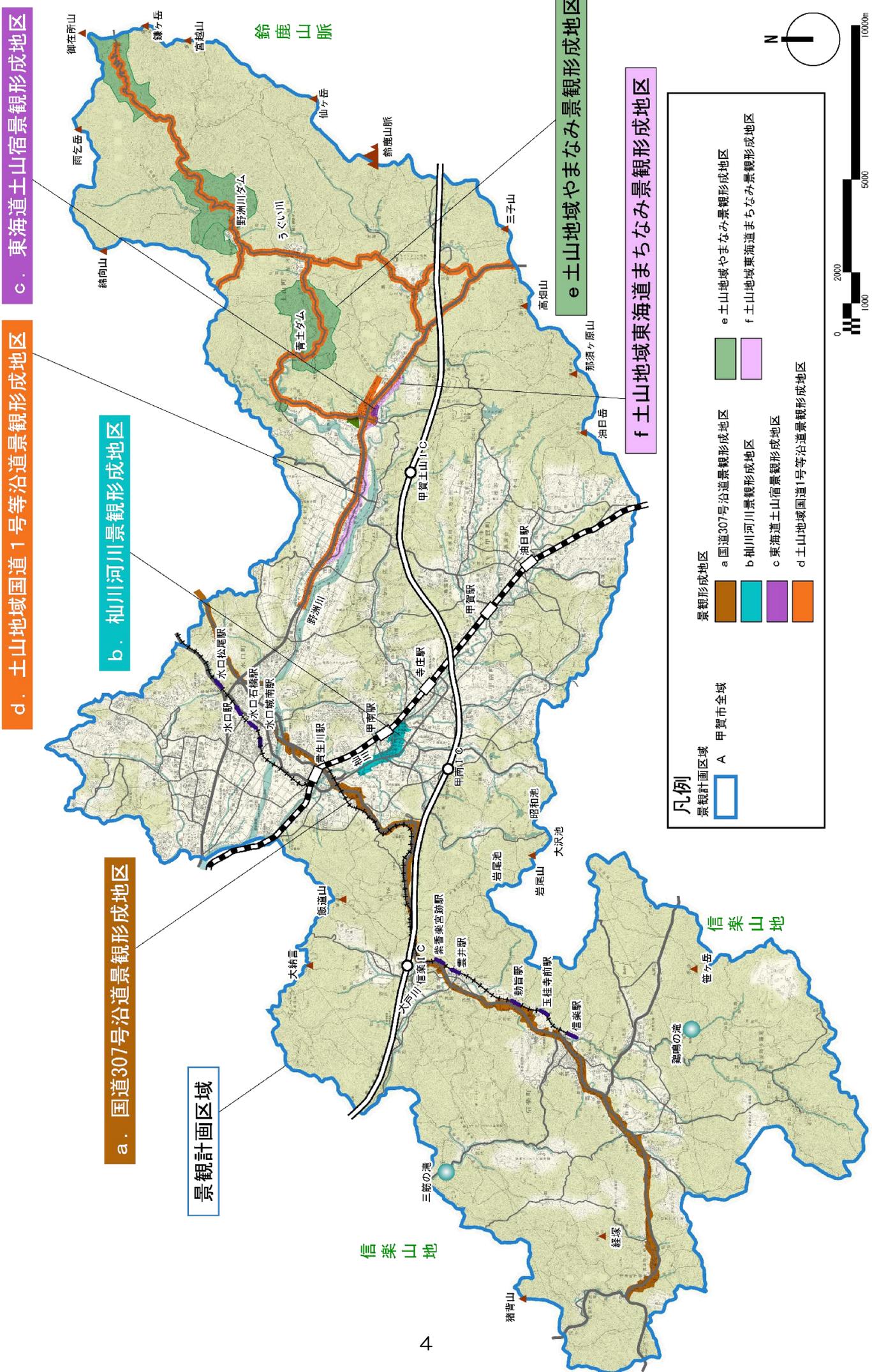


2) 景観形成地区

景観計画区域内で特に現在の良好な景観を保全すべき地区、あるいは今後地域の特徴を生かした景観形成を重点的に図るべき地区を「景観形成地区」として指定し、各地区の景観特性に応じた景観形成の方針や行為の制限に関する事項を定めています。

現在、景観形成地区として定められているのは、下記の6地区です。詳細な位置については、窓口でお訊ねください。

ふるさと滋賀の 風景を守り育て る条例（県条例） により位置づけ られていた地区	a. 国道307号沿道景観形成地区
	b. 杣川河川景観形成地区
甲賀市の風景を 守り育てる条例 （旧条例）によ り位置づけられ ていた地区	c. 東海国土山宿景観形成地区
	d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区
	e. 土山地域やまなみ景観形成地区
	f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区



c. 東海道土山宿景観形成地区

d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区

b. 杣川河川景観形成地区

a. 国道307号沿道景観形成地区

e. 土山地域やまなみ景観形成地区

f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

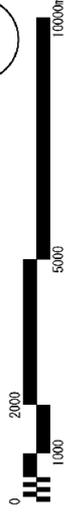
景観計画区域

凡例

景観計画区域
A 甲賀市全域

景観形成地区
a 国道307号沿道景観形成地区
b 杣川河川景観形成地区
c 東海道土山宿景観形成地区
d 土山地域国道1号等沿道景観形成地区

e 土山地域やまなみ景観形成地区
f 土山地域東海道まちなみ景観形成地区



(3) 届出の必要な行為と基準項目（法第8条第2項第3号関係）

届出の必要な行為と基準項目は以下の通りです。

1) 景観計画区域

甲賀市全域			
大規模建築物等	建築物	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル以上のもの 若しくは3階建以上のもの 床面積が1,000平方メートル以上のもの
		外観を変更することとなる修繕等	行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの
	工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)	新築、増築、改築又は移転	高さが10メートル以上のもの
		外観を変更することとなる修繕等	高さが13メートル以上のもの

※大規模建築物等：建築物で高さ10メートル以上若しくは3階建て以上若しくは延床面積1,000平方メートル以上のもの又は工作物で高さ10メートル以上のもののうち規則で定めるものをいう。

2) 景観形成地区

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(県条例)により位置づけられていた地区	a. 国道307号沿道景観形成地区
	b. 杣川河川景観形成地区
甲賀市の風景を守り育てる条例(旧条例)により位置づけられていた地区	c. 東海道士山宿景観形成地区
	d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区
	e. 土山地域やまなみ景観形成地区
	f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

建築物	新築、増築、改築又は移転	<塀・門以外の建築物> 高さが5メートルを超えるもの 床面積が10平方メートルを超えるもの <塀・門の場合> 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕等	<塀・門以外の建築物> 行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの <塀・門の場合> 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの) 垣(生垣を除く。)、柵、塀、門、擁壁 その他これらに類するもの	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕等	高さが5メートルを超えるもの
		高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの
		高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは行為部分の築造面積の合計が100平方メートルを超えるもの
汚水又は廃水を処理する施設		高さが13メートル以上のもの
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)		
木竹の伐採		木竹の高さが5メートルを超えるとき
屋外における物件の堆積		高さが1.5メートルを超えるとき 面積が100平方メートルを超えるとき 期間が30日を超えるとき
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変		法面の高さが1.5メートルを超えるとき 長さが10メートルを超えるとき 行為の部分面積が100平方メートルを超えるとき
水面の埋立て又は干拓		法面の高さが1.5メートルを超えるとき 長さが10メートルを超えるとき 面積が100平方メートルを超えるとき

【規則で定める工作物】

- (1) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突又はごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）に該当するものを除く。）
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (5) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）
- (6) 高架水槽その他給水に関する施設
- (7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント※その他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (10) 汚水又は廃水进行处理する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- (12) その他市長が指定するもの

※ プラント：生産設備。大型機械等。

第1章 共通ガイドライン

景観計画では、景観まちづくりの理念を定めるとともに、景観類型別に4つの基本目標と景観形成の方針を定めています。

＜景観まちづくりの理念＞

『水 緑 まちなみが織りなす 新たな景観を創造するまち あい甲賀』

＜基本目標と景観類型別の景観形成の方針＞

①水と緑が織りなす自然環境の保全

自然的景観

山林地域：鈴鹿山脈、信楽山地、飯道山 他

田園・里山地域：平野部

河川・池沼：野洲川、杣川、大戸川、信楽川及び支流、大原貯水池、岩尾池、昭和池 他

②悠久の歴史・文化の薫る景観の継承

歴史・文化の景観

歴史的な道筋：東海道、杣街道、伊賀道、信楽道、御代参街道 他

紫香楽宮跡：宮町地区・新宮神社地区・鍛冶屋敷地区・北黄瀬地区・内裏野地区

城館遺跡：水口岡山城跡・杣川及びその支流域他（中世城館群）

信仰の場：飯道山、岩尾山、庚申山、油日岳

伝統産業の地域：信楽町長野地区（陶都のまちなみ）・土山町頓宮地区・信楽町朝宮地区（茶園等）

伝統的まちなみ：滝 他

③地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

市街地・集落の景観

住宅地：市街地、住宅団地

集落：農村集落、山村集落

商業地：国道1号・307号沿い 他

工業地：水口工業団地、近江水口テクノパーク、甲南フロンティアパーク 他

道路軸・鉄道軸の景観

幹線道路沿い：国道1号・307号、主要地方道草津伊賀線 他

鉄道沿い：JR草津線、信楽高原鐵道、近江鐵道

まちの拠点・核となる景観

新名神IC周辺：甲賀土山IC、甲南IC、信楽IC周辺

駅周辺：JR、信楽高原鐵道、近江鐵道駅前周辺

公共施設周辺：市庁舎、文化施設、教育施設、都市公園施設 他

④心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり

市民・事業者・行政が一体となった協働による景観まちづくり

- ・ 主体別の役割の明確化
- ・ 協働による、継続的な景観まちづくりの取り組み
- ・ 総合的な景観行政の推進

1. 景観類型別方針（甲賀市景観計画より）

基本目標① 水と緑が織りなす自然環境の保全

<景観類型別の景観形成の方針>

□自然的景観

「山なみ」「田園・里山」「河川・池沼」に視点を置いて、水と緑が織りなす豊かな自然環境を守り育てるまちづくりに配慮してください。

《景観まちづくりの視点》

- ・ 山、川、田んぼ、里山、集落等、心の原風景となる景観の保全
- ・ 山なみ、田園・里山、河川・池沼を視点とした景観まちづくり

	方 針	取り組むべき施策
1. 山林地域 鈴鹿山脈 信楽山地 飯道山 油日岳 他	①山なみの景観保全 ②山林の健全な保全・育成	①市街地の背景となる山なみの維持・保全に努める。 ②林業施策と連携して、林業の担い手づくりや森林保全活動を行う市民組織・事業者との協働及び支援により、山林の健全な保全、育成を推進する。 ③山間部等での公共施設等の整備は、景観に配慮したものとする。 ④山際や山間のまちなみは、形態、材質、色彩等に配慮し、周辺景観と調和した落ち着いたものとする。
2. 田園・里山地域	①まとまりのある田園・里山の保全・活用 ②田園と調和した景観の保全	①田園・里山・集落が織りなす穏やかな風景を大切に、まとまった農地及び身近な里山を一体的に保全する。 ②農業施策と連携して、農業の担い手づくりや田園・里山の保全活動を行う市民組織との協働及び支援により、健全な田園の維持、活用を推進する。 ③屋外広告物や工作物は、田園・里山景観を阻害しないものとする。 ④田園景観と調和したまちなみを保全し、建築物の形態、材質、色彩等は落ち着いたものとする。
3. 河川・池沼 野洲川 杣川 大戸川 信楽川 及び支流 池沼	①広がりのある河川景観の保全 ②市民が親しみやすい水辺空間の形成	①治水・利水機能のほか、景観や親水性に配慮した河川整備を推進する。 ②周辺の建築物や工作物・屋外広告物は開放感のある河川空間に配慮し、連続性や広がりのある河川景観の保全に努める。 ③自然護岸や河辺林、水辺の生態系等の保全に努め、地域景観との調和を図る。 ④自然再生型の護岸や散策路等の整備により、市民が親しみやすい水辺空間を形成する。

基本目標② 悠久の歴史・文化の薫る景観の継承

<景観類型別の景観形成の方針>

□歴史・文化景観

歴史的・文化的な遺産を大切にしつつ、それらの特性を踏まえた活用を図りながら、次代への継承に配慮してください。

《景観まちづくりの視点》

- ・ 歴史街道や城下町、宿場町の伝統的なまちなみに配慮したまちづくり
- ・ 史跡や城跡の景観に配慮したまちづくり
- ・ 伝統産業がいきづくまちなみの保全と形成

	方 針	取り組むべき施策
1. 歴史的な道筋 東海道 杣街道 伊賀道 信楽道 御代参街道 他	①歴史的建築物の適正な維持・保全 ②歴史的な道筋の趣を残すまちなみの保全	①歴史の面影を残すまちなみを構成する重要な建造物の指定・登録、保全方策の検討を推進する。 ②歴史的な道筋を大切にし、城下町、宿場町の面影が感じられる趣のある道路空間の整備や電線類の地中化等に努める。 ③水口町の東海道沿道については、中世の水口岡山城の城下町、近世水口城の城下町、さらに東海道の宿場町、という3つの性格の異なるまちなみが、一部重複しつつ展開する特徴のある文化的景観の保全・継承に努める。 ④建築物や工作物、屋外広告物等歴史的まちなみに配慮したものとする。 ⑤歴史的なまちなみと調和するよう、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。
2. 紫香楽宮跡 宮町地区 新宮神社地区 鍛冶屋敷地区 北黄瀬地区 内裏野地区	①史跡の適正な維持・保全 ②背景となる山なみを含めた史跡空間の保全	①史跡周辺の森林や田園も含め地域全体に及ぶ史跡景観の保全に努める。 ②地域での意識の高まりに応じた史跡環境の一体的な保全と散策路等の整備を推進する。 ③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料等史跡景観に馴染むものとする。 ④史跡景観と調和するよう、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。

	方 針	取り組むべき施策
3. 城館遺跡 水口岡山城跡 杣川及びその 支流域 他 (中世城館群)	①城館遺跡の適正 な維持・保全 ②周辺の田園・集 落を含めた遺跡 景観の保全	①中世の地形をそのままに伝える遺跡景観の保全に努める。 ②遺跡に隣接するまちなみの形態、材質、色彩等は、落ち着いたものとする。 ③遺跡周辺の屋外広告物、工作物は、遺跡景観に馴染むものとする。 ④遺跡景観と調和するよう、地域が主体となった隣接するまちなみや田園の維持等のルールづくりが進められるよう支援する。
4. 信仰の場 飯道山 岩尾山 庚申山 油日岳	①史跡の適正な維 持・保全 ②史跡のある山中 を含めた史跡空 間の保全	①史跡のある山中を含め地域全体に及び史跡景観の保全に努める。 ②地域での意識の高まりに応じた史跡環境の一体的な保全と散策路等の整備を推進する。 ③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料等史跡景観に馴染むものとする。 ④史跡景観と調和するよう、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。
5. 伝統産業の 地域 信楽町長野 信楽町朝宮 土山町頓宮	①伝統産業のまちな みの適正な維 持・保全	①「陶芸のまち」信楽の職住一体となった窯元や工房の伝統産業のまちなみ等の文化的景観を保全する。 ②茶畑は、土山町頓宮地区及び信楽町朝宮地区の文化的景観の骨格景観※であるため、維持・継承に努める。 ③窯元散策路等、信楽焼の営みが感じられる趣のある道路空間の整備に努める。 ④建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料等伝統産業のまちなみに馴染むものとする。 ⑤伝統産業のまちなみを大切にするため、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。 ※骨格景観：景観をかたちづくる中心。
6. 伝統的な まちなみの 地域 甲賀町滝 他	①伝統的なまちな みの適正な維 持・保全	①行商屋敷群や武家屋敷等、往時の面影を残すまちなみの景観重要建造物への指定、保全方策の検討を推進する。 ③建築物や工作物、屋外広告物は、デザイン、材料等伝統的なまちなみに馴染むものとする。 ④伝統的なまちなみを大切にするため、地域が主体となった建築物・工作物の意匠・形態・色彩等のルールづくりが進められるよう支援する。

基本目標③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

<景観類型別の景観形成の方針>

□市街地・集落景観

地域の魅力を再発見するとともに、その魅力を活かし、住民が自分たちの地域に愛着と誇りを感じる市街地及び集落の景観の創造に配慮してください。

《景観まちづくりの視点》

- ・ 緑豊かな賑わいのある住みよいまちづくり
- ・ 地域の統一感のある落ち着いたまちなみの形成

	方針	取り組むべき施策
1. 住宅地 市街地 住宅団地	① 緑豊かな潤いのある住環境のまちづくり ② 地域の統一感のあるまちなみ形成	① 自然環境に配慮し、地域の特性を生かした建築物の形態、色彩、材料に配慮する。 ② 塀や垣の高さ・材料・植え込みの樹種をそろえる等、まちなみの統一に努める。 ④ 地域ごとの美しいまちなみを形成するため、地域が主体となった景観ルールづくりが進められるよう支援する。 ⑤ 新たな開発地域における建築協定や道路空間の美化等、景観への配慮・誘導を行う。
2. 集落 農村集落 山村集落	① 緑豊かな広がりのある集落の形成 ② 人々の営みに支えられた歴史・文化景観の継承	① 集落周辺の田園を保全するとともに、緑豊かな広がりのある集落のまちなみを大切にする。 ② 神社仏閣や祭り等、人々の営みに支えられた歴史・文化の景観を継承する。 ③ 建築物、工作物、屋外広告物等は、地域の環境に馴染むものとする。 ④ 地域の環境や景観を著しく損なう資材置き場等の土地利用は控える。 ⑤ 地域ごとの特徴あるまちなみを維持するため、地域が主体となった景観ルールづくりが進められるよう支援する。 ⑥ 山際や山間の集落のまちなみは、背景となる山林景観と調和したものとする。

	方針	取り組むべき施策
3. 商業地	①賑わいのあるまちなみの形成 ②質の高い商業空間と多様な交流の場の創出	①地域の環境、周辺景観との調和に配慮し、秩序あるまちなみ景観を形成する。 ②駐車場や樹林帯等の設置により、道路沿いの広がりのあるオープンスペースの創出を誘導する。 ③屋外広告物は周辺に圧迫感やけばけばしい印象を与えるものは避け、まちなみの美しさを創出する質の高いものとする。 ④周囲の景観に影響を与える大規模店舗は、高さや色彩に配慮し、イメージアップにつながる明るいデザインとする。 ⑤多くの人が集まる施設として、美しく賑わいのある質の高い商業空間の創出を推進する。
4. 工業地 水口工業団地 近江水口 テクノパーク 第2近江水口 テクノパーク 甲南フロンティアパーク 甲賀工業団地 他	①環境に配慮した緑豊かな工業地の形成	①周辺環境に配慮した工場の誘致や、工場敷地周囲及び法面の緑化により、緑豊かな景観まちづくりを推進する。 ②建築物・工作物のデザインや形態は、景観に配慮するよう誘導する。 ③周囲の景観に影響を与える大規模な工場は、高さや色彩に配慮し、周辺に与える圧迫感等の軽減に努める。 ④山なみや田園等の周辺景観との調和に配慮した工業地の形成を推進する。

基本目標③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

<景観類型別の景観形成の方針>

□道路軸・鉄道軸の景観

地域の特性を生かした沿道景観や車窓景観を大切にしたい景観まちづくりに配慮してください。

《景観まちづくりの視点》

- ・ 地域の特性を生かした沿道景観の形成
- ・ 道路景観・車窓景観に配慮とした建築物・屋外広告物の誘導

	方 針	取り組むべき施策
1. 幹線道路沿い 国道1号沿い 国道307号沿い 主要地方道 草津伊賀線沿い 他	①地域景観と調和した沿道景観の形成 ②秩序ある沿道景観の形成と広がりのある道路空間の創出	①地域の環境、道路沿いの山林景観・田園景観・市街地景観等との調和に配慮し、秩序ある沿道景観を形成する。 ②駐車場や樹林帯等の設置により道路からできるだけ後退する等、道路沿いのオープンスペースの創出を促し、広がりのある道路空間の創出を誘導する。 ③屋外広告物は、道路空間と調和の取れたデザインとし、規制・誘導を図る。 ④道路沿いで行われる開発は、沿道景観に配慮した修景や敷地周辺の緑化等の誘導を図る。 ⑤沿道の景観を著しく損なう資材置き場等の土地利用は、景観形成への取り組みを指導する。 ⑥道路は市民が最もよく利用する公共施設であることから、今後の維持・整備には従来の道路機能やバリアフリーに加え、防災性と景観に配慮する。
2. 鉄道沿い JR草津線 信楽高原鐵道 近江鐵道沿い	①車窓から見える自然景観の確保	①屋外広告物や屋上看板等の設置は、魅力ある車窓景観を妨げないよう誘導を図る。 ②沿線の建築物等は、背景となる山なみや田園への眺望に配慮したものとする。 ③鉄道施設は、景観に配慮したものとする。

基本目標③ 地域の特性を生かした美しいまちなみの創造

<景観類型別の景観形成の方針>

□まちの拠点・核となる景観

まちの玄関口や顔となる市民・人々の交流の拠点施設及びその周辺の整備において、発信性のある個性的で魅力ある景観まちづくりに配慮してください

《景観まちづくりの視点》

- ・まちの玄関口、まちの顔となる発信性のあるまちづくり
- ・交流と賑わいのある都市空間の創造

	方針	取り組むべき施策
1. 新名神 I C 周辺 甲賀・土山 I C 甲南 I C 信楽 I C	①新名神 I C 周辺の秩序ある景観の形成	①周辺の美しい自然景観や田園景観に配慮するとともに、市の玄関口として秩序ある景観形成を図る。 ②建築物・工作物・屋外広告物等は、その配置や形態、意匠、色彩等について、周辺景観との調和を図る。 ③屋外広告物の乱立を避けるため、情報が集約されたわかりやすい観光案内板を設置する等の誘導を図る。 ④周辺で行われる開発は、景観に配慮した修景や敷地周辺の緑化等の誘導を図る。
2. 駅周辺 JR 貴生川駅 甲南駅 寺庄駅 甲賀駅 油日駅 信楽高原鐵道 信楽駅 周辺 他	①地域の玄関口にふさわしい都市空間の形成	①駅前広場や道路は、人が集う場として利用されることから、緑化等による潤いのある空間を形成する。 ②建築物や屋外広告物等は、地域資源と連携して、まちの雰囲気演出する意匠、色彩とする。 ③屋外広告物は建築物と一体感のあるものとし、まちなみの美しさや楽しさを創り出す質の高いデザインとする。 ④駅周辺での放置自転車やはみだし看板等に対して、指導や啓発活動等により秩序ある公共空間の利用を誘導する。 ⑤地域の玄関口及び地域の活性化の役割から、都市機能の向上とともに質の高い環境の維持・整備を図る。

	方 針	取り組むべき施策
3. 公共施設 周辺 市庁舎・地域 市民センター 周辺 教育・文化施 設 周辺 都市公園施設 周辺 他	①地域の景観や文化性に配慮した公共空間の創出 ②景観形成の先導的役割となる公共施設の良質化	①公共施設周辺は緑化を推進するとともに、周辺との統一感に配慮し、つながりのある景観形成を図る。 ②公共建築物は、地域の文化性に配慮し、明るいデザインや高さ、色彩等、周辺景観との調和に配慮する。 ③屋外広告物は、周囲の景観と調和した統一感のあるものとする。 ④道路に面する公共建築物の敷地前面においては、できる限り壁面を後退させ、公共空間の創造に配慮する。 ⑤道路や河川等の公共施設は、地域景観に配慮した整備を推進する。 ⑥景観に配慮した公共施設の良質化を図るため、公共建築物・土木施設の景観形成ガイドラインの作成を検討する。 ⑦公園は、高木やシンボルとなる樹木等の配置に努めるとともに、利用者の安全性に配慮し、犯罪発生の危険性が生じないよう適切な計画とします。遊具等の公園施設は、素材や形態、色彩等に工夫し、周辺景観との調和に努める。 ⑧公共施設は、災害発生時の避難所となるので、明確な誘導看板の設置に努める。

基本目標④ 心の豊かさを実感できる住民主体のまちづくり

<景観類型別の景観形成の方針>

□市民・事業者・行政が一体となった協働による景観まちづくり

景観まちづくりは、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが重要です。それぞれの主体が景観形成の目標の理解・共有に努めるとともに、その取り組みの連携に配慮してください。

《景観まちづくりの視点》

- ・ 主体別の役割の明確化
- ・ 協働による、継続的な景観まちづくりの取り組み
- ・ 総合的な景観行政の推進

第2章 届出の対象となる行為の解説

景観計画区域及び景観形成地区における届出対象となる行為は以下の通りです。

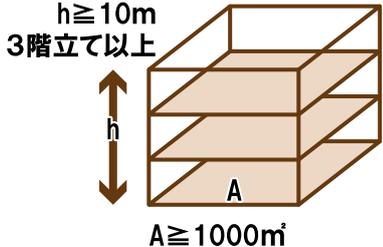
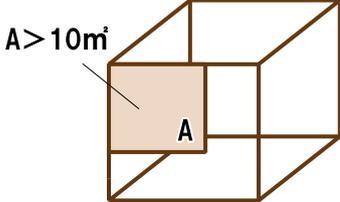
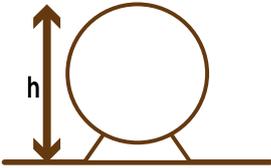
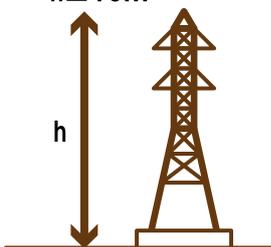
1. 景観計画区域

市域全域（景観形成地区を除く）

(1) 届出対象行為

- 大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転
- 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 届出の対象となる規模

対象		対象とする規模
大規模建築物等	建築物	<p>新築、増築、改築又は移転</p> <p>高さが10メートル以上のもの 若しくは3階建以上のもの 床面積が1,000平方メートル以上のもの</p>  <p>$h \geq 10\text{m}$ 3階建て以上 $A \geq 1000\text{m}^2$</p>
		<p>外観を変更することとなる修繕等</p> <p>行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの</p>  <p>$A > 10\text{m}^2$</p>
	工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの)	<p>新築、増築、改築又は移転</p> <p>高さが10メートル以上のもの</p>  <p>$h \geq 10\text{m}$</p>
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)	<p>外観を変更することとなる修繕等</p> <p>高さが13メートル以上のもの</p>  <p>$h \geq 13\text{m}$</p>

(3) 届出の対象から除外する行為

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

- ① 通常の管理行為、軽易な行為等
 - ・届出の対象となる規模未満のもの
 - ・地盤面下における行為
 - ・工事に必要な仮設の工作物
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 法令又は他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為

※施行規則第 13 条

(規則で定める法令又は他の条例の規定に基づく許可等を要する行為)

- ・森林法に規定する地域森林計画の対象となっている民有林又は保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採又は水面の埋立て若しくは干拓で、同法による許可を要する行為とする。

※施行規則第 14 条

(規則で定める地域、地区等)

- (1) 自然公園法に規定する国定公園（普通地域を除く。）
- (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (3) 都市公園法に規定する都市公園
- (4) 都市計画法に規定する地区計画及び住宅地高度利用地区計画の区域
- (5) 都市再開発法に規定する再開発地区計画の区域
- (6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に規定する沿道地区計画の区域
- (7) 集落地域整備法に規定する集落地区計画の区域
- (8) 都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区
- (9) 河川法に規定する河川区域
- (10) 文化財保護法に規定する史跡、名勝及び天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区並びに重要伝統的建造物群保存地区
- (11) 滋賀県立自然公園条例に規定する滋賀県立自然公園（普通地域を除く。）
- (12) 滋賀県自然環境保全条例に規定する滋賀県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- (13) 滋賀県文化財保護条例に規定する滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝及び滋賀県指定天然記念物の指定地域並びに滋賀県選定伝統的建造物群保存地区

- ④ 国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為

施行規則第 15 条

(条例第 16 条第 5 号の規則で定める公共団体)

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）

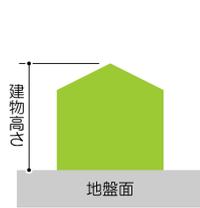
(条例第 16 条第 5 号の規則で定める公共団体が行う行為)

- ・条例第 2 条第 5 号に規定する大規模建築物等の新築等とする。

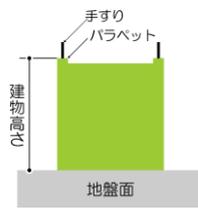
参考：建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号）

原則は地盤面から屋上の突起物等を除いた最上端までの高さの事です。
 屋上の突起物とは以下のものをいいます。

- ・棟飾りや防火壁の突出部分
- ・階段室やエレベーターの機械室でその面積が建築面積の1/8以下のもの

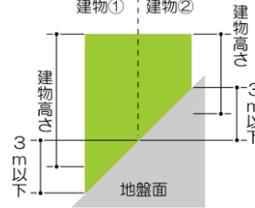


建築高さは、地盤面から最上端までの高さになります。



陸屋根（水平な屋根）で、パラペット手すりがあるとき

建築高さは、地盤面からパラペット天端までの高さになります。

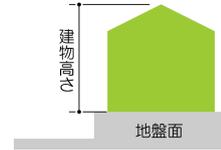


地盤面が

水平でないとき

高さの差が3m以内のときはその平均値からの高さになります。

高さの差が3mを超えるときは、3m以内ごとに建物を区切ってそれぞれの部分の平均値を高さとします。



前面道路と

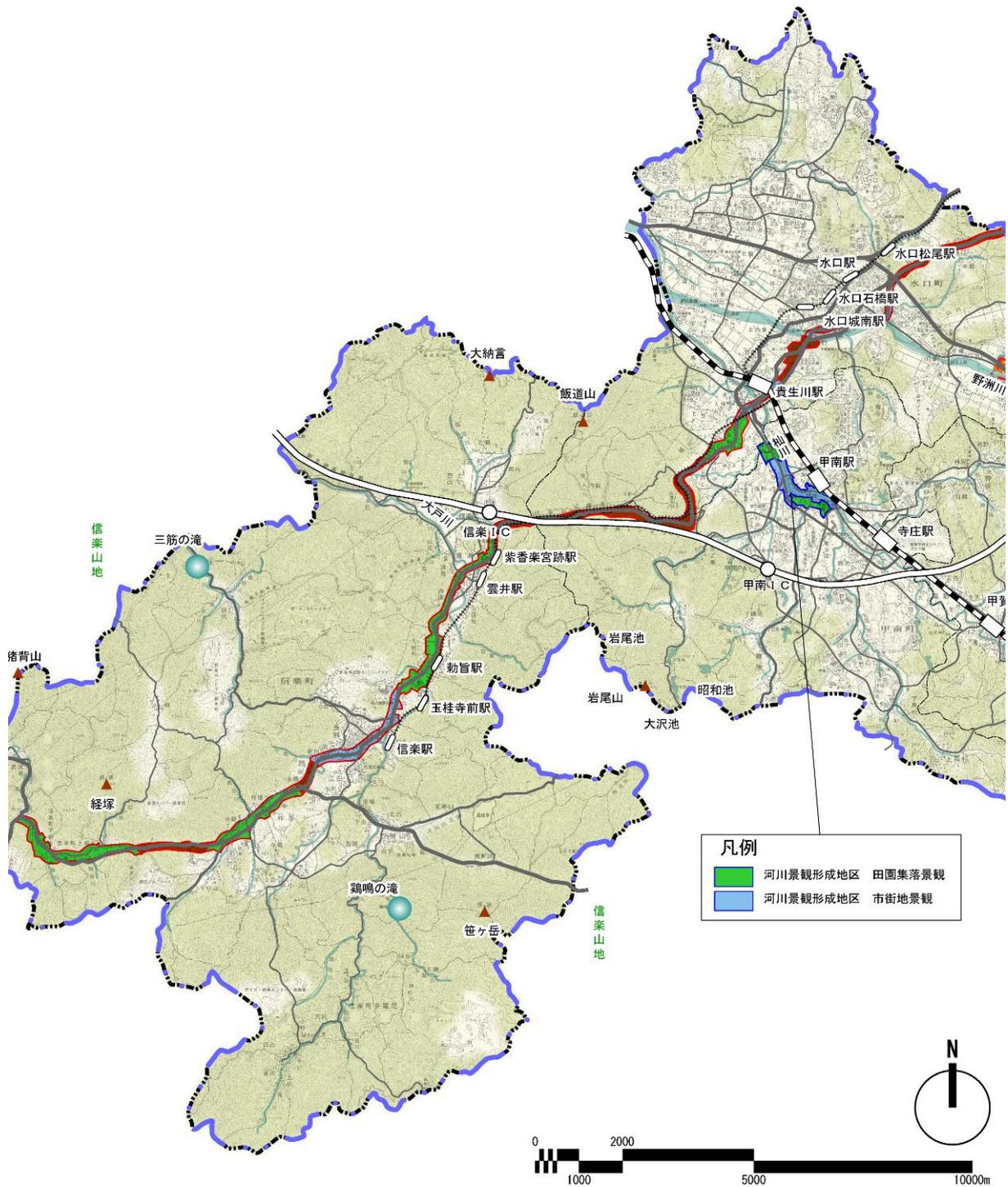
高低差があるとき

前面道路等と建物の建っている地盤の高さが異なる場合は、建物の建っている地盤面からの高さになります。

	平均的な高さ			平均的な高さ	
	木造	RC造、鉄骨造		木造	RC造、鉄骨造
2階建	7.0m	8.0m	5階建	17.5m	18.5m
3階建	10.5m	11.5m	10階建	35.0m	36.0m
4階建	14.0m	15.0m	15階建	52.5m	53.5m

**b. 杣川河川
景観形成地区**

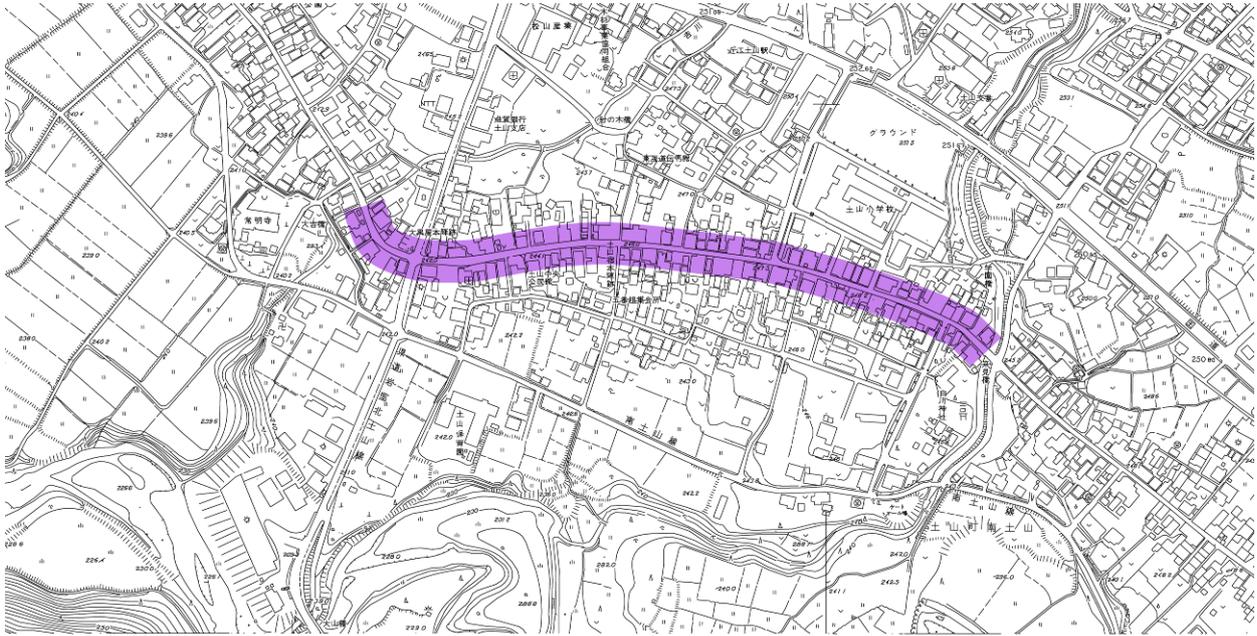
杣川の杣川大橋から野田橋の区間における両側の区域



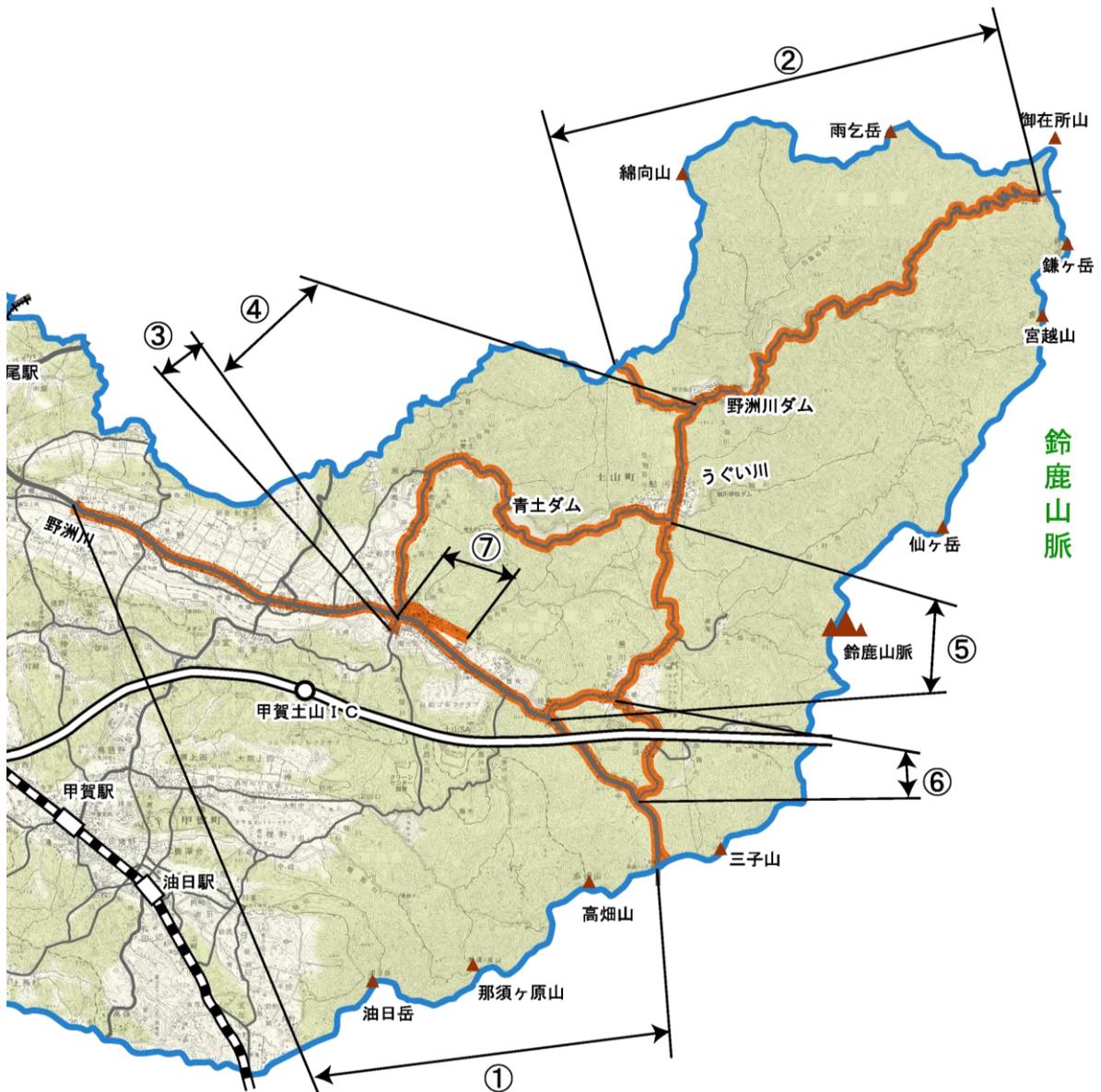
**c. 東海道士山宿
景観形成地区**

旧東海道の吉川から来見川の区間

東海道に面している範囲及び
その関連のある通り



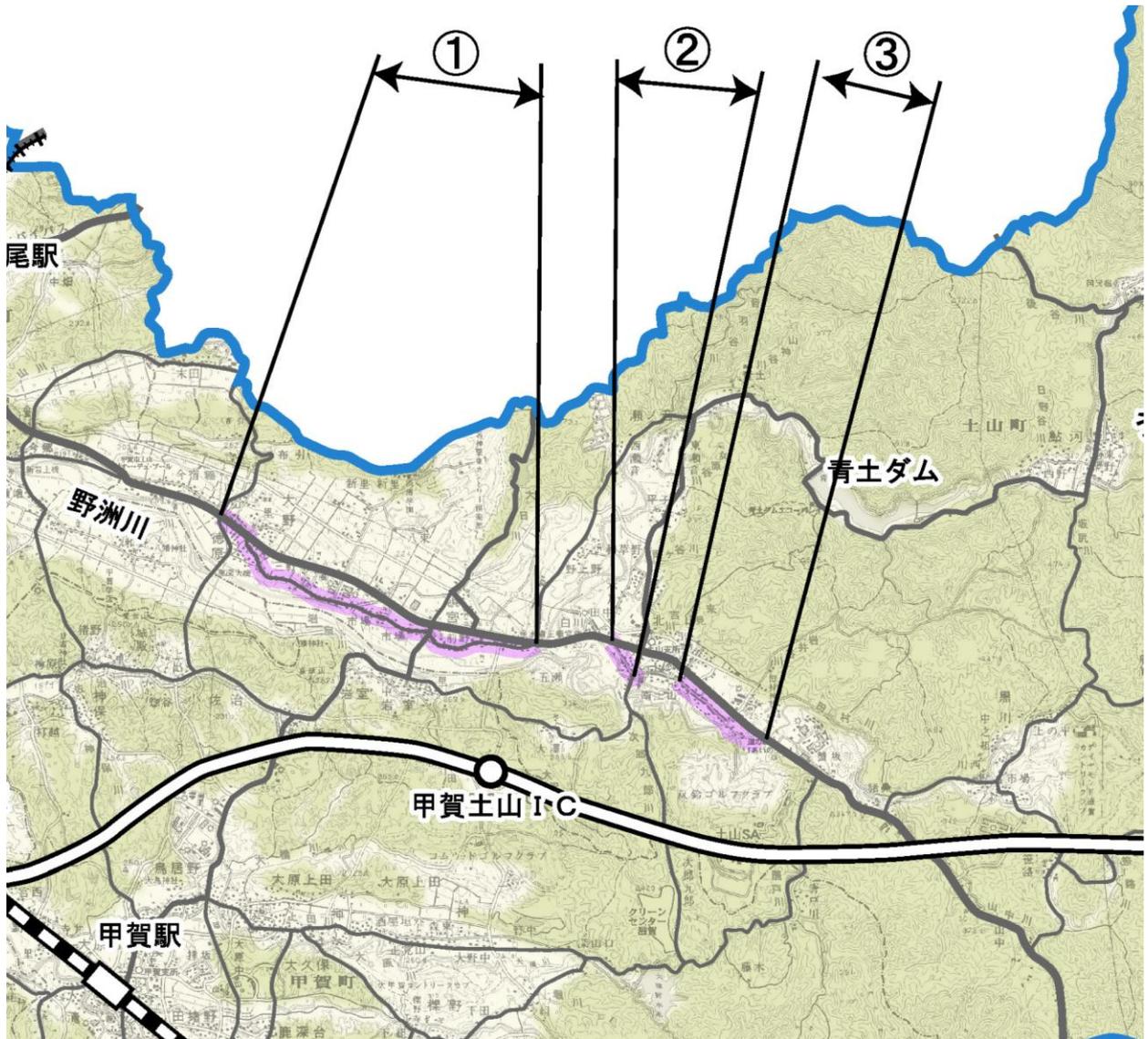
d. 土山地域 国道1号等沿道 景観形成地区	① 国道1号（土山地域の範囲）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	② 国道477号全区間 （土山地域の範囲）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	③ 県道岩室北土山線（539号） （国道1号～市道南土山線）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	④ 県道大河原北土山線全区間 （9号）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	⑤ 県道鮎河猪鼻線全区間 （507号）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	⑥ 県道黒川山中線全区間 （187号）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域
	⑦ 市道北土山線 （トラバースロード） （県道大河原北土山線～ 市道鮎川・横尾線の間）	道路敷及び道路境界から片側50メートル以内の両側の区域



e. 土山地域やまなみ 景観形成地区	① 鈴鹿スカイライン周辺地区	道路敷及び道路境界から片側 200メートル以内の両側の 区域、又は道路から望見でき る範囲
	② 野洲川ダム周辺地区	道路敷及び道路境界から片側 200メートル以内の両側の 区域、又は道路から望見でき る範囲
	③ 青土ダム周辺地区	道路敷及び道路境界から片側 200メートル以内の両側の 区域、又は道路から望見でき る範囲
	④ 大河原園地周辺地区	野洲川のふれあい橋から宮下 橋の区間で、左岸境界から市 道まで及び右岸境界から 200メートル以内の区域又 は周辺の道路から望見でき る区域
	⑤ へつじ隧道周辺地区	隋道半径 200メートル以内 の区域



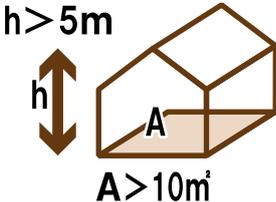
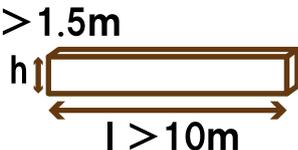
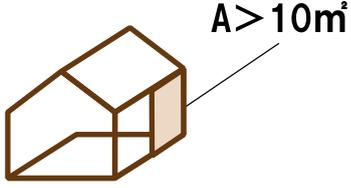
f. 土山地域 東海道まちなみ 景観形成地区	① 大野地区	旧東海道の大野交差点から野洲川の区間
	② 土山地区	旧東海道の南土山交差点から吉川の区間
	③ 土山地区	旧東海道の来見川から田村神社前交差点の区間



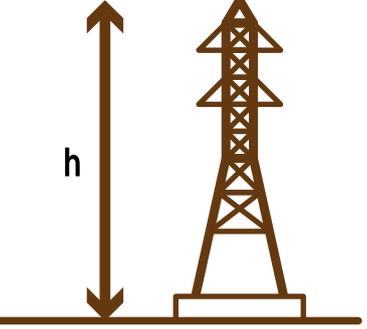
(1) 届出対象行為

- ☑ 建築物等の新築、新設、増築、改築又は移転
- ☑ 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ☑ 木竹の伐採
- ☑ 屋外における物件の堆積
- ☑ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ☑ 水面の埋立て又は干拓

(2) 届出の対象となる規模

対象とする行為	対象とする規模
<p>建築物</p> <p>新築、増築、改築又は移転</p>	<p>< 塀以外の建築物 > 高さが5メートルを超えるもの 床面積が10平方メートルを超えるもの</p>  <p>$h > 5m$ $A > 10m^2$</p> <p>< 塀・門の場合 > 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの</p>  <p>$h > 1.5m$ $l > 10m$</p>
<p>外観を変更することとなる修繕等</p>	<p>< 塀以外の建築物 > 行為部分の面積が10平方メートルを超えるもの</p>  <p>$A > 10m^2$</p> <p>< 塀・門の場合 > 高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの</p>

※「高さ」は、地盤面からの高さとする。

対象とする行為		対象とする規模
<p>工作物 (規則で定めるもので、下記以外のもの)</p>		<p>高さが5メートルを超えるもの</p> <p>$h > 5m$</p> 
<p>垣(生垣を除く。)、柵、塀、門、擁壁 その他これらに類するもの</p>	<p>新築、増築、改築又は移転</p> <p>外観を変更することとなる</p>	<p>高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは長さが10メートルを超えるもの</p>
<p>汚水又は廃水処理する施設</p>	<p>修繕等</p>	<p>高さが1.5メートルを超えるもの 若しくは行為部分の築造面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>$h > 1.5m$</p> 
<p>電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)</p>	<p>新築、増築、改築又は移転</p> <p>外観を変更することとなる</p> <p>修繕等</p>	<p>高さが13メートル以上のもの</p> <p>$h \geq 13m$</p> 
<p>木竹の伐採</p>		<p>木竹の高さが5メートルを超えるとき</p>
<p>屋外における物件の堆積</p>		<p>高さが1.5メートルを超えるとき</p> <p>面積が100平方メートルを超えるとき</p> <p>期間が30日を超えるとき</p>
<p>土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更</p>		<p>法面の高さが1.5メートルを超えるとき</p> <p>長さが10メートルを超えるとき</p> <p>行為の部分面積が100平方メートルを超えるとき</p>
<p>水面の埋立て又は干拓</p>		<p>法面の高さが1.5メートルを超えるとき</p> <p>長さが10メートルを超えるとき</p> <p>面積が100平方メートルを超えるとき</p>

※「高さ」は、地盤面からの高さとする。

【規則で定める工作物】

- (1) 垣（生垣を除く。）、柵、塀、門、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突又はごみ焼却施設
- (3) アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの（屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物(以下「屋外広告物」という。)に該当するものを除く。)
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。)
- (5) 彫像その他これに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。)
- (6) 高架水槽その他給水に関する施設
- (7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント※その他これらに類する製造施設
- (9) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (10) 汚水又は廃水进行处理する施設
- (11) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。)
- (12) その他市長が指定するもの

※ プラント：生産設備。大型機械等。

(3) 届出の対象から除外する行為

ただし、以下の行為については、届出対象から除外します。

- ① 通常の管理行為、軽易な行為等
 - ・届出の対象となる規模未満のもの
 - ・地盤面下における行為
 - ・工事に必要な仮設の工作物
- ② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ③ 法令又は他の条例に基づいて定められた区域内で行われる行為

※施行規則第 13 条

(規則で定める法令又は他の条例の規定に基づく許可等を要する行為)

- ・森林法に規定する地域森林計画の対象となっている民有林又は保安林における開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更、木竹の伐採又は水面の埋立て若しくは干拓で、同法による許可を要する行為とする。

※施行規則第 14 条

(規則で定める地域、地区等)

- (1) 自然公園法に規定する国定公園（普通地域を除く。）
- (2) 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- (3) 都市公園法に規定する都市公園
- (4) 都市計画法に規定する地区計画及び住宅地高度利用地区計画の区域
- (5) 都市再開発法に規定する再開発地区計画の区域
- (6) 幹線道路の沿道の整備に関する法律に規定する沿道地区計画の区域
- (7) 集落地域整備法に規定する集落地区計画の区域
- (8) 都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区
- (9) 河川法に規定する河川区域
- (10) 文化財保護法に規定する史跡、名勝及び天然記念物の指定地域、伝統的建造物群保存地区並びに重要伝統的建造物群保存地区
- (11) 滋賀県立自然公園条例に規定する滋賀県立自然公園（普通地域を除く。）
- (12) 滋賀県自然環境保全条例に規定する滋賀県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
- (13) 滋賀県文化財保護条例に規定する滋賀県指定史跡、滋賀県指定名勝及び滋賀県指定天然記念物の指定地域並びに滋賀県選定伝統的建造物群保存地区

- ④ 国・地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為

施行規則第 15 条

(条例第 16 条第 5 号の規則で定める公共団体)

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人国立病院機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (11) 地方住宅供給公社
- (12) 地方道路公社
- (13) 土地開発公社
- (14) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）

(条例第 16 条第 5 号の規則で定める公共団体が行う行為)

- ・条例第 2 条第 5 号に規定する大規模建築物等の新築等とする。

第3章 景観形成基準の解説

甲賀市景観計画に定められている景観形成基準は、以下の項目ごとに設けられています。

【景観計画区域（景観形成地区を除く甲賀市全域）】

(i) 建築物（建築物に附属する門及び塀を除く。）の新築、増築又は改築		
1) 敷地内における位置	4) 色彩	7) 樹木等の保全措置
2) 形態	5) 素材	
3) 意匠	6) 敷地の緑化措置	
(ii) 次に掲げる工作物の新築、増築又は改築		
(1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの		
(2) 門（建築物に附属するものを含む。）		
(3) 擁壁		
(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における位置 ・形態・意匠 ・色彩 ・敷地の緑化措置 ・樹木等の保全措置
(5) 彫像その他これに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠・色彩 ・敷地の緑化措置
(6) 汚水又は廃水进行处理する施設		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における位置 ・形態・意匠 ・色彩 ・敷地の緑化措置 ・樹木等の保全措置
(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における位置 ・敷地の緑化措置 ・樹木等の保全措置
(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における位置 ・意匠 ・色彩 ・敷地の緑化措置 ・樹木等の保全措置
(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）		
(iii) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更		

【景観形成地区】

a. 国道307号沿道景観形成地区

(山地景観・田園集落景観・市街地景観・信楽市街地景観(国道307号))

b. 杣川河川景観形成地区(田園・集落景観・市街地景観)

(i) 建築物(建築物に附属する門及び塀を除く。)の新築、増築又は改築

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| 1) 敷地内における位置 | 4) 色彩 | 7) 樹木等の保全措置 |
| 2) 形態 | 5) 素材 | |
| 3) 意匠 | 6) 敷地の緑化措置 | |

(ii) 次に掲げる工作物の新築、増築又は改築

(1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む。)その他これらに類するもの

(2) 門(建築物に附属するものを含む。)の新設、増築又は改築

(3) 擁壁の新設、増築又は改築

(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

- ・敷地内における位置
- ・形態・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(5) 彫像その他これに類するもの

- ・敷地内における位置
- ・形態・意匠・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(6) 汚水又は廃水処理する施設

- ・敷地内における位置
- ・形態・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

- ・敷地内における位置
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

- ・敷地内における位置
- ・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)

- ・敷地内における位置
- ・形態
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置

(iii) 建築物等の移転

(iv) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替え

(v) 規模建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更

(vi) 木竹の伐採

(vii) 屋外における物件の堆積

- ・敷地内における位置
- ・形態
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

(ix) 水面の埋立て又は干拓

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

- ・形態
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

- c. 東海道士山宿景観形成地区
- d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区
- e. 土山地域やまなみ景観形成地区
- f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

(i) 建築物（建築物に附属する門及び塀を除く。）の新築、増築又は改築

- | | | |
|--------------|------------|-------------|
| 1) 敷地内における位置 | 4) 色彩 | 7) 樹木等の保全措置 |
| 2) 形態 | 5) 素材 | |
| 3) 意匠 | 6) 敷地の緑化措置 | |

(ii) 次に掲げる工作物の新築、増築又は改築

(1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

(2) 門（建築物に附属するものを含む。）

(3) 擁壁

(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

- ・敷地内における位置
- ・形態・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(5) 彫像その他これに類するもの

- ・形態・意匠・色彩
- ・敷地の緑化措置

(6) 汚水又は廃水进行处理する施設

- ・敷地内における位置
- ・形態・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

- ・敷地内における位置
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

- ・敷地内における位置
- ・意匠
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

- ・敷地内における位置
- ・形態
- ・色彩
- ・敷地の緑化措置

(iii) 建築物等の移転

(iv) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替え

(v) 規模建築物等の外観を変更することとなる色彩の変更

(vi) 木竹の伐採

(vii) 屋外における物件の堆積

- ・敷地内における位置
- ・形態
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

(ix) 水面の埋立て又は干拓

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

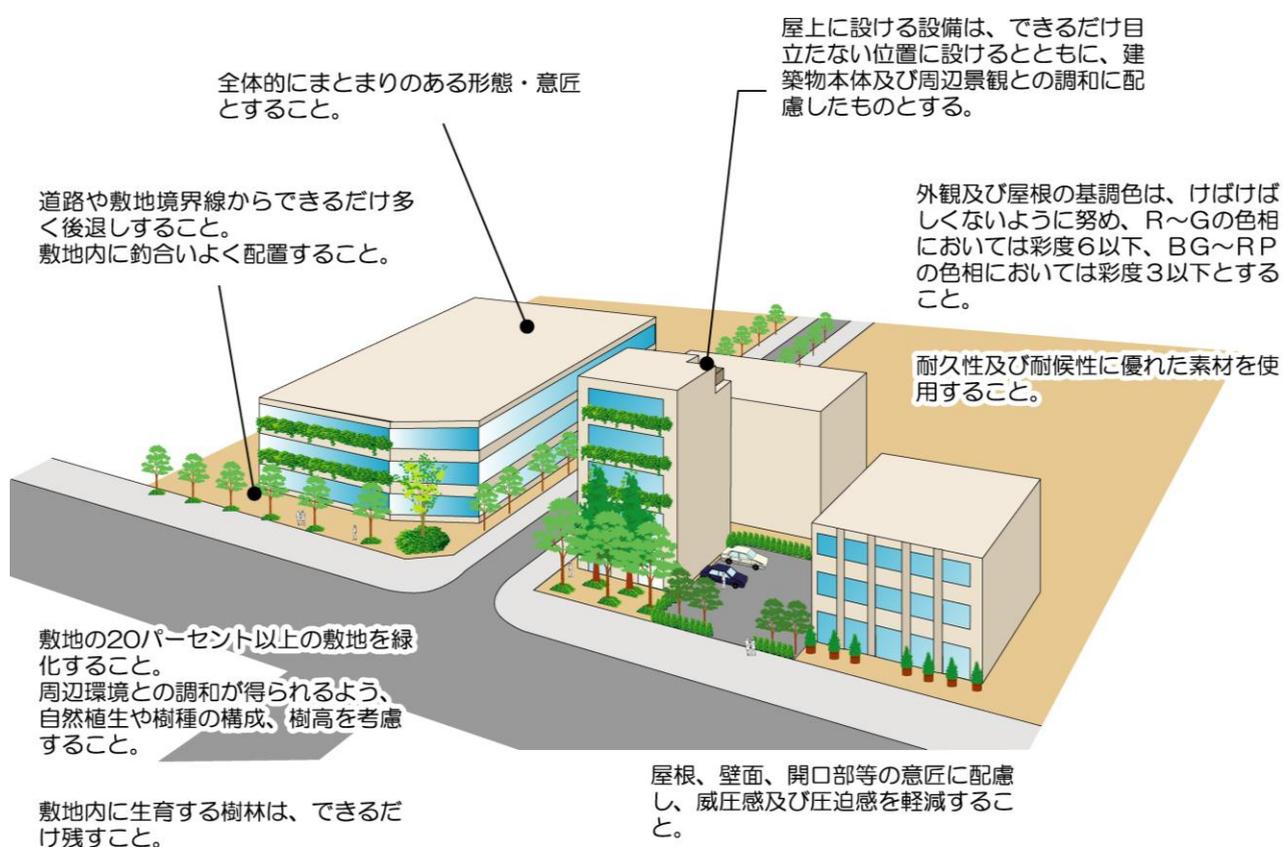
- ・形態
- ・敷地の緑化措置
- ・樹木等の保全措置

1. 景観計画区域（景観形成地区を除く甲賀市全域）

■ 基本的な考え方

- 1 建築物等の敷地内における位置については、敷地境界線からできるだけ後退することとし（東海道等歴史的な道筋は壁面線の統一を行い）、又、外観については、柔和な印象となるよう建築物等の形態、意匠、色彩、素材等に十分配慮し、周辺景観に与える威圧感及び圧迫感を軽減するよう努め、全体としてまとまりのあるものとする。
- 2 敷地内の空地は、建築物等が周辺景観と一体となってなじむよう、自然植生を考慮した樹木による修景を行い、緑豊かな景観を形成すること。
- 3 敷地内に生育する樹木等はできるだけ保全し、修景に生かすよう努めること。

【景観形成のイメージ】



(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転

1) 敷地内における位置

【基準】

- (1)原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2)原則として、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。
- (3)敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置すること。

■ 基本的な考え方

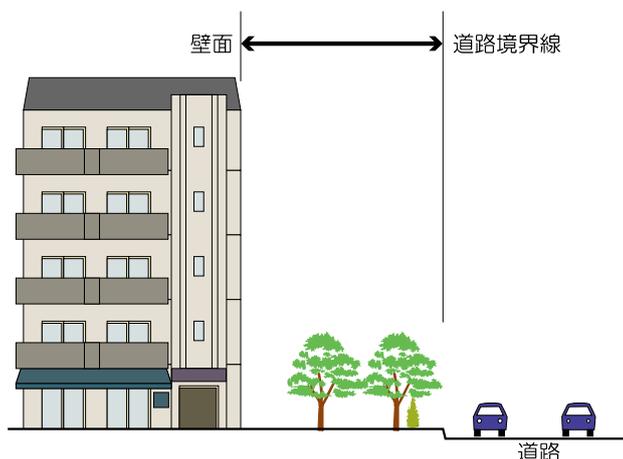
□ 敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ゆとりのある景観や周辺の風景との調和を図るため、建築物等の周囲に、できるだけ多くの空地を確保するような配置にしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。



□ 道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退する。

- ・道路景観にゆとりを持たせるため、威圧感及び圧迫感を与えないよう道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。



※ 街路幅員をD、沿道建物高さをHとしたときの両者の比(D/H)は、街路空間における囲まれ感を表す指標となります。

D/H=3~4以上は囲まれ感はなく茫漠とした空間となります。D/H=1~3はやや囲まれ感があり、特に大通りのような格の高い街路はD/H=1~2程度がよいと言われています。D/H=1~1.5付近になると囲まれ感が生じます。D/H=1以下は非常に囲まれ感が強くなりますが裏通りや横丁等の賑わいや親密感を演出することができます。京都の町家のスケールは、D/H=1.5程度です。

(出典：街路の景観設計／土木学会編／技報堂出版)

□ 釣り合いよく配置する。

- 建築しようとする建築物は、ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、敷地内の既存建築物等の規模も併せて考えながら配置しましょう。
- まちなみ全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等にも配慮しましょう。



道路との境界線から後退し、緑化を行った例（水口地区）

2) 形態

【基準】

- (1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- (2) 周辺の建築物の多く^{※1}が入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょう^{※2}又は樹林地がある地区にあっては山りょう又は樹木の形態と調和を図るため、原則として、こう配のある屋根を設けること。
- (3) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。
- (4) 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイライン^{※3}に与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。

※1 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

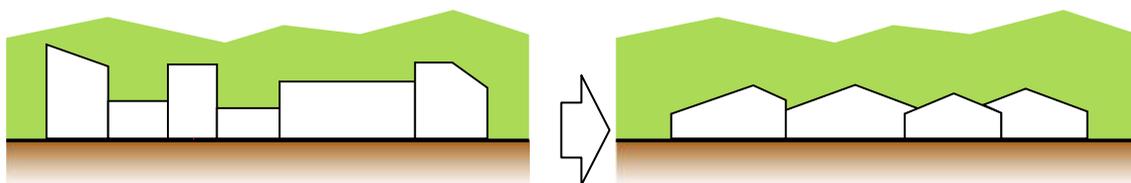
※2 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

※3 スカイライン：空を背景として、建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線

■ 基本的な考え方

□ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

- ・ 一体性のある良好なまちなみ景観を形成するため、周辺の自然景観や既存の建築物等の形態のまとまりに配慮しましょう。
- ・ 一方で建築物が、あまりにも規格化されすぎると、まちなみに味わいがなくなるおそれがあるため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性や統一感が感じられるようにしましょう。



□ 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山りょう若しくは樹林地がある地区にあっては、原則として、こう配のある屋根を設ける。

- ・ 屋根はシルエットをつくる重要な要素であり、建物の個性を表現するだけではなく、周辺景観に大きな影響力を持ちます。
建築物の多くがこう配屋根をもった地区においては、それ以外の屋根形態の建築物が入り込むことで極度に違和感を生じさせる屋根の形態は避けましょう。
- ・ 樹林地や山りょうの近傍にあっては、こう配屋根の地区と同様に背景自体がこう配を持つ“輪郭”であり、このような地区にあっては極度に違和感を生じさせる屋根の形態は避けましょう。

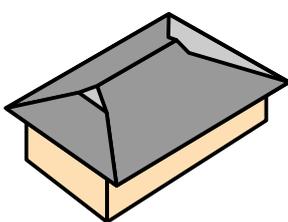
□ 原則として、こう配のある屋根を設けること。

- 屋根のこう配の基準は、原則2/10～7/10とし、4/10～5/10を推奨します。
- 屋根のこう配が3/10以下又は6/10以上の場合は変更をお願いすることがあります。
- こう配のある屋根の設置が必要のない地区についても、こう配のある屋根の設置やこう配のある屋根を模したパラペット※の設置に努めましょう。
- こう配のある屋根には入母屋、切妻等の形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻等の設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にする等の工夫が必要です。

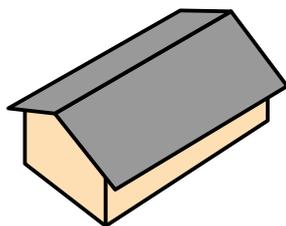
※ パラペット：建物の屋上や吹抜廊下等の端の部分に立ち上げられた小壁や手すり壁。

【こう配のある屋根の形態】

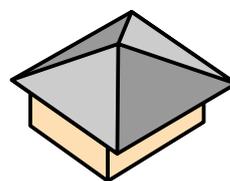
①入母屋屋根



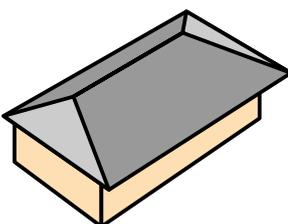
②切妻屋根



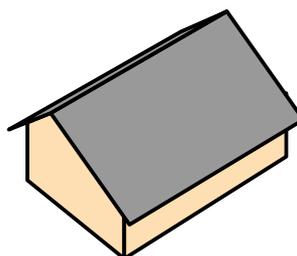
③方形屋根



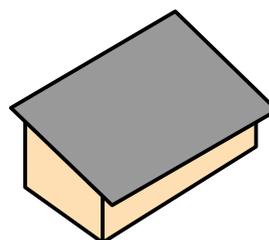
④寄棟屋根



⑤招き根妻



⑥片流れ屋根



こう配のある屋根を用いた大規模建築物



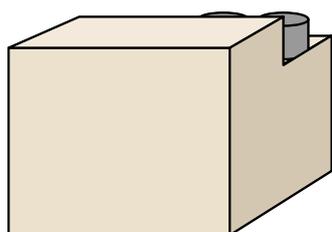
こう配のある屋根を模したパラペットのある大規模建築物

□ 屋上等に設ける設備、屋上工作物は、建築物本体及び周辺景観との調和やスカイラインに影響を与えないよう、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、すっきりした形態とすること。

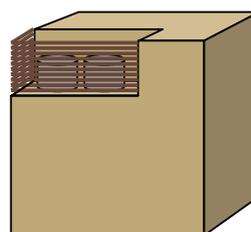
- 高架水槽やクーリングタワーといった設備類は、規格品のものが多く、これら無機質な設備類は周辺の景観を大きく損なうおそれがあります。
- 屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるとともに、スカイラインに影響を与えないよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- 屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー*等で遮へいしましょう。
- テレビアンテナも景観を阻害する要因ともなります。このため、できるだけ公共空間から直視できないような位置や高さに設置しましょう。
- 屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル(太陽光パネル)も景観を阻害する要因となります。このため、ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。

※ ルーバー：日除け、通風のために隙間を開けて羽根板等を水平に並べて取り付けしたもの。

【屋上の設ける設備等の修景イメージ】



できるだけ望見されない位置に設ける



ルーバー等で遮へい



屋上全体のパラペットを上げる

- 乱雑に林立したアンテナは構造の共有化を図る
- 不調和な重量感のある形態は、すっきりとさせる
- 設備、工作物はまとめて設置する



ルーバーによる修景例



屋上工作物を建物と一体的に修景した例

3) 意匠

【基準】

- (1) 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。
- (2) 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

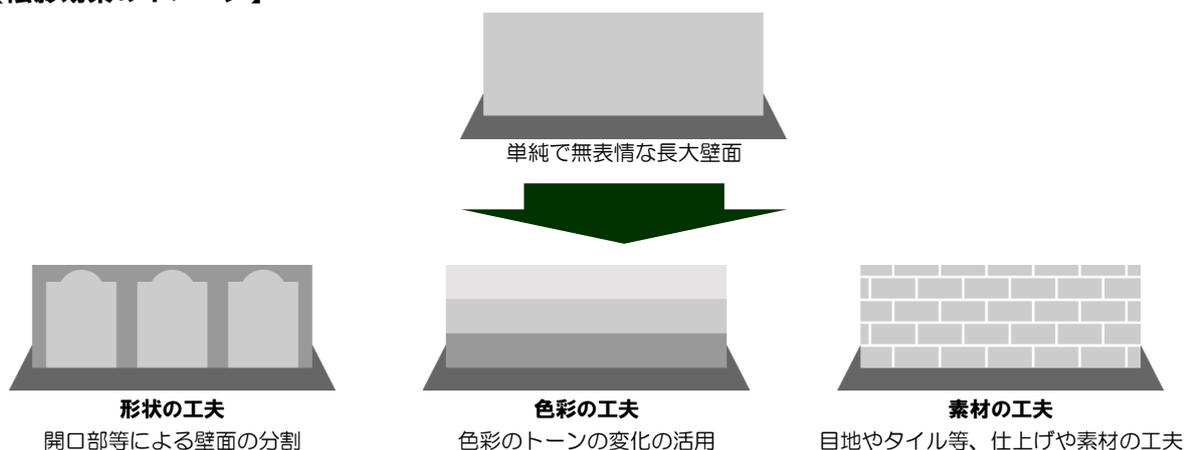
■ 基本的な考え方

- ・ 建築物等の外観は、景観にとって最も重要な要素ともいえます。小さな建築物等であっても周辺との調和に配慮しましょう。

□ 大規模建築物にあっては、意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める。

- ・ 大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感を与えがちになります。
- ・ 大規模建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮しましょう。
- ・ 壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減するようしましょう。

【陰影効果のイメージ】

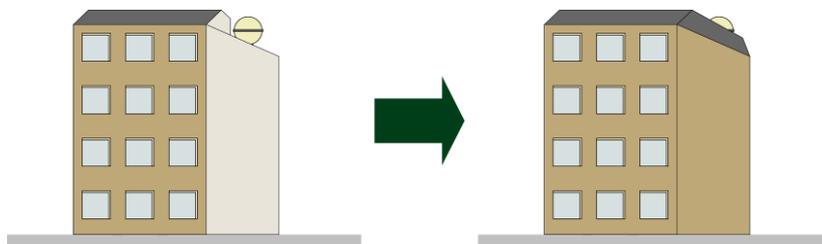


形状の工夫による陰影効果を活用し、威圧感や圧迫感を軽減するとともに、城下町の歴史を感じさせる意匠とした事例

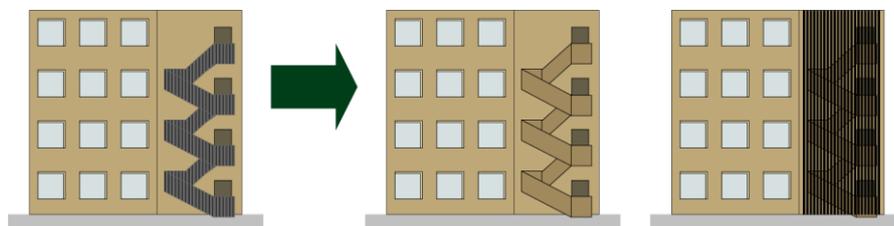
□ 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。

- ・大規模建築物の意匠は、人目につきやすい道路に面する正面部分のみに工夫をこらし、側面や背面は防風や防雨等の機能性のみを重視しデザインに対する配慮がかけるものが多くみられます。
- ・大規模建築物はどの方向からもよく目立つことから、その側面や背面の意匠についても正面とバランスのとれた意匠となるよう、建築物全体としてのまとまりをもたせるようにしましょう。

【建築物全体のまとまりに配慮したイメージ】



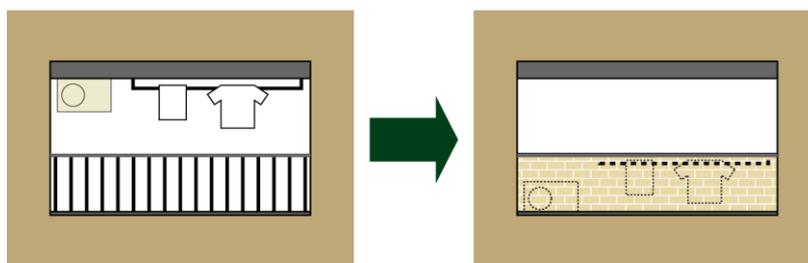
正面の意匠のみに工夫をこらし、側面や背面の意匠に工夫のないものは、深みがなく味気ない景観となりがちです。建築物の側面や背面の意匠についても、正面の意匠とのバランスをとり、まとまりを持たせます。



鉄骨を露出した屋外階段は避け、建物と一体的な意匠・色彩とします。
やむを得ず露出する場合は、ルーバー等で覆います。

- ・外壁に付帯する室外機については、目隠しや建物の色に合わせた着色等による景観的な措置を講じることが望まれます。
- ・道路から見える集合住宅等のバルコニーは、洗濯物や設備等が乱雑な印象を与えることがないよう、通りから見えにくい構造とするとともに安全性を確保し、統一感のあるデザインを心がけます。

【バルコニー等の修景イメージ】



物干しや室外機を低い位置に設置し、外壁のデザインに配慮したパネル等で覆うことで、すっきりとまとまりのある景観とします。



建物本体と屋外階段が一体的にデザインされており、まとまりのある意匠の建築物の例



エアコンの室外機や洗濯物等が見えないように配慮されたバルコニーの例

4) 色 彩

【基準】

(1) けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。

(2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色 相 (マンセル値*1による)	明 度	彩 度
	下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上	6以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系) の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系 (JISZ8721) で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい*2、べんがら*3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

(3) 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。

(4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

(5) 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

※1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性 (色相、明度、彩度) によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は次頁参照のこと。

※2 しっくい: 消石灰に糊 (のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

※3 べんがら: 土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色は JIS 慣用色名でもあり、マンセル値 8R 3.5/7 と規定されている。

■ 基本的な考え方

□ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とする。

- “けばけばしい色彩”とは、色相自体にもその印象を与えるもの (例えば、むらさき、ピンク等) があり、又、彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- “けばけばしい色彩”は、周囲の景観に違和感を与え、突出して見える恐れがあるため、使用を避けましょう。



- ・しっくい壁の白や屋根瓦のシルバーグレー、格子に塗られたべんがらの色等、地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色を使うことを基本とします。
- ・明色を使用するときは“オフホワイト（色味を帯びた明色）”、暗色を使用するときは“カラーグレー（色味を帯びた暗い灰色）”等が望ましいと考えられます。

◇色彩とは

色彩は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）の三要素からなっており、そのいずれかが変化することにより色彩が微妙に変わります。

これらの変化による色彩について、国際的な尺度である“マンセル表色系”を用いて表現することが多くなっていることから、本書でもこの“マンセル表色系”によって表現することとします。

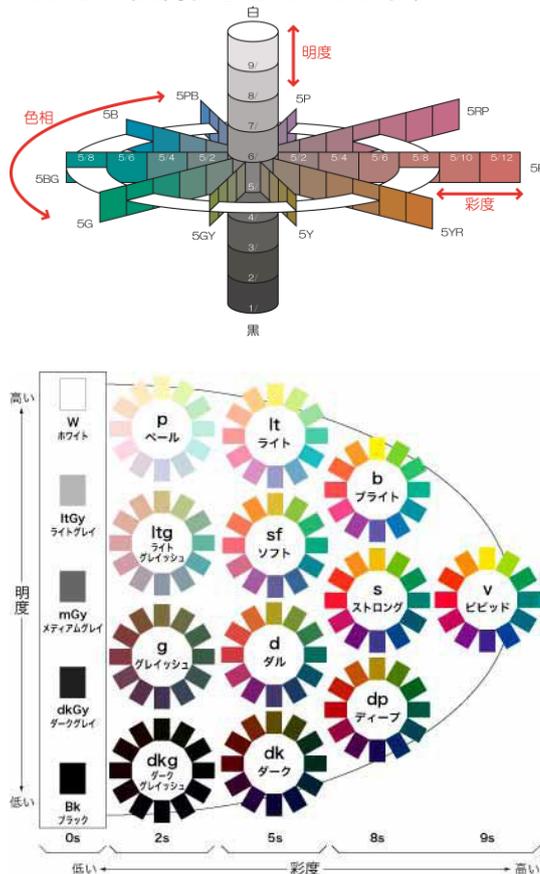
<色相・彩度・明度（色彩の三属性）について>

- ・色相は、色の様相の相違であり、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)等の色名によって特徴付けられます。当基準では、基本の5色にそれぞれの中間色（橙・黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)・赤紫(RP)を加え、10色相を基本とします。
- ・彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合。色相と合わせて色の三属性といいます。
- ・マンセル値 5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相 5G、明度 5、彩度 10を表しています。



<色調について>

- ・色彩の三要素のうち、「明度」と「彩度」を組み合わせたものを「色調（トーン）」と言います。一般に、明度と彩度の組み合わせが似ている色彩は、色相が異なっても同じ印象を与えることができます。



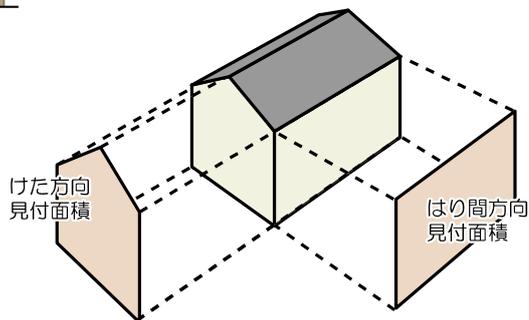
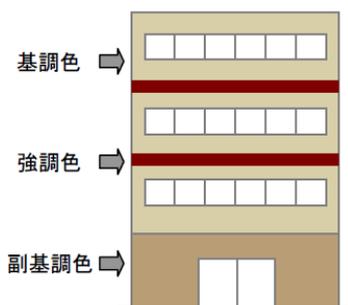
□ 外観及び屋根の基調色は、色相に応じて上限値と下限値を規定する。

- ・基準では、基調色、副基調色について、彩度の上限値、明度の下限値を定めています。
- ・基調色では推奨値を設定しています。副基調色については「おすすめ色」「ご遠慮色」を、強調色については「おすすめ色」のみを示すこととし、推奨値の設定は行いません。
- ・強調色として認める範囲は、5%（見つけ面積の1/20）までとします。5%を超えると「副基調色」となるため、使用できる色に制限がかかります。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用することとします。
- ・屋根には日本瓦の黒、グレー、茶等を採用することを推奨します。

◇基調色とは

本ガイドラインでは、建築物等の外壁の色彩を基調色、副基調色、強調色に分けて考えます。色彩の面積は、それぞれの見つけ面積*ごとに判断します。

分類	内容	面積	使用できる色彩の考え方
基調色	最も大きな面積を占めます。基調色の色がまちなみに大きく影響します。	70%	推奨値の範囲内の色彩を使用する。
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。基調色を引き立て、安定させます。	25%	できるだけ推奨値の範囲内の色彩を使用する。推奨値の範囲以上の色彩を使用する場合においても、「ご遠慮色」の使用は避ける。
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%	原則としておすすめ色を使用する



* 見つけ面積：張間方向またはけた行き方向の鉛直投影面積のこと。

<住居系建築物における色彩景観の考え方>

- ・住宅は日常生活の場であり、そこで生活する人が、落ち着きと安らぎを感じられるように配慮することが必要です。
- ・郊外の住宅においては、比較的明度の高い色を外壁に、グレー系の屋根を配色することにより、爽やかな印象を与えることができます。
- ・基調色はできるかぎり下図の赤線の範囲のものとして下さい。又「パレット SHIGA」のおすすめ色とご遠慮色を参考にして下さい。

色相 (マンセル値による)		明度	彩度
		下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	基準	3以上	6以下
	推奨値	4以上	3以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系)の色相	基準	3以上	3以下
	推奨値	4以上 8以下	2以下
無彩色		3以上	—

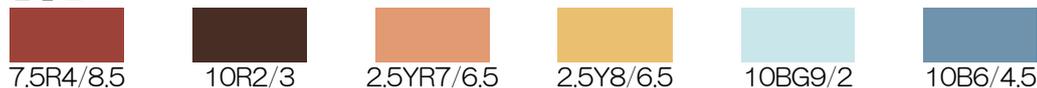
<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

○ 基調色／全体の70%

<おすすめ色>



<ご遠慮色>



○ 副基調色／全体の25%

<おすすめ色>



<ご遠慮色>



○ 強調色／全体の5%

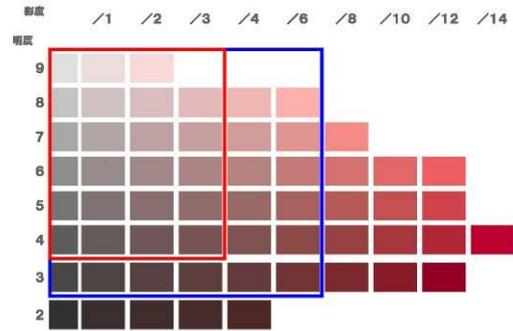
<おすすめ色>



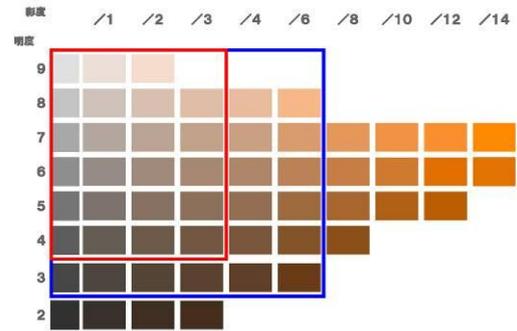
※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

◇基調色の基準 ※赤枠は推奨値・青枠は景観形成基準

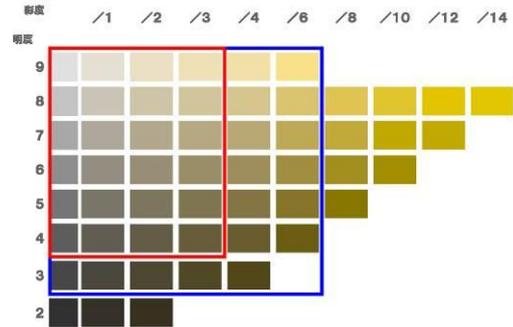
R系



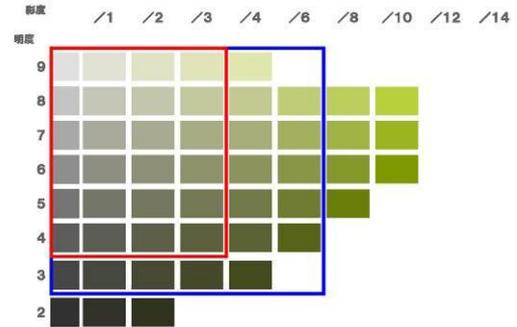
YR系



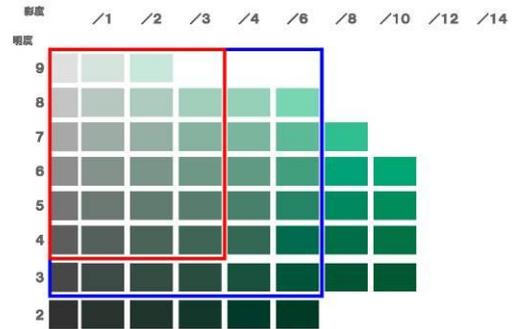
Y系



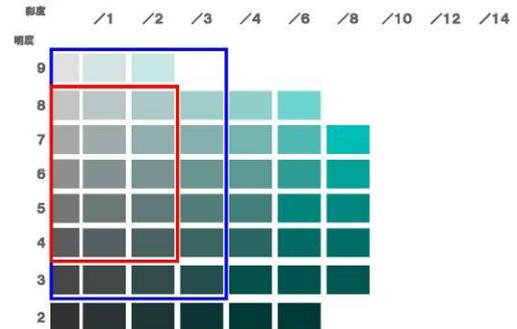
GY系



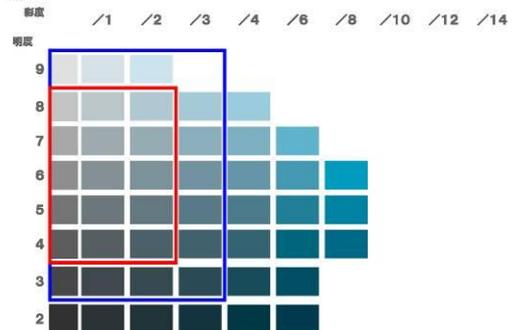
G系



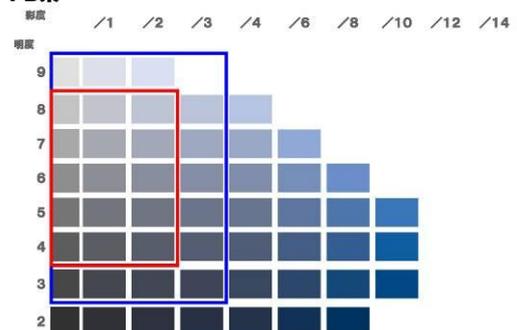
BG系



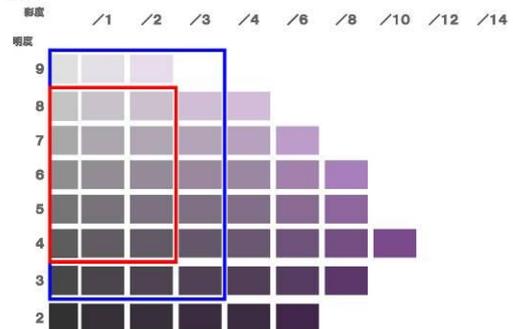
B系



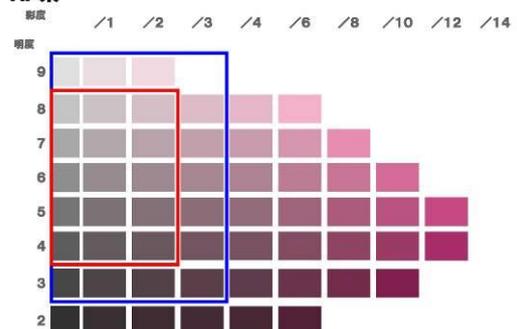
PB系



P系



RP系



<商業系建築物における色彩景観の考え方>

- ・商業施設は人の集まる場であり、にぎやかさや楽しさが求められますが、個々の施設が高彩度の色彩を採用すると、結局はどの施設も目立たなくなり、色彩の統一感のないまちが形成されてしまいます。そういったことにならないよう、比較的低彩度の色を採用することを推奨します。
- ・通りとして連続性が感じられるよう、周辺の建築物との調和に配慮することが必要です。
- ・人が目にする低層部に強調色を採用し、個々の施設の個性を發揮できるような仕掛けをすることにより、にぎやかさ、楽しさを演出することができます。

色相 (マンセル値による)		明度	彩度
		下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	基準	3以上	6以下
	推奨値	4以上	4以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系)の色相	基準	3以上	3以下
	推奨値	4以上	2以下
無彩色		3以上	—

<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

○ 基調色／全体の70%

<おすすめ色>



<ご遠慮色>



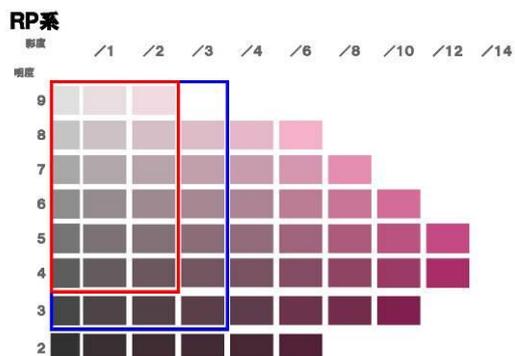
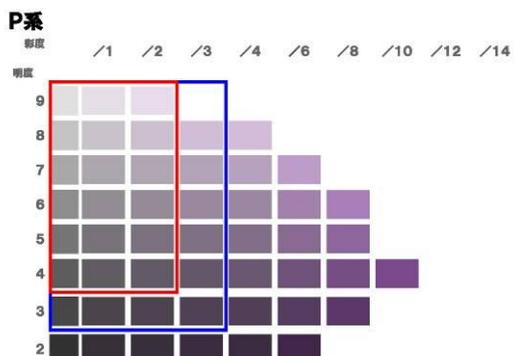
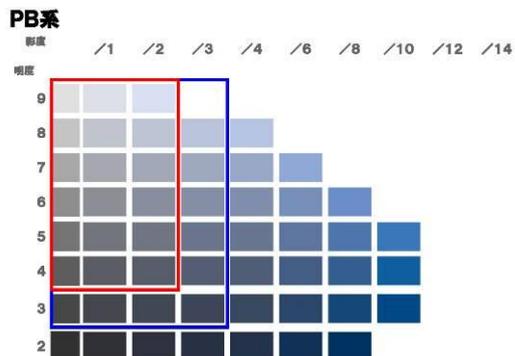
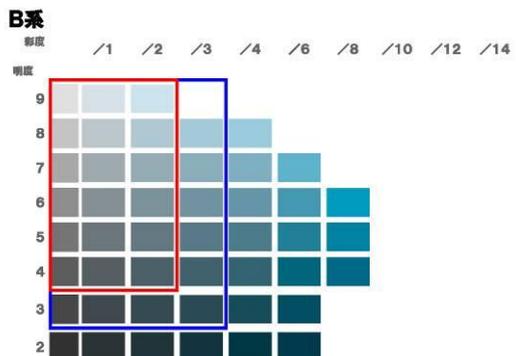
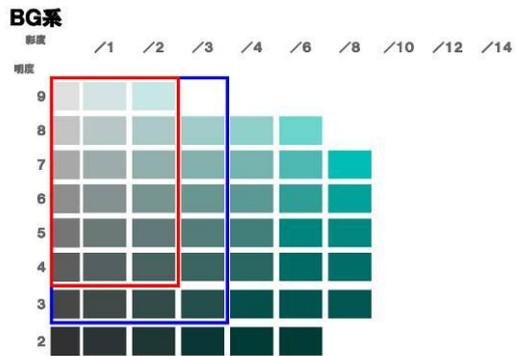
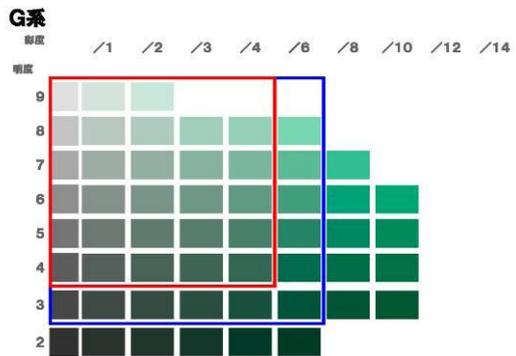
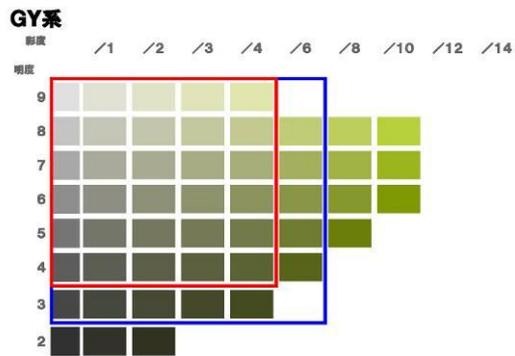
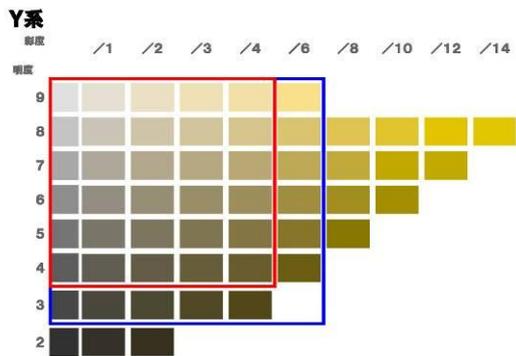
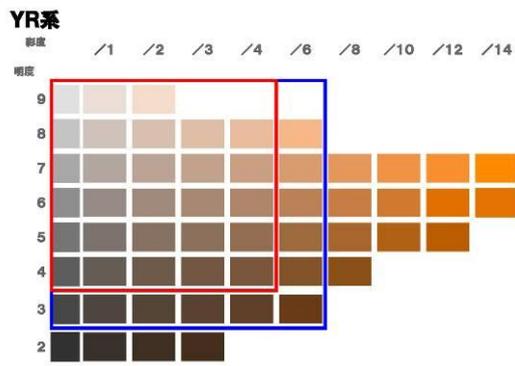
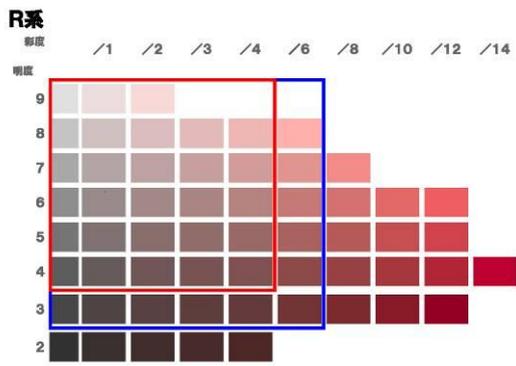
○ 副基調色／全体の25%

<おすすめ色>



※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

◇基調色の基準 ※赤枠は推奨値・青枠は景観形成基準



<工業系建築物における色彩景観の考え方>

- ・工場、倉庫等は大規模な建造物となることが多いため、圧迫感を和らげる比較的明度の高い色彩を採用することを推奨します。
- ・明度の高い外壁に、強調色を効果的に用いることによって、リズム感やアクセントを与えることもできます。
- ・住宅地に隣接する工場等では、街路樹や敷地内緑化と合わせ、潤いの感じられる景観を形成する等、周辺住民の生活に配慮することが必要です。

色相 (マンセル値による)	明度		彩度	
	基準	下限値	上限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	基準	3以上	6以下	
	推奨値	4以上	3以下	
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系)の色相	基準	3以上	3以下	
	推奨値	4以上	2以下	
無彩色		3以上	—	

<参考『パレットSHIGA』によるおすすめ色とご遠慮色>

○ 基調色／全体の70%

<おすすめ色>

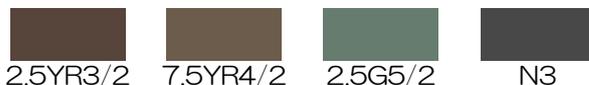


<ご遠慮色>

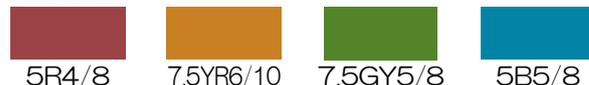


○ 副基調色／全体の25%

<おすすめ色>



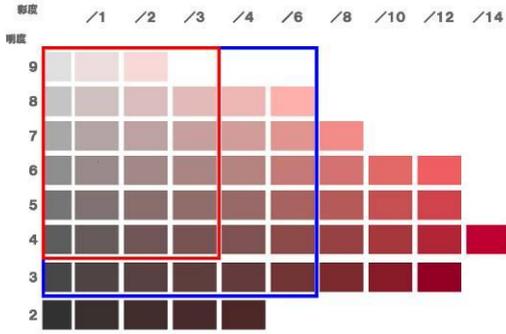
<ご遠慮色>



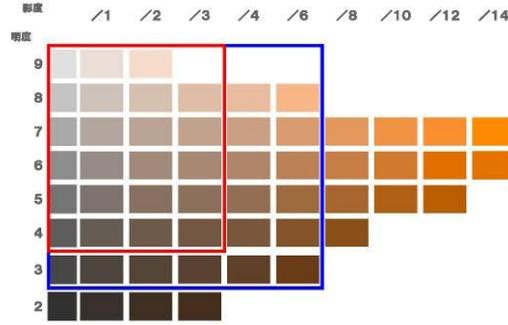
※本ガイドラインで表示する色は、印刷の特性上、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

◇基調色の基準 ※赤枠は推奨値・青枠は景観形成基準

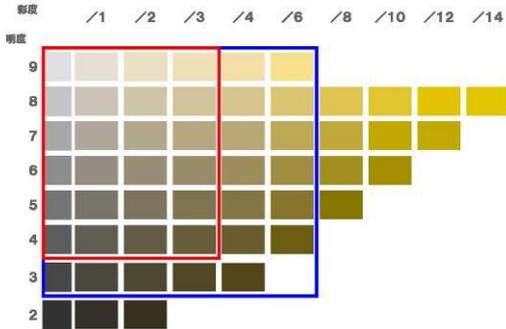
R系



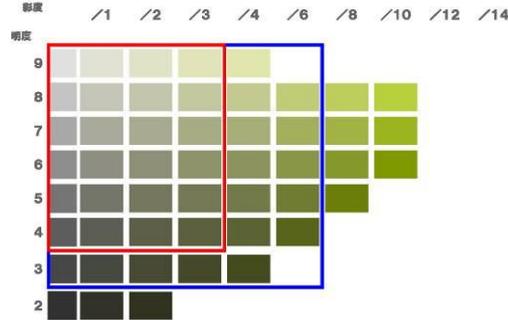
YR系



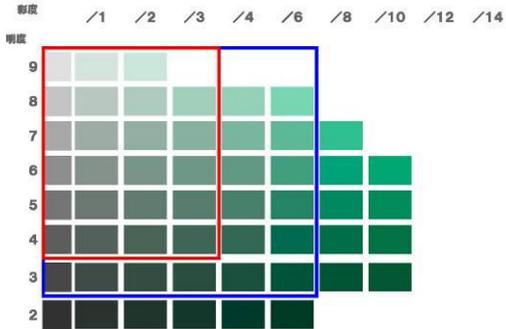
Y系



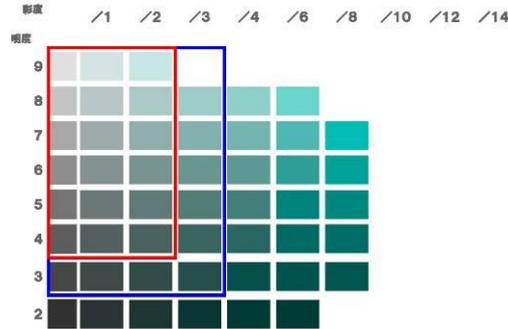
GY系



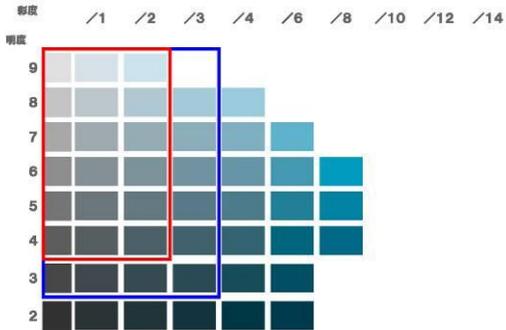
G系



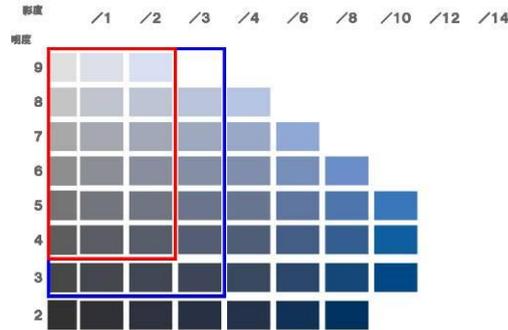
BG系



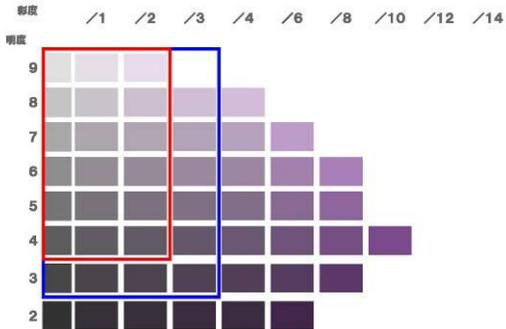
B系



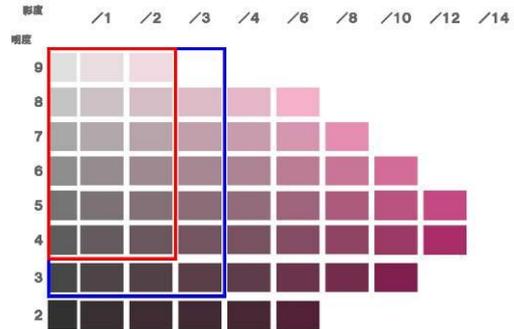
PB系



P系



RP系



□ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるように配慮すること。

- この基準は、個々の建築物において複数の色彩を使用する場合についての配慮すべき事項です。
- 建築物の外観の色を検討するときには、面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わることを考慮する必要があります。
- 色彩計画を行う場合、これらの性質を十分把握し、まとまりと落ち着きが出るよう色の組み合わせを考える必要があります。
- 特に、複数の色を使用する場合は、屋根と外壁及び、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- 例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象を与えることがあります。
- 建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- 又、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。

【屋根と外壁の色の組み合わせのイメージ】

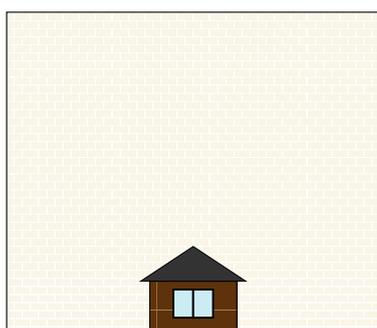


暗い壁と暗い屋根の場合

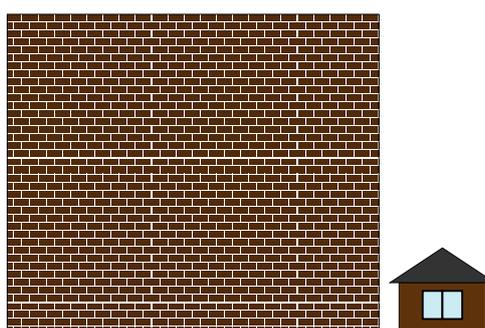


暗い壁と明るい色の屋根の場合

【背後に明色の大きな建築物があるイメージ】



【手前に暗色の大きな建築物があるイメージ】



【落ち着いた色彩を基調色とした建築物のイメージ】



□ 対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう配慮すること。

- 良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。又、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。
- 岩山等（茶系色）において、緑や青の建築物を建てた場合、色相的には対比となりますが、周辺に樹木等の緑がない場合には違和感が生じるようになります。

【対比調和のイメージ】



樹木が少ないと、赤い屋根はわざとらしく感じられます。



樹木が多いと、赤い屋根が程よいアクセントを与えて対比調和の効果が発揮されます。



岩山等において、周辺に樹木の緑がないと、緑の建築物は違和感を生じます。



周辺に樹木の緑があると、対比調和の効果が発揮されます。

◇調和とは

色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。

「類似調和」は、色相やトーンを一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象を与えることができます。一方、「対比調和」は、周辺の色彩と色相、トーン等を差の激しいものとする事で、強調した印象を与えることができます。

「**基調色**」は「**類似調和**」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。

類似調和



色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより、調和したイメージが感じられます。

対比調和



地域のランドマークとなる建物について、対比調和を行うことにより、街並みにアクセントを与えることができます。

不調和

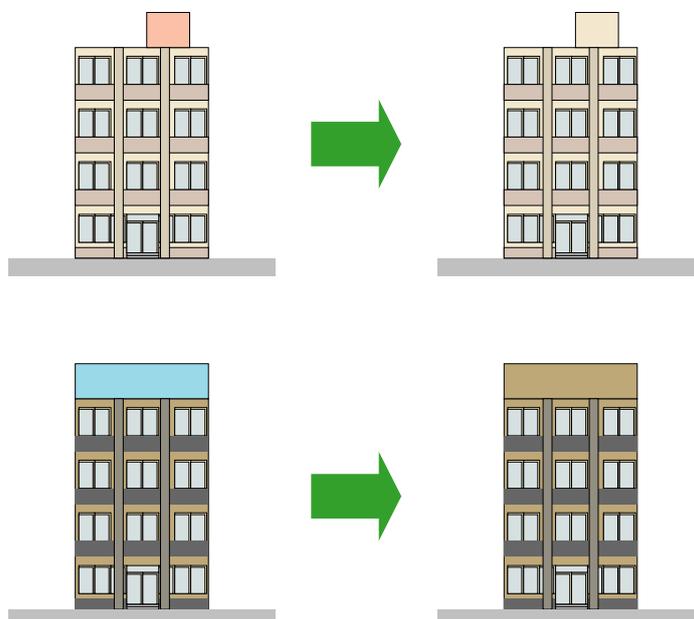


個々の建物が、目立とうとすると、街並みが雑然となります。

□ 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

- ・屋上工作物は、一体となったまとまりのある景観を形成するため、建築物本体や周辺景観との調和のとれる色彩としましょう。

【建築物本体との調和のイメージ】



5) 素 材

【基準】

- (1) 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用すること。
- (2) のどかな自然地又は集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

■ 基本的な考え方

□ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用する。

- ・ 建築物の外装の素材はさまざまであり、その使用によって、重厚な印象、軽快な印象、暖かい印象、冷たい印象等を感じさせます。
- ・ 外壁の素材を選択する場合には、周辺の景観印象に馴染む素材を使用し、周辺の景観に溶け込ませるようにしましょう。
- ・ 良好な景観を長期間にわたって維持していくためには、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。
- ・ 古くから用いられてきた木、竹、石、レンガ等の外装材は、周辺景観への調和を図りやすいだけでなく、時間とともに味わいが生じ、長い期間にわたって良好な、風格の景観の形成に寄与する素材といえます。特に歴史的な景観を有する地域では、古くから身近にある自然素材を用いた建築物等が地域の景観を特徴づけています。
- ・ 歴史的な景観を有する地域においては、原則として周辺の伝統的建築様式に応じた自然素材を用いるものとし、やむを得ず自然素材以外の素材を使用する場合は、周辺地域の景観を構成する建築物等の色合いや背景となる自然の色彩・素材感との調和に十分配慮しましょう。

□ 冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

- ・ 素材によっては、見る人に冷たさや柔らかさ等を感じさせるものがあります。
- ・ のどかな自然地や、土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用された集落地においては、周辺の自然地や集落地の落ち着いた景観印象を失わないよう、大部分にわたってアルミやステンレス、ガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を使用することは避けましょう。



周辺の景観に馴染む外壁の例



周辺の景観に馴染む外壁の例

6) 敷地の緑化措置

【基準】

- (1)原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- (2)原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (3)緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にある場合は、この限りでない。
- (4)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

□ 建築物が周辺景観と融和し、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・敷地内の緑は、まちなみに潤いを与えるとともに、都市環境を保全・改善するために重要な要素です。特に大規模建築物や駐車場の周囲に配された緑は、景観の阻害要素を遮へいするだけでなく、まちなみ景観の魅力を高める効果があるため、積極的に緑化を進めましょう。
- ・敷地内の緑により、建築物等が持つ個々の美しさがさらに引き立てられます。
- ・緑化は、原則として高木^{※1}の樹木を中心とし、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するとともに、低木^{※2}を適切に配置するように努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さやボリュームに見合う樹種を用いるとともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。又、できるだけ、郷土種や周辺でよく用いられているものを使用しましょう。
- ・緑は、まとまりや連続性をもたせることで、生態系としての価値や、自然とのふれあいの質が高まります。周辺の緑の連続性やまとまり、生物多様性に配慮して緑化を進めましょう。

※1 高木 成木に達したときの高さが4メートル以上で、植栽時2メートル以上の樹木をいう。

※2 低木 高木以外の樹木をいう。



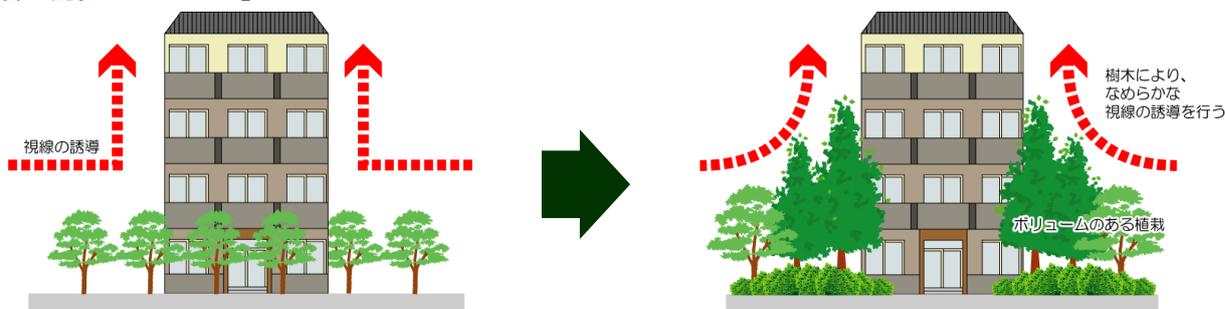
高木を中心とした質の高い緑化の例



□ 建築物の高さを考慮した樹種及び樹木とその植栽位置を考慮する。

- ・中高層の建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかにあっては、平面的な広がりや建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感を与えてしまいます。
- ・突出した印象を与える建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。

【植栽の配置のイメージ】



□ 敷地の20パーセント以上の敷地を緑化とする。

- ・緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

なお、これらの緑化面積の中には、敷地面積（㎡）の20パーセントに1/20を乗じた値以上の本数の高木を含むものとします。←沿道の基準の追加。

$$\text{敷地面積 (㎡)} \times 20/100 \times 1/20 = \text{その敷地に必要な高木植栽本数}$$

（敷地面積 100 ㎡あたり 1 本）

【緑化面積の算定基準】

種類	定義	算定面積
①樹木 ※樹木毎の樹冠の水平投影面積の合計（一致する部分を除く）	高木（高さ4m以上のもの）1本につき	13.8 ㎡
	中木（高さ2.5m～4m未満のもの）1本につき	8.0 ㎡
	低木（高さ1m～2.5 未満のもの）1本につき	3.8 ㎡
	低木（高さ1m未満のもの）1株につき	1.0 ㎡
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、 その他の地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m 但し、傾斜した壁面では水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚等の修景施設及び透水性舗装	水平投影面積

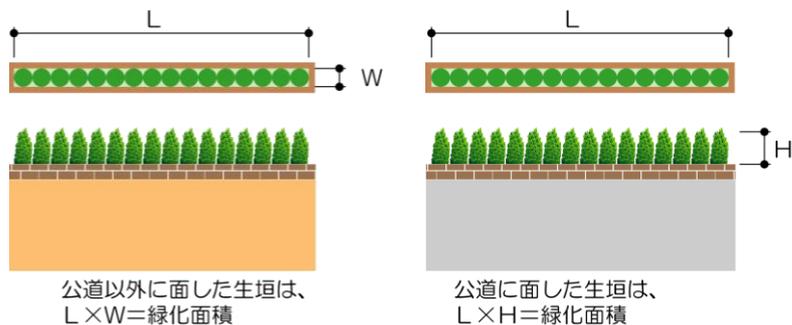
※樹木の高さは、それぞれの樹種の成木の高さを想定して判断します。

成木の高さは、「緑化樹木ガイドブック／財団法人 建設物価調査会」によるものとします。

※壁面緑化で補助資材を使う場合は、補助資材の面積を算定面積とします。

＜緑化面積の算定方法＞

- 生け垣は、原則としてその水平投影面積^{※1}。ただし公道に接するものについては、その立面積^{※2}を計上します。

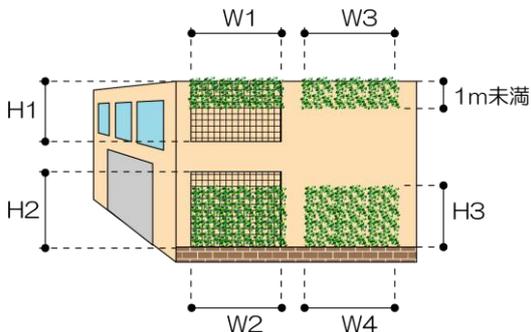


※1 水平投影面積：上から見た面積

※2 立面積：横から見た面積

- 建築物の壁面（バルコニー、ベランダ等の外壁面を含む。）、擁壁、棚等を植物で覆う場合は、原則としてその垂直投影面積^{※3}を計上します。

- 植物（つる性の植物に限らない）を支えるための補助資材を設置する場合は、その補助資材のある部分の面積とします。
- 補助資材を用いないでつる性の植物を植栽する場合は、植栽部分の延長に1mを乗じた面積とします。植栽時における高さが1mを越える場合は、植栽部分の延長に植栽時の高さを乗じた面積とします。
- a、bの場合以外では、植物のある部分を計上します。



補助資材を使用する場合

→ $W1 \times H1$ 、 $W2 \times H2$

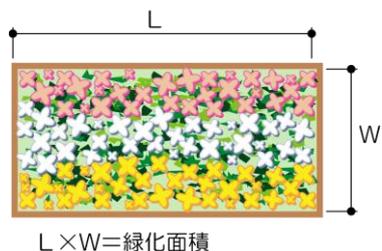
補助資材を使用しない場合

→ $W3 \times 1\text{m}$ （1m未満の場合）

→ $W4 \times H3$ （1mを超える場合）

※3 横から見た面積

- 花壇やプランターについては、草花等の植物が生育するための土壌、その他の資材で表面が覆われている部分で、維持管理が十分される見込みのものの水平投影面積を計上します。



※ つるもの等の登はん性植物と組み合わせたパーゴラ（藤棚等）については、その設備の水平投影面積とします。

- 緑化面積の算定時の注意

- ・ 緑化面積は、公道に接する場合の生け垣をのぞき、水平投影面積とします。
- ・ 緑化面積に占める高木の割合は30%以上を標準とします。敷地条件等によりやむを得ない場合はこの限りではありません。
- ・ バルコニー、出窓等の下部（水平投影部分）の植栽については、緑化面積に算入しません。
- ・ つるものは低木として扱います。
- ・ 樹種が高木でも、低く刈り込んで使用する場合は低木として、又、生け垣として使用する場合は生け垣として扱います。
- ・ 苗木床、野菜畑、温室・ビニールハウス等は植栽された土地とは見なしません。

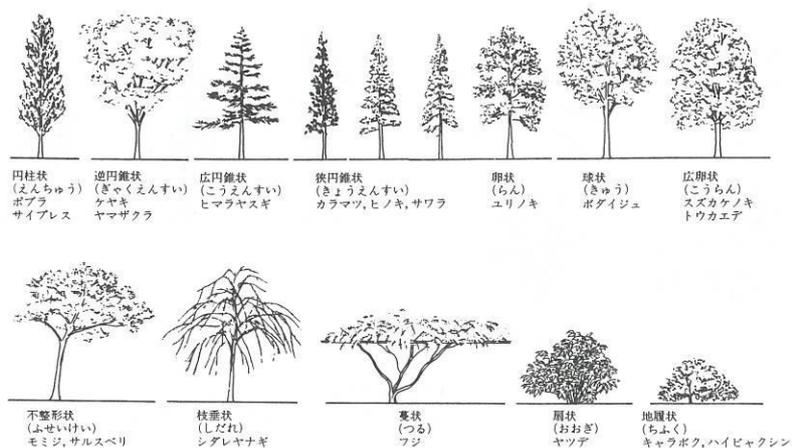
□ 植栽に当たっては、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- 樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ成長しないばかりか枯死する場合もあり、植栽地の気象条件や土壌条件を十分考慮して樹種を選定する必要があります。
- 樹種の選定に当たっては、その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけているものであるため、植栽計画に当たっては、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生※¹を目安とした樹種を採用し、外来種※²の採用はできるだけ避けましょう。
- バランスのとれた植栽を行うため、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）を十分考慮しましょう。
- 樹木の選定の際は、参考資料の樹種を参考にしてください。

※1 自然植生：その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のこと。

※2 外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。

【樹形（樹冠）の基本形】



出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

7) 樹木等の保全措置

【基準】

- (1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

□ 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残す。

- 敷地内に生育する樹林等は、その地域の景観の向上に重要な役割を果たしています。
- やむを得ず伐採を行う場合は、周辺景観への影響に配慮し、必要最小限にとどめましょう。

□ 敷地内に生育する樹姿又は樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- 敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できるかぎり修景に生かせるよう建築物等の配置に配慮しましょう。優れた樹木の保存が難しい場合は、事前に移植の適否を調査し、できるかぎり周辺に移植し、樹勢の回復に努めましょう。



地域のシンボルとなる巨老木を保存することにより、歴史的なまちなみが保たれている例（土山地区）



大きな樹木が地域の景観を特徴付けている例（土山地区）

(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転

<基本的考え方>

- 1 大規模建築物等の敷地内における位置については、敷地境界線からできるだけ後退することとし、又、外観については、柔和な印象となるよう建築物等の形態、意匠、色彩、素材等に十分配慮し、周辺景観に与える威圧感及び圧迫感を軽減するよう努め、全体としてまとまりのあるものとする。
- 2 敷地内の空地は、建築物等が周辺景観と一体となってなじむよう、自然植生を考慮した樹木による修景を行い、緑豊かな景観を形成すること。
- 3 敷地内に生育する樹木やヨシ原等はできるだけ保全し、修景に生かすよう努めること。

1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

【基準】

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
- (2) できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩

2) 門（建築物に附属するものを含む。）

【基準】

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩



建築物と塀や門を統一感のあるすっきりとした形態・意匠でまとめている例（水口地区）



フェンスの前面に生け垣や植栽を施すことで、周辺の景観との調和に配慮した例（水口町）

3) 擁壁

【基準】

- (1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。
- (2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。
これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 52	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置



石積を模した擁壁の例（水口地区）



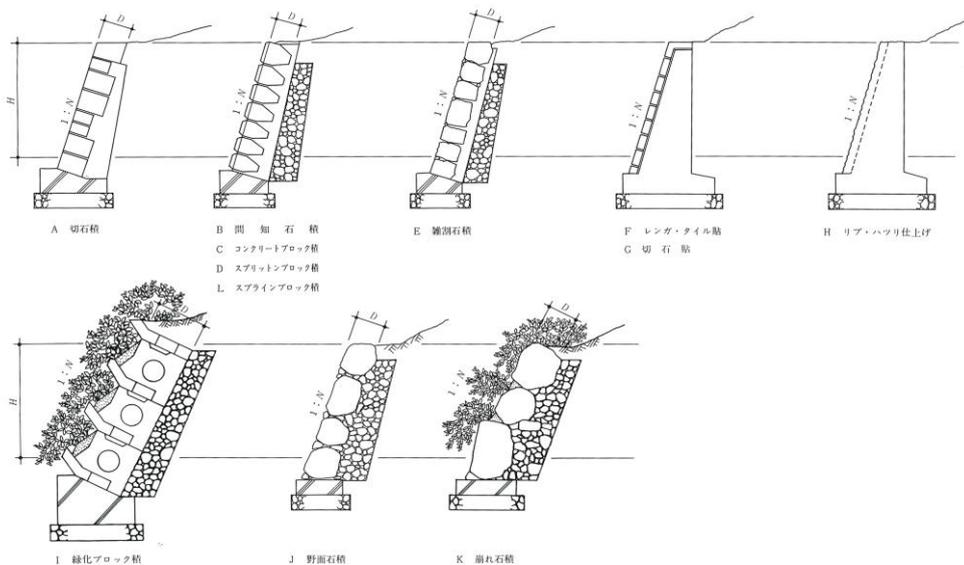
擁壁を用いず、土羽で処理した例（水口地区）

<目の高さとし止壁>

目の高さとし止壁



<擁壁の種類>



(出典：ランドスケープデザイン2/理工図書)

4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

【基準】

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態及び意匠とすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

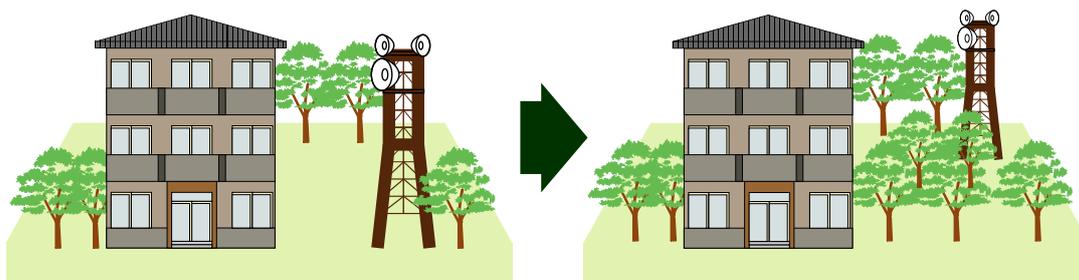
(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

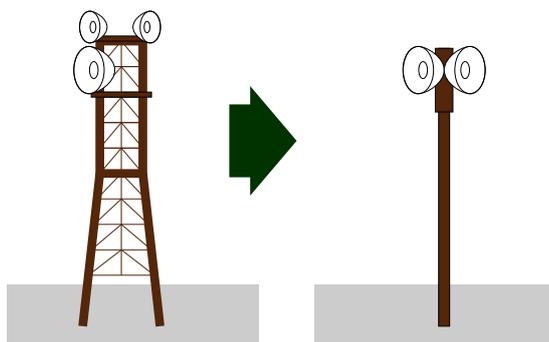
□ 周辺に与える威圧感及び突出感の軽減

- 工作物等は周辺の景観に威圧感や突出感を与えることがないように、できる限り敷地境界線から後退しましょう。
- 特に道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り大きく後退し、工作物等の威圧感や突出感を軽減するだけでなく、ゆったりとした道路景観の形成に配慮しましょう。
- 又、同一敷地内に複数の工作物等が設置される場合は、なるべく 1 箇所にまとめ、すっきりとした景観となるよう配慮しましょう。



□ **できるだけすっきりとした形態及び意匠とする。**

- 工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的措置を講じ、すっきりとした印象となるよう配慮しましょう。



□ **煙突のある焼き物のまちの景観を維持・保全する。**

- 信楽地区においては、地域の特徴である煙突のある景観の維持・保全に配慮します。



煙突が景観の特徴となっている信楽の景観

5) 彫像その他これに類するもの

【基準】

<形態・意匠・色彩>

(1)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。

<敷地の緑化措置>

(2)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。

(3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置

- ・彫像やモニュメント等は、景観を楽しく豊かにする要素であり、まちの楽しさを高める要素になります。効果的に使うことで、より豊かな景観を創出することができます。
- ・彫像やモニュメント等の形態・意匠・色彩は、原則として地域の景観になじみ、その景観を引き立たせるようなものとしましょう。
- ・原則として地域の景観を阻害するけばけばしい色彩のものは避けましょう。
- ・やむを得ず特異なものを設ける場合は、道路から容易に望見できない位置に設けるか、敷地外周部に遮へい措置を講じましょう。ただし周辺の景観を引き立たせ、地域の良好なシンボルとなると認められる場合や、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置するものは除きます。
- ・彫像等を引き立たせるとともに、周辺景観との調和を図るため、積極的に敷地内を緑化しましょう。特に道路から後退してできる空地は、緑化に努めましょう。



周辺の景観に調和した落ち着いた色彩のモニュメントの例（水口地区）



陶器の町・信楽らしさを感じさせる陶器でできたモニュメント（信楽地区）

6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】

<敷地内における位置>

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

<形態・意匠>

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

<色彩>

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

<敷地の緑化措置>

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

<樹木等の保全措置>

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】

＜敷地内における位置＞

(1) 周囲に与える威圧感及び異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

(2) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

(3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(4) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

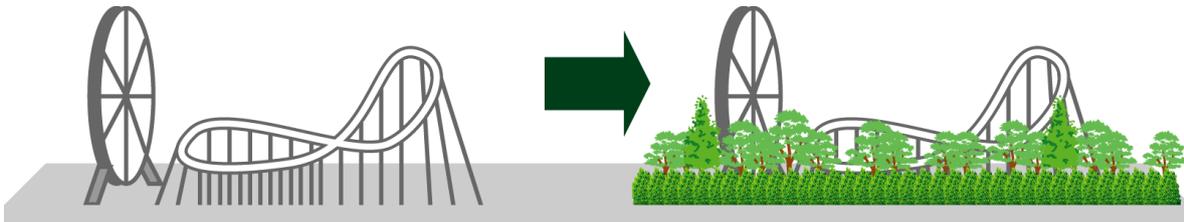
(5) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

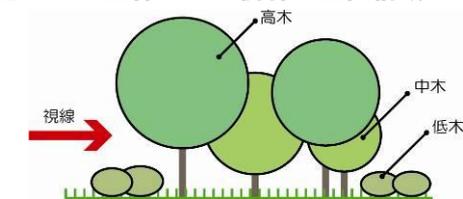
参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

□ 周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。

- これらの施設は、周辺景観に与える影響を和らげるため、できる限り遮へいに努めるとともに、積極的な修景緑化を行いましょ。
- 観覧車等眺望を目的とした施設や相当の高さを有する施設等、遮へいが不可能な施設の場合は、施設外周部にボリュームのある緑化措置を講じることで、周辺の景観からの突出感を緩和しましょ。
- 遊園地等においては、施設の用途上、さまざまな種類の樹木が植栽されることが予想されますが、敷地境界線に面した部分については、特に自然植生に配慮したものをいまいしょ。



＜遮へいを主体とする樹木の垂直構成＞



出典：造園施行管理技術編
(監修/国土交通省都市局公園緑地課)

＜植栽密度及び間隔例＞

用途	樹高	植栽間隔
目隠し植栽	H=3~4m	1本/m程度
	H=5~6m	0.5本/m程度
園内の並木等		4~5m程度

出典：環境・景観デザイン百科(彰国社編)

8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

【基準】

<敷地内における位置>

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

<意匠>

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

<色彩>

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

<敷地の緑化措置>

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

<樹木等の保全措置>

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

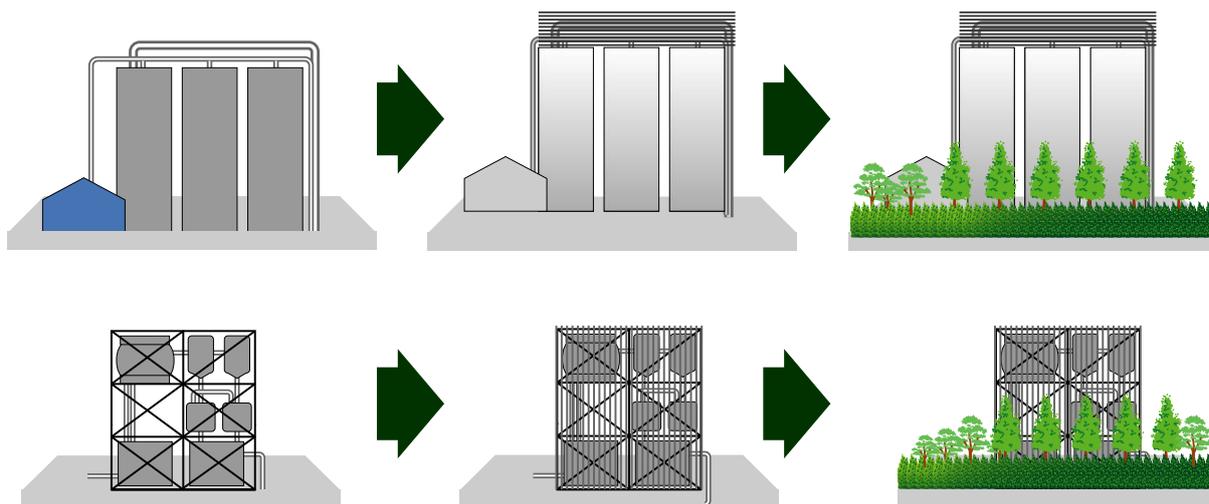
(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

□ 壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくする。

- これらの工作物の形態・意匠については、周辺景観との調和が得られるよう、機能と構造強度を考慮したうえで、構造体そのものをスマートなデザインとしたり、ルーバーの取り付け等の景観的措置を講じ、すっきりとした印象となるよう配慮しましょう。



6) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系

(その支持物を含む。)

【基準】

- (1) 山りょう※の近傍にあっては、りょう線の美しいシルエットを乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。
- (2) 送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮するとともに、できるだけ落ち着いた色とすること。

※ 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

■ 基本的な考え方

- 本市の景観の特徴であるやまなみの尾根線の美しいシルエットに配慮し、送電鉄塔は、山りょうの近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置としましょう。ただし、横断するものについてはその限りではありません。
- 形態を簡素化する等、送電線鉄塔が林立することにより雑然とした景観とならないよう配慮しましょう。
- 色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色彩の変化を考慮して色調を決めましょう。
- 鉄塔等のフレーム状の形態をもつ工作物の色彩は、原則として焦茶色としましょう。



背景のやまなみの景観に配慮し、焦茶色とすることで、周辺の景観と調和させた例（信楽地区）

(iii) 外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更

大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては（i）又は（ii）のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る形態、意匠及び色彩に関する基準、大規模建築物等の色彩の変更については（i）又は（ii）のそれぞれ該当する大規模建築物等に係る色彩に関する基準による。

2. 景観形成地区

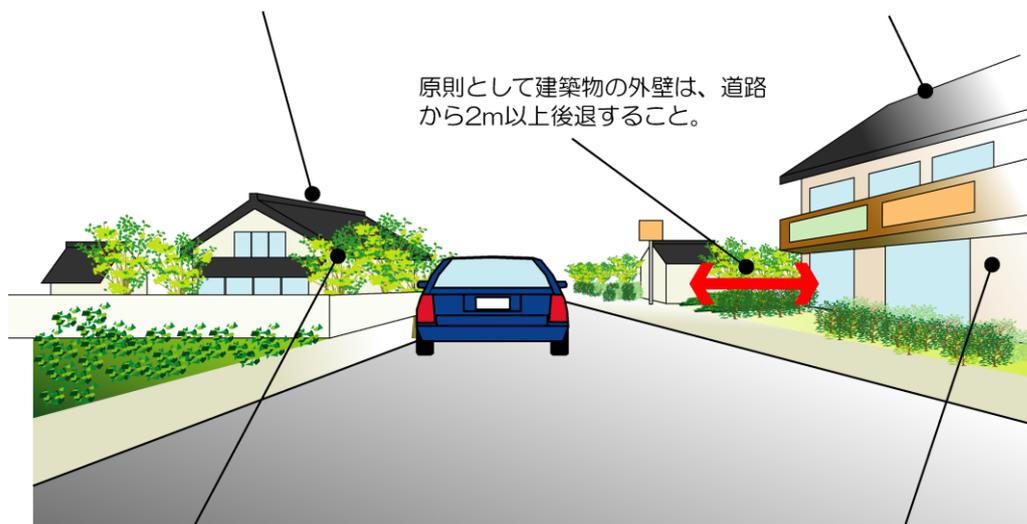
a. 国道307号沿道景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 建築物等の位置については、河川や視点場となりうる主要な道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに建築物等の敷地については、緑豊かな沿道景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置及び樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- 2 建築物等の形態、意匠及び素材については、沿道の状況に応じて周辺と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 3 建築物等の色彩については、周辺の景観と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 4 沿道及び河川周辺に存する景観上重要な樹木、木竹等は極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるものとする。
- 5 屋外における物件の集積又は貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に遮へい措置を講じるよう基準を定めるものとする。用途上これらの措置が適切でないものについては、整然と集積又は貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- 6 鉱物の掘採又は土石の類の採取については、道路及び河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、又、採取跡地の緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- 7 水面の埋め立て若しくは干拓又は宅地の造成、土地の開墾その他の土質質質の変更行為に伴って生じる護岸、擁壁又は法面については、周辺環境に配慮し、自然の素材の活用又は緑化等により修景を図るよう基準を定めるものとする。

周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょう若しくは樹林地のある地区では、原則としてこう配のある屋根を設けること。

屋根の基調色はけばけばしくない様に努め、R~Gの色相においては彩度6以下、BG~RPの色相においては彩度3以下とすること



敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。

外観の基調色はけばけばしくない様に努め、R~Gの色相においては彩度6以下、BG~RPの色相においては彩度3以下とすること

(i) 建築物（建築物に附属する門及び塀を除く。）の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】	全：すべて / 山：山地景観 / 田：田園集落景観 / 市：市街地景観 / 信：信楽市街地景観
(1) 道路敷（以下「道路」という。）側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。	-全
(2) 原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退すること。	-山・田・市
(3) 原則として、建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退するとともに、周辺の建築物の配置状況を勘案し、整然とした街路景観が形成できるよう配慮すること。	-信
(4) 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置すること。	-全
(5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。	-全

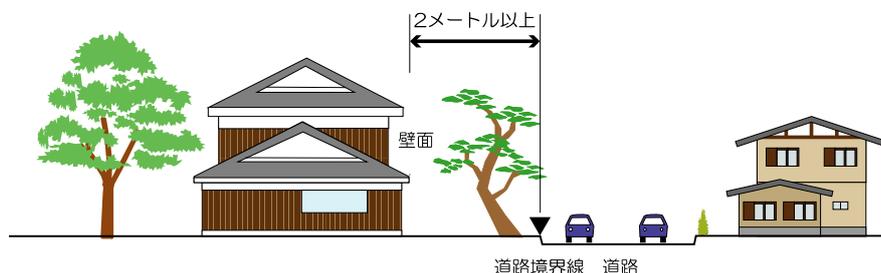
■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

□ 建築物の外壁は、道路から2メートル以上後退する

- ・道路景観にゆとりを持たせるとともに、緑豊かな沿道景観を形成するため、道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。

【外壁後退のイメージ】



◇ 外壁の後退距離の2メートルとは

一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。

□ 周辺の建築物の配置状況を勘案し、整然とした街路景観が形成できるよう配慮する

- ・建築物の外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮するとともに、建築物等の威圧感や圧迫感を和らげるようできるだけ後退しましょう。

2) 形態

【基準】 全：すべて / 山：山地景観 / 田：田園集落景観 / 市：市街地景観 / 信：信楽市街地景観

- (1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。-全
- (2) 周辺の建築物の多く※1 が入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区又は山りょう※2 若しくは樹林地がある地区では、原則として、こう配のある屋根を設けること。-全
- (3) こう配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。-全
- (4) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。-全

※1 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

※2 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

■ 基本的な考え方

参照： P35 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態

□ こう配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。

- ・ こう配屋根に適度な軒の出があることは、建物の形態に一層の安定感が生じ、又、その陰影効果により、建築物の景観の向上にもなります。
- ・ 適度な軒の出の基準は、75cm以上を推奨します。
- ・ 軒の出が25cm以下の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・ 建築物が相当の密度で建ち並んだ場合、一連の建築物群として一つの景観となることや、併せて狭小宅地等における敷地の余裕がない場合はこの限りではありません。



適度な軒の出のある建物の例（土山地区）



適度な軒の出のある建物の例（水口地区）



伝統的な建築物の屋根のこう配
(資料：滋賀らしい環境こだわり住宅)



こう配のある屋根を模したパラペット（水口地区）

3) 意匠

【基準】 □: すべて / 山: 山地景観 / 田: 田園集落景観 / 市: 市街地景観 / 信: 信楽市街地景観

(1) 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。-□

(2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。-□

(3) 周辺の建築物の多く※が伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。-田・市

(4) 陶器の町にふさわしい商業業務地として、落ち着いた風格のある雰囲気を感じさせる意匠とすること。-信

※ 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

■ 基本的な考え方

参照： P38 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 3) 意匠

□ 平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮すること。

- ・ 建築物の大規模で平滑な壁面は、味気ない印象を与えます。
- ・ これを軽減させ、周辺環境との調和を図るため、表面上の形状や素材、色彩等により陰影効果を生じさせるようにしましょう。



焼き物のタイルを外壁に用いることで、壁面の印象を和らげている例（信楽地区）

□ 周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること

- ・ 入母屋や切妻のこう配屋根に日本瓦、壁にはしっくいや板貼りといった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された集落は、重厚な風格を有し、甲賀を代表する風景のひとつです。
- ・ これらの建築物群の中に、様式を異にする建築物が出現した場合、違和感を与えることから、これらの地域においては特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物の様式を継承するとともに、様式を模したものとしましょう。



伝統的な様式の建築物の例（甲賀地区）



伝統的な様式に合わせた建築物の例（水口地区）

□ 陶器の町にふさわしい商業業務地として、落ち着いた風格のある雰囲気を感じさせる意匠とすること

- 信楽市街地類型では、陶芸の町としての地域特性を生かし落ち着いた風格のある景観を形成するため、建築物の意匠に配慮しましょう。

a. 国道307号沿道
景観形成地区



陶器の町・信楽らしさを感じさせる沿道の商業施設（信楽地区）



敷地内の植栽とあいまって、落ち着いた雰囲気
の商業施設（信楽地区）



信楽駅（資料：近畿の駅百選）

4) 色 彩

【基準】 □：すべて / 山：山地景観 / 田：田園集落景観 / 市：市街地景観 / 信：信楽市街地景観

(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ること。-□

(2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。-□

色 相 (マンセル値*1による)	明 度	彩 度
	下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上	6以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系) の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系 (JISZ8721) で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい*2、べんがら*3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。-□

(4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。-□

※1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性 (色相、明度、彩度) によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は下記参照のこと。

※2 しっくい：消石灰に糊 (のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

※3 べんがら：土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色は JIS 慣用色名でもあり、マンセル値 8R 3.5/7 と規定されている。

■ 基本的な考え方

参照： P40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩



べんがらを使用した建築物 (土山地区)



(水口地区)

5) 素 材

- 【基準】 □：すべて／山：山地景観／田：田園集落景観／市：市街地景観／信：信楽市街地景観
- (1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用すること。-□
 - (2) 冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。-□
 - (3) できるだけ、石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるよう配慮すること。-山
 - (4) 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。-田
 - (5) 地域性のある素材の活用に努めること。-信

■ 基本的な考え方

参照： P 52 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

□ できるだけ、石材、木材等の自然素材を用いる

- ・ 山地類型は自然性も高く、これらの地域では自然素材が主に使用されています。
- ・ これらの地域に建築物を建てる場合は、景観に一貫性を持たせるため、自然素材を使用するとともに、難しい場合は同様の素材感を有するものを用いましょう。
- ・ 建築物の規模や、部分によって自然素材等を使用することができない場合は、周辺の自然と人工物である建築物の一体感をもたせるため、建築物の周囲を緑化するようにしましょう。

□ 伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物と同様の素材とする

- ・ 入母屋や切妻形態のこう配屋根に、瓦、しっくい壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎを与えてくれる風景となっています。
- ・ 田園集落類型にあっては、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようにしましょう。

□ 地域性のある素材の活用に努める

- ・ 信楽市街地類型では、できるだけ陶器等地場製品の活用を図りましょう。

□ 周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用いる

- ・ 伝統的市街地類型では、周辺の建築物に用いられている素材等を用い、景観のまとまりをもたせましょう。



日本瓦



しっくい壁・板壁



焼き物を使用した外壁とサイン

6) 敷地の緑化措置

- 【基準】 □: すべて / ▨: 山地景観 / ▩: 田園集落景観 / ▪: 市街地景観 / ◻: 信楽市街地景観
- (1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。-□
 - (2) 大規模建築物又は大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第 8 条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。-□
 - (3) 河川又は主要道路から後退してできる空地には、特に中高木及び生垣による緑化に努めること。-▨・▩・▪
 - (4) 緑豊かな風格のある沿道景観を考慮した緑化措置を講じること。-◻
 - (5) 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。-□
 - (6) 大規模建築物にあつては、周囲に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。-□
 - (7) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。-□

■ 基本的な考え方

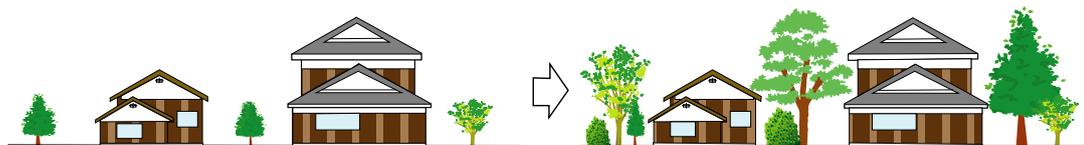
参照： P53 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 6) 敷地の緑化措置

□ できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じる

- ・ 緑は建築物等を飾り、引き立たせ、又、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物間のクッションの役目を果たし、四季折々に変化することとあいまって景観に潤いを与えるものです。
- ・ 建築物等の敷地には、緑あふれる潤いのある風景を創っていくため、樹高、樹冠も含めてできるだけ多くの緑量を確保しましょう。

【敷地内の緑化のイメージ】

できるだけ多くの緑化を図る



□ 道路から後退してできる空地には、特に中高木や生垣による緑化に努める

- ・ 山地類型、田園集落類型では、樹木を立体的に活用し、道路に緑の潤いを与えることに併せて、遮へいを図るため、中高木や生垣による緑化に努めましょう。

□ 緑豊かな風格のある沿道景観を考慮した緑化措置を講じる

- ・ 信楽市街地類型では、緑豊かな風格のある沿道景観を形成し、観光地としての魅力を高めていくため、地場産品の活用や敷地内の緑化に努めましょう。

<生け垣の効果>

生け垣は、その形状や樹種の選択により、①景観構成の強調や背景としての効果等のほか、②境界の表示、③侵入防止、④微気候調節（通風・日照の調節）、⑤遮へい、⑥植栽の保温等の機能を果たすことができます。スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他の物に代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。

<生け垣の種類>

外 垣	庭や建物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能を持たせるために作られるもので、高さ1.5～2.0メートルの生け垣。
高（生）垣	境界や遮へいの機能を持つためのものであるが、高さが3.0～5.0メートル位で、主に防火、防風用に利用される。 地上から2.0メートル位は下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生け垣とする。
境 界 垣	花壇や芝生地、菜園等を囲む輪郭や区画用に作られる。高さは0.3～1.0メートル位の低い生け垣。
蔓 物 垣	蔓性の植物を、金網柵や竹垣、木製の垣や柵等からませた生け垣。
混 ぜ 垣	刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣。

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

<生け垣に使用する樹種の条件>

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病害虫等に強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと 等

<生け垣に使用する主な樹木>

高生け垣	常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギ等
日 陰 地	常緑：シラカシ・アラカシ・サンコジュ・サザンカ・ヤブツバキ・ レッドロビン（セイヨウカナメモチ）・ネズミモチ・ヒイラギモクセイ・ イヌツゲ等
花 木	常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキ等 落葉：ドウダンツツジ等
新 緑	常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）
針 葉 樹	常緑：カイズカイブキ・サワラ・イヌマキ等
狭い場所	常緑：ナリヒラダケ・ヤダケ等

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

7) 樹木等の保全措置

【基準】 □：すべて / 山：山地景観 / 田：田園集落景観 / 市：市街地景観 / 信：信楽市街地景観

- (1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。-□
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。-□

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置



敷地内の樹木の活用イメージ（土山地区）

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

(1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの

- 【基準】 □: すべて / ㊦: 山地景観 / ㊧: 田園集落景観 / ㊨: 市街地景観 / ㊩: 信楽市街地景観
- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。-㊦
- (2) 建築物の敷地では、できるだけ樹木(生垣)、木材、石材等の自然素材を用い、これにより
難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。-㊦
- (3) 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木(生垣)によること。-㊦
- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和
が得られるものとする。-㊦

■ 基本的な考え方

参照:	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの	



周辺の景観に配慮した塀の例(甲賀地区)



(水口地区)

(2) 門(建築物に附属するものを含む。)

- 【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体
- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照:	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (2) 門(建築物に附属するものを含む。)	

(3) 擁壁

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

- (1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。
 - (2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。
- これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	



石積を模した擁壁の例（水口地区）



擁壁を用いず、土羽で処理した例（水口地区）

(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

<p>【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 道路の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、河川又は主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜形態・意匠・色彩＞</p> <p>(3) できるだけすっきりとした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(4) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</p> <p>(5) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
--

■ **基本的な考え方**

<p>参照： P 69 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 71 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 73 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 77 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 60 (ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転</p>	<p>1) 敷地内における位置</p> <p>2) 形態</p> <p>3) 意匠</p> <p>4) 色彩</p> <p>6) 敷地の緑化措置</p> <p>7) 樹木等の保全措置</p>
<p>(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの</p> <p>記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>高架水槽その他給水に関する施設</p>	

(5) 彫像その他これに類するもの新設、増築又は改築

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1)原則として、河川又は道路から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性及び公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。

＜形態・意匠・色彩＞

(2)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。

＜敷地の緑化措置＞

(3)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。

(4)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

(5)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6)樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

(6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。

＜形態・意匠＞

- (3) 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。
- (6) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。
- (7) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- (8) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

- (9) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (10) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

<p>【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(3) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。</p> <p>(4) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。</p> <p>(5) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
--

■ **基本的な考え方**

<p>参照： P69 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P77 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P64 (ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転</p>	<p>1) 敷地内における位置</p> <p>6) 敷地の緑化措置</p> <p>7) 樹木等の保全措置</p>
<p>(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設</p>	

**(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設**

<p>【基準】</p> <p>国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜形態・意匠＞</p> <p>(3) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。</p> <p>＜色彩＞</p> <p>(4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(5) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。</p> <p>(6) 常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。</p> <p>(7) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(8) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(9) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(10) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>

■ 基本的な考え方

<p>参照： P 69 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 71 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 73 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 77 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P 65 (ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転</p>	<p>1) 敷地内における位置</p> <p>2) 形態</p> <p>3) 意匠</p> <p>4) 色彩</p> <p>6) 敷地の緑化措置</p> <p>7) 樹木等の保全措置</p>
<p>(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設</p>	

(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

<p>【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。</p> <p>(2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。</p> <p>＜形態＞</p> <p>(3) 形態の簡素化を図ること。</p> <p>＜色彩＞</p> <p>(4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。</p>
--

■ 基本的な考え方

<p>参照： P 69 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 1) 敷地内における位置</p> <p>P 70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態</p> <p>P 73 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩</p> <p>P 75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 6) 敷地の緑化措置</p>
<p>P 66 (ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転</p> <p>(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）</p>

(iii) 建築物等の移転

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(vi) 木竹の伐採

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

- (1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。
- (2) 道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- (3) 高さ10メートル以上又は枝張り10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。
- (4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置

□ 伐採は、できるだけ小規模にとどめる。

- ・ 樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。
- ・ 木竹の伐採は、周辺の景観に与える影響が大きいこと、又樹木の成長に年月がかかることから、なるべく小規模にとどめるようにしましょう。
- ・ 高さや樹冠幅が10メートルを超える大きな樹木、一団となって生育する樹林については、原則として伐採しないようにしましょう。
- ・ やむを得ず伐採する場合は、景観だけでなく、生態的な連続性に配慮し、その周辺の環境を良好に維持できるよう、林縁部*へ低・中木の植栽を行ったり、けもの道等の生物の移動路を確保する等、必要な代替措置を講じましょう。

<開発による自然環境への影響を緩和する手法(ミチゲーション)>

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

回	避	：	特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。	
最	小	化	：	行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。
矯	正	：	影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。	
軽	減	：	保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。	
代	償	：	代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。	

(出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998/ (社) 土木学会)

*林縁部：林と道路や田んぼ等無立木地との接する場所。

(vii) 屋外における物件の堆積

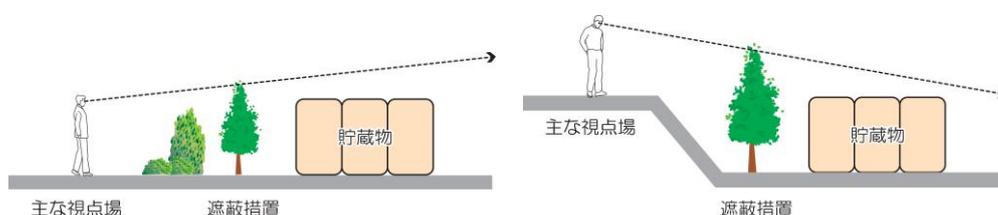
<p>【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2)原則として、道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜形態＞</p> <p>(3)遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</p> <p>(4)事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(5)農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(7)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8)樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>

■ 基本的な考え方

参照： P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

□ 外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じる。

- ・遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を検討して、できる限り抑えます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じましょう。
- ・樹木を用いて遮へいする場合は、堆積物の規模に合わせた樹種とするとともに、常緑の中高木をとり入れた修景緑化により1年を通して修景の効果が上がるよう、樹種の選定に配慮しましょう。
- ・田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場等の集積・貯蔵を行う場合は、その目的等に配慮しながら整然と集積又は貯蔵し、必要に応じて修景緑化等を行いましょう。



(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

- (1) 道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。
- (2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照： P70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態
P75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 6) 敷地の緑化措置

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照： P70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

<p>【基準】 国道307号沿道景観形成地区全体</p> <p>＜形態＞</p> <p>(1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p> <p>(3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。</p> <p>(4) 広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。</p> <p>※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。</p>

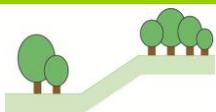
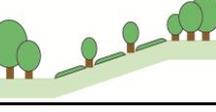
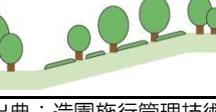
■ 基本的な考え方

<p>参照： P70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P75 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p> <p>P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転</p>	<p>2) 形態</p> <p>6) 敷地の緑化措置</p> <p>7) 樹木等の保全措置</p>
---	---

□ 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする

- 景観や環境への影響を考慮し、造成等に係る切土及び盛土の量はなるべく少なくしましょう。
- 法面が生じる場合は、視覚的につながりを持たせ、一体となった景観形成ができるよう、整正は土羽（コンクリート等で保護していない土の部分）とし、土羽の部分は、芝張り等により積極的に緑化しましょう。
- 土質等により、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に抑えるとともに、原則として石材等の自然素材を用いた構造物としましょう。やむを得ず自然素材とできない場合は、これを模したものを用いましょう。

<法面こう配と樹木の関係（こう配ごとの植栽可能な樹木の目安）>

こう配	断面パターン	植栽可能樹木
1 : 1.5 (66.6%) (33° 40′)		地被 芝
1 : 1.8 (55%) (29° 3′)		地被 低木
1 : 3.0 (33.3%) (18° 30′)		地被 低木 中木
1 : 4.0 (25%) (14° 00′)		地被・低木 中木・高木

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

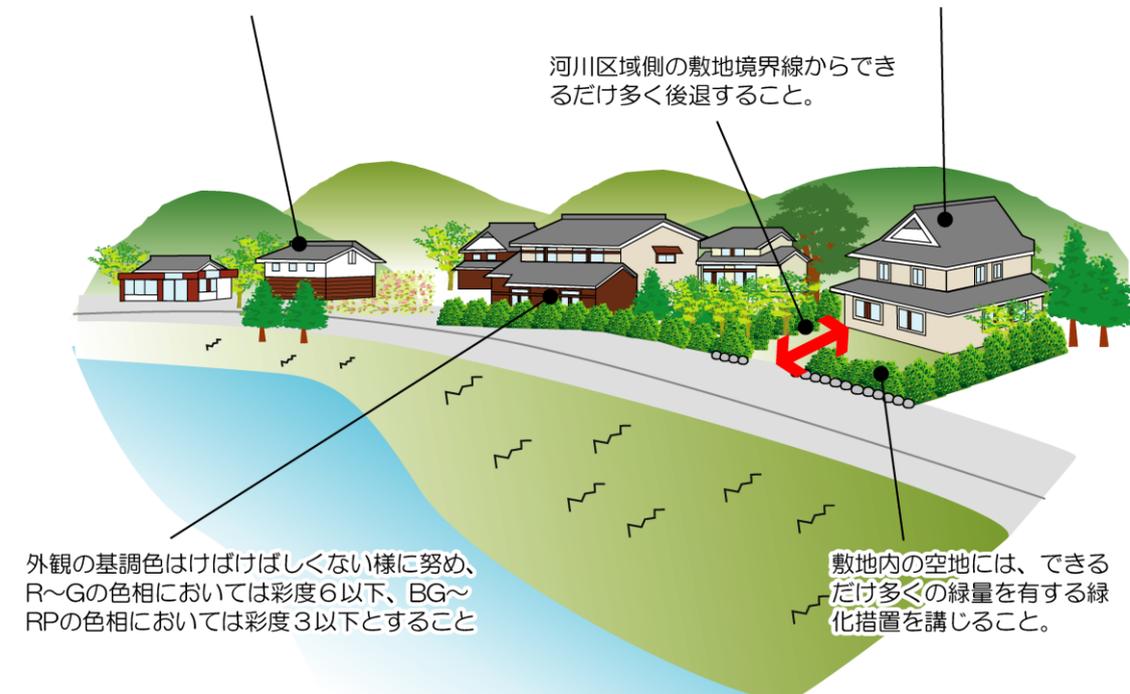
b. 杣川河川景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 建築物等の位置については、河川や視点場となりうる主要な道路からできるだけ後退し、緑化のための空間を確保できるよう基準を定めるとともに建築物等の敷地については、緑豊かな沿道景観を形成するために必要であり、かつ、周辺環境との調和の得られる緑化措置及び樹木等の保全についての基準を定めるものとする。
- 2 建築物等の形態、意匠及び素材については、沿道の状況に応じて周辺と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 3 建築物等の色彩については、周辺の景観と調和した落ちついたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 4 沿道及び河川周辺に存する景観上重要な樹木、木竹等は極力保全するものとし、やむを得ず伐採しなければならない場合には、周辺環境との調和の得られる代替植栽等の事後措置を講じるものとする。
- 5 屋外における物件の集積又は貯蔵については、その高さをできるだけ低いものとし、敷地の外周部に遮へい措置を講じるよう基準を定めるものとする。用途上これらの措置が適切でないものについては、整然と集積又は貯蔵するよう基準を定めるものとする。
- 6 鉱物の掘採又は土石の類の採取については、道路及び河川からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じ、又、採取跡地の緑化等を図るよう基準を定めるものとする。
- 7 水面の埋め立て若しくは干拓又は宅地の造成、土地の開墾その他の土質形質の変更行為に伴って生じる護岸、擁壁又は法面については、周辺環境に配慮し、自然の素材の活用又は緑化等により修景を図るよう基準を定めるものとする。
- 8 宅地の造成、土地の開墾、駐車場、広場等の設置その他の土地形質の変更行為については、できるだけ既存の樹林を残し、敷地の外周部等に修景緑化措置を講じるよう基準を定めるものとする。

屋根の基調色はけばけばしくない様に努め、R~Gの色相においては彩度6以下、BG~RPの色相においては彩度3以下とすること

周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区または山りょう若しくは樹林地のある地区では、原則としてこう配のある屋根を設けること。



(i) 建築物(建築物に附属する門及び塀を除く。)の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】	杣川河川景観形成地区全体
(1)河川区域(以下「河川」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。	
(2)原則として、建築物の外壁は河川や視点場となりうる主要な道路(以下「主要道路」という。)から2メートル以上後退すること。ただし、河川又は主要道路に面して建築物が連たんしている地区において、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がない場合はこの限りではない。	
(3)敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置すること。	

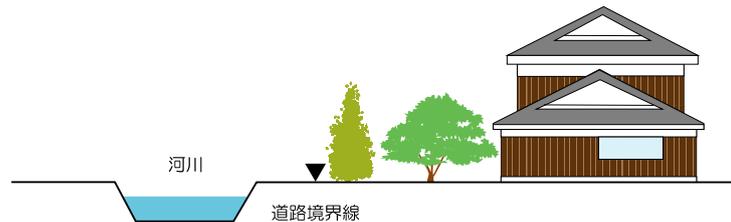
■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

□ 河川区域(以下「河川」という。)側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

- ・ゆとりと潤いの河川の風景との調和を図るため、河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保するようにしましょう。
- ・緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

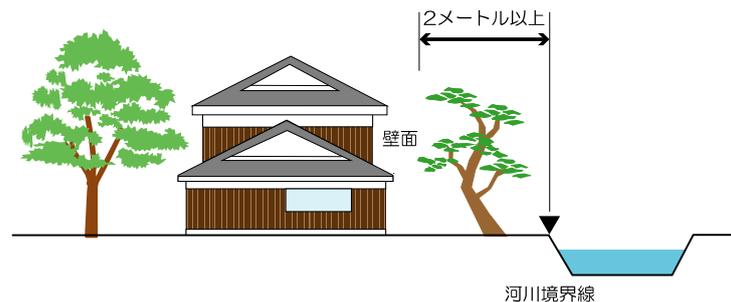
【敷地境界からの後退のイメージ】



□ 建築物の外壁は、河川や視点場となりうる主要な道路から2メートル以上後退する。

- ・河川景観にゆとりを持たせるとともに、緑豊かな河川景観を形成するため、河川や視点場となりうる道路から外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。

【外壁後退のイメージ】



◇ 外壁の後退距離の2メートルとは

一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。

◇ 建築物の連たんとは

「連たん(れんたん・連檐)」とは家屋が連なっていることをいいます。連たんしている地区の目安としては、建築物の敷地相互間の距離が50メートル以内でおおむね50戸以上連なっているものとします。



2) 形 態

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- (2) 周辺の建築物の多く※¹ が入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区又は山りょう※² 若しくは樹林地がある地区では、原則として、こう配のある屋根を設けること。
- (3) こう配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。
- (4) 屋上等に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること。

※¹ 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

※² 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態

3) 意 匠

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。
- (2) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。
- (3) 周辺の建築物の多く※が伝統的な様式の建築物で形成された地区では、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合にはこれを模したものとすること。

※ 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

■ 基本的な考え方

参照：	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠

4) 色 彩

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) けげげげしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ること。
- (2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色 相 (マンセル値*1による)	明 度	彩 度
	下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上	6以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系) の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系 (JISZ8721) で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい*2、べんがら*3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

- (3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。-図

※1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性 (色相、明度、彩度) によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は下記参照のこと。

※2 しっくい: 消石灰に糊 (のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

※3 べんがら: 土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色は JIS 慣用色名でもあり、マンセル値 8R 3.5/7 と規定されている。

■ 基本的な考え方

参照: P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩

5) 素 材

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 周辺景観になじみ、かつ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用すること。
- (2) 冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。
- (3) 地域性のある素材の活用に努めること。又、周辺の建築物の多く*が伝統的な様式の建築物で形成されたところにあっては、周辺の建築物の様式を継承した素材とし、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。

※ 周辺の建築物の多く: 建築物の敷地境界線から 30メートル以内にある主要な建築物の 7割以上。

■ 基本的な考え方

参照: P 52	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材

6) 敷地の緑化措置

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講じること。
- (2) 大規模建築物又は大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第 8 条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。
- (3) 河川又は主要道路から後退してできる空地には、特に中高木及び生垣による緑化に努めること。
- (4) 建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- (5) 大規模建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置

7) 樹木等の保全措置

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
-----	------	------------------------	-------------

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

(1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

(1)周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
 (2)河川又は主要道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木(生垣)によること。
 (3)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの	

(2) 門(建築物に附属するものを含む。)

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

(1)周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(2) 門(建築物に附属するものを含む。)	

(3) 擁壁

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

(1)河川又は主要道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。
 (2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	

(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの高架水槽その他給水に関する施設

<p>【基準】 杣川河川景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 河川側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、河川又は主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜形態・意匠・色彩＞</p> <p>(3) できるだけすっきりとした形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(4) 常緑の中高木をとり入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</p> <p>(5) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。</p> <p>(6) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>
--

■ **基本的な考え方**

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 60	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	

(5) 彫像その他これらに類するもの

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1)原則として、河川又は道路から 2メートル以上後退すること。ただし、芸術性及び公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等は、この限りではない。

＜形態・意匠・色彩＞

(2)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難い場合は、道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に設置されるものは、この限りではない。

＜敷地の緑化措置＞

(3)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。

(4)道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。

(5)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6)樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

(6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。

＜形態・意匠＞

- (3) 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 敷地外周部は、緑化を図り、容易に望見できないようにすること。
- (6) 常緑の中高木をとり入れた樹木により修景緑化を図ること。
- (7) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- (8) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

- (9) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (10) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

- (3) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。
- (4) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。
- (5) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- (6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

- (7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- (8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ **基本的な考え方**

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

**(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設
石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設**

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から2メートル以上後退すること。

＜形態・意匠＞

- (3) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 敷地面積が1.0ヘクタール以上であるもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)にあつては、原則として、その敷地の20パーセント以上を緑化すること。
- (6) 常緑の中高木を主体とする樹木により施設の規模に応じた修景緑化を図ること。
- (7) 道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。
- (8) 植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

- (9) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (10) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 65	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設	

(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

<敷地内における位置>

(1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。一围

(2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。一围

<形態>

(3) 形態の簡素化を図ること。一围

<色彩>

(4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。一围

<敷地の緑化措置>

(5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。一围

■ 基本的な考え方

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 66	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	

(iii) 建築物等の移転

【基準】 杣川河川景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置及び敷地の緑化措置の基準による。

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

【基準】 杣川河川景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】 杣川河川景観形成地区全体
それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(vi) 木竹の伐採

【基準】 杣川河川景観形成地区全体
(1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。
(2) 河川又は主要道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
(3) 高さ 10メートル以上又は枝張り 10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。
(4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 86	(vi) 木竹の伐採	

(vii) 屋外における物件の堆積

<p>【基準】 杣川河川景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1) 河川又は道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。</p> <p>(2) 原則として、河川又は主要道路から2メートル以上後退すること。</p> <p>＜形態＞</p> <p>(3) 遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</p> <p>(4) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川又は主要道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(5) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。</p> <p>＜樹木等の保全措置＞</p> <p>(7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめること。</p> <p>(8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。</p>

■ 基本的な考え方

参照：	P 92	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

<p>【基準】 杣川河川景観形成地区全体</p> <p>(1) 河川又は主要道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、河川又は主要道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p>
--

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照： P70 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】 杣川河川景観形成地区全体

<形態>

- (1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。

<敷地の緑化措置>

- (2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。
- (3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。
- (4) 広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

<樹木等の保全措置>

- (5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。

※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。

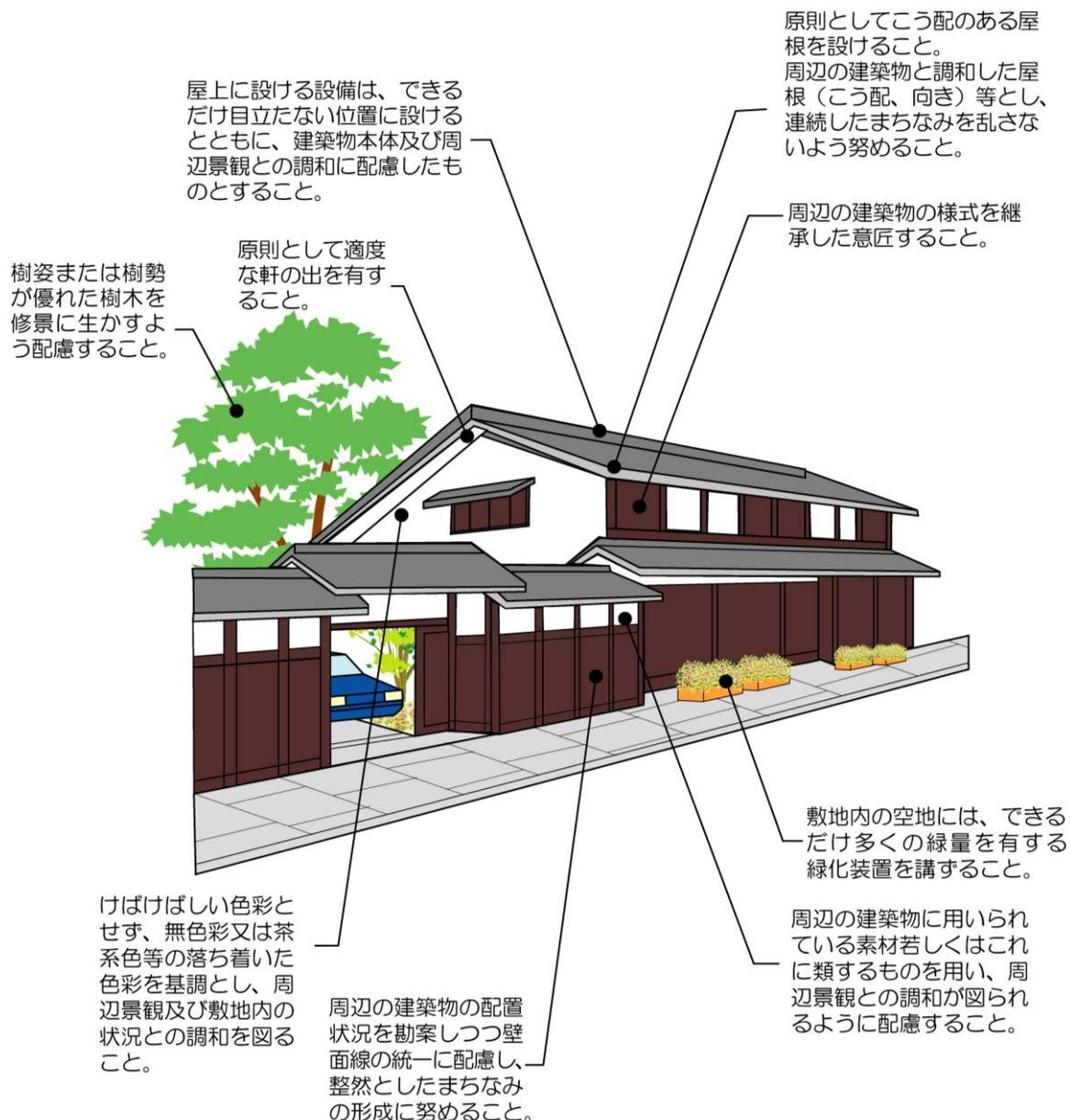
■ 基本的な考え方

参照： P70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
P75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
P57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

c. 東海道士山宿景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 建築物等の位置については、東海道のまちなみの連続性を維持し、土山宿の歴史的な景観との調和を図るよう基準を定める。
- 2 建築物等の形態、意匠及び素材については、原則2階以下とし、現在のまちなみの景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 3 建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。



(i) 建築物（建築物に附属する門及び塀を除く。）の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 可能な限り、現在のまちなみの壁面線にそろえること。
- (2) やむを得ず道路より後退させる場合は、伝統的な形式の塀を設置して、まちなみの連続性を維持すること。
- (3) 原則として、現在のまちなみを形成している敷地形状を維持すること。

■ 基本的な考え方

□ 可能な限り、現在のまちなみの壁面線にそろえる

- ・東海道士山宿景観形成地区では、類似した建築物の形態・意匠や、道路に対してそろえられた壁面線の連なりにより、東海道の宿場町の風情が感じられる、統一感のあるまちなみが形成されています。
- ・土山宿の歴史的なまちなみ景観の連続性を保つため、周辺の建築物の壁面線とそろえましょう。

□ 伝統的な形式の塀を設置して、まちなみの連続性を維持する

- ・やむを得ず、道路から後退させる場合は、周辺の建築物等の状況を踏まえた伝統的な形式の塀等を設け、統一感と連続性のあるまちなみ景観を維持しましょう。

□ 原則として、現在のまちなみを形成している敷地形状を維持する

- ・建築物と同様に、敷地形状についても、維持しましょう。



周辺の伝統的な建築様式を踏襲し、統一感と連続性のあるまちなみ景観を形成した例（土山地区）

2) 形態

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 2階以下とし、可能な限り、軒高、ひさしの高さを現在のまちなみにそろえること。
- (2) 原則として、屋根の形状は切り妻・平入りとすること。
- (3) 土蔵は原則として、各々固有の様式により復元修理又は修景すること。
- (4) 塀、柵、生垣等は、周辺の景観に調和したものとすること。
- (5) 空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設けること。
- (6) 屋上等に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること
- (7) 車庫は、伝統的な建築物にデザインを応用し、出入口は、可能な限り木製とする。やむを得ず鋼製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とすること。
- (8) 駐車場等については、可能な限り、同上の塀等で修景すること。

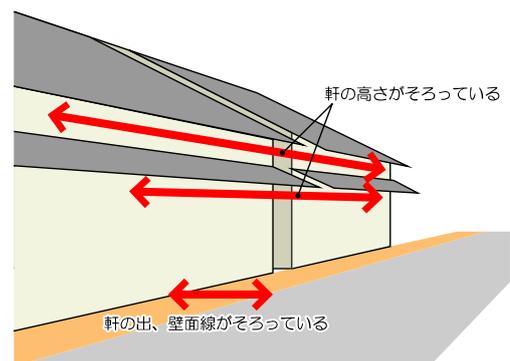
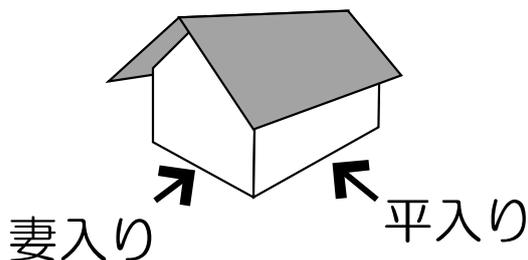
■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態

□ 2階以下とし、可能な限り、軒高、ひさしの高さを現在のまちなみにそろえる 切り妻・平入りとすること

土蔵は原則として、各々固有の様式により復元修理又は修景する

- ・東海道士山宿景観形成地区では、類似した建築物の形態・意匠や、道路に対してそろえられた壁面線の連なりにより、東海道の宿場町の風情が感じられる、統一感のあるまちなみが形成されています。
- ・こうした土山宿の歴史的なまちなみ景観の連続性を保つため、建築物の形態は、周囲の建築物との連続性や統一感が感じられるものにしましょう。
- ・東海道士山宿景観形成地区では、原則としてこう配屋根とします。こう配の向きや角度は、周辺の既存の建物に合わせたものとします。



東海道における代表的な屋根の形態・こう配の例（土山地区）



伝統的な様式の土蔵の例（土山地区）

□ 空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける

- 空調の室外機やプロパンガスのボンベ等、屋外に設置する建築設備は、周辺の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、原則として道路から見えない位置に設置しましょう。
- やむを得ず、道路から見える位置に設置する場合は、建築物の意匠に合った囲いや植栽等により遮へいや修景措置を講じましょう。
- 又、自動販売機等についても、景観に配慮したデザインのものを設置したり、囲いを設ける等の配慮をしましょう。



空調の室外機を囲いにより修景した例（土山地区）



プロパンガスのボンベを囲いにより修景した例（土山地区）



景観に配慮して木製の囲いにより遮へい・修景された屋外施設（放送施設）の例（土山地区）



景観に配慮して木製の囲いにより修景された自動販売機の例（土山地区）

□ 屋上等に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設ける

- 屋上に設ける設備等は、周辺の景観への違和感を軽減させるとともに、スカイラインに影響を与えないよう、できるだけ望見されない位置に設けるとともに、意匠等に配慮できる構造のものとしましょう。
- 屋上のスペースや設備類の規模、機能等から上記による配慮ができない場合は、目隠し措置やルーバー等で遮へいしましょう。
- テレビアンテナも景観を阻害する要因ともなります。このため、できるだけ公共空間から直視できないような位置や高さに設置しましょう。
- 屋根の形状や色彩と異なるソーラーパネル（太陽光パネル）も景観を阻害する要因となります。このため、ソーラーパネルを使用する場合は、屋根の形状・色彩との一体感を確保するようにしましょう。



屋根の形状・色彩との一体感に配慮したソーラーパネルの例（土山地区）

□ 車庫は、伝統的な建築物にデザインを応用し、出入口は、可能な限り木製とする
駐車場等については、可能な限り、同上の塀等で修景する

- 車庫や駐車場等の屋外附属施設は、通りから見えない道路から離れた場所や、見えにくい場所に配置したり、メイン道路側からのアクセスを避ける等の工夫をします。又、建物外壁との調和を考えて一体的にデザインする等、まちなみの魅力を損なわないよう配慮しましょう。



通りの景観に合わせた車庫の例（土山地区）



通りの景観に合わせた車庫の例（土山地区）



通りの景観に配慮した塀で囲われた駐車場の例（土山地区）



あえて車庫等を設けず、周辺の景観に配慮しながら駐車スペースを確保した例（土山地区）

3) 意匠

【基準】 東海道土山宿景観形成地区全体

- (1) 伝統的な建造物に倣ったものにし、まちなみの景観に調和したものとすること。
- (2) 建具は、木製又は濃い茶色のサッシとすること。
- (3) 窓には、可能な限り木製格子をつけること。
- (4) 出入口は、可能な限り格子戸の形式のものにすること。
- (5) 外部土間はたたき、モルタル金コテ、石貼り、豆砂利洗い出し又はこれらに類するものとすること。

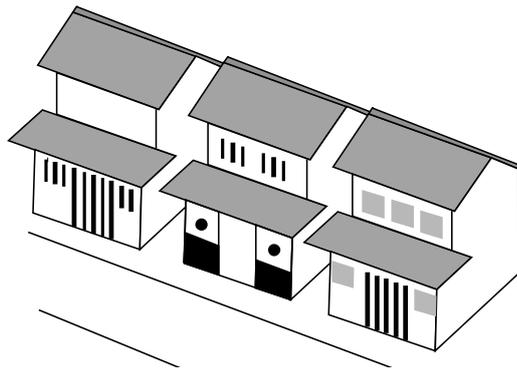
■ 基本的な考え方

参照：	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠

□ 伝統的な建造物に倣ったものにし、まちなみの景観に調和したものとすること

- ・入母屋や切妻のこう配屋根に日本瓦、壁にはしゅくいや板貼りといった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された集落は、重厚な風格を有し、甲賀を代表する風景のひとつです。これらの建築物群の中に、様式を異にする建築物が出現した場合、違和感を与えることから、これらの地域においては特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物の様式を継承するとともに、様式を倣ったものとしましょう。
- ・まちなみの連続性を乱さないよう、周辺の建築物と調和したこう配のある屋根を使用するとともに、屋根の向きの一に努めましょう。
- ・伝統的な様式の建築物が概ね2棟以上連続してある通りについては、開口部の大きさやデザイン等に伝統的な建築物の意匠をとり入れる等、周辺のまちなみとの調和・連続性を保ちましょう。
- ・窓や出入口等は、伝統的な建築物の様式に倣い、できるだけ木製の格子を用いましょう。木製によることが難しい場合も、できるだけ格子状のデザインとするとともに、濃い茶色のサッシ等を用いるようにしましょう。

【連続したまちなみのイメージ】



周辺の景観に合わせて濃い茶色のサッシを使用した例（土山地区）



出入口の格子と石貼りの外部土間の例（土山地区）

4) 色 彩

- 【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体
- (1) 色彩は、白、黒、濃い茶色を基調にすること。
 - (2) 屋根・ひさしとも黒色、瓦葺とすること。
 - (3) 樋は、黒又は濃い茶色のものとする。

■ 基本的な考え方

P 40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩

5) 素 材

- 【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体
- (1) 外壁の材料は、しっくい*¹ 又はこれに類するものとし、腰部分*² は、板貼り、なまこ壁*³ 又はこれに類するものとする。
 - (2) やむを得ない場合は、まちなみの景観に調和した材料を使用すること。

- ※1 しっくい：消石灰に糊（のり）、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。
- ※2 腰部分：地面から1m程度の間壁。
- ※3 なまこ壁：壁面に平瓦を並べて貼り、瓦の目地（継ぎ目）にしっくいをかまぼこ型に盛り付けて塗る工法。

■ 基本的な考え方

P 52 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

P 74 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材



腰部分をなまこ壁にした建物の例（土山地区）



しっくいではないものの、まちなみの景観に調和した材料を使用した例（土山地区）

6) 敷地の緑化措置

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1)原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- (2)原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (3)緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にある場合は、この限りでない。
- (4)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

P 53

(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転

6) 敷地の緑化措置



敷地の緑化の例（土山地区）



7) 樹木等の保全措置

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- (2)樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

P 57

(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転

7) 樹木等の保全措置

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
- (2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況と調和が得られるものとする。
- (3) 駐車場については、できるだけ同上の塀等で修景すること。
- (4) 車庫は、伝統的な建築物にデザインを応用し、出入口は、できるだけ木製とすること。やむを得ず鋼製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの	
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するもの	



周辺の景観との調和に配慮した塀及び出入口の例(土山地区)

2) 門（建築物に附属するものを含む。）

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 112	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(2) 門（建築物に附属するものを含む。）	

3) 擁壁

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

(1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。

(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。

これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 112	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	
	P 79	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	

4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、
記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの
高架水槽その他給水に関する施設

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態及び意匠とすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 60 (ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
	(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	

5) 彫像その他これらに類するもの

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

＜形態・意匠・色彩＞

(1)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。

＜敷地の緑化措置＞

(2)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。

(3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周囲に与える威圧感及び異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

(2) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

(3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(4) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(5) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

**8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに類する製造施設
石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設**

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

【基準】	東海道士山宿景観形成地区全体
＜敷地内における位置＞	
(1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。	
(2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。	
＜形態＞	
(3) 形態の簡素化を図ること。	
＜色彩＞	
(4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること	
＜敷地の緑化措置＞	
(5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。	

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 85	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	
	P 66	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	

(iii) 建築物等の移転

【基準】	東海道士山宿景観形成地区全体
・それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置及び敷地の緑化措置の基準による。	

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

【基準】	東海道士山宿景観形成地区全体
・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。	

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】	東海道士山宿景観形成地区全体
・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。	

(vi) 木竹の伐採

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。
- (2) 道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- (3) 高さ 10メートル以上又は枝張り 10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。
- (4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 86	(vi) 木竹の伐採	
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

(vii) 屋外における物件の堆積

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

<敷地内における位置>

- (1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から 2メートル以上後退すること。

<形態>

- (3) 遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。
- (4) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。
- (5) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。

<敷地の緑化措置>

- (6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

<樹木等の保全措置>

- (7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- (8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 87	(vii) 屋外における物件の堆積	
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

(viii) 土石の採取又は鉋物の掘採

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。
- (2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 88	(viii) 土石の採取又は鉋物の掘採	

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 88	(ix) 水面の埋立て又は干拓	

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】 東海道士山宿景観形成地区全体

<形態>

(1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。

<敷地の緑化措置>

(2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

(3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。

(4) 広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

<樹木等の保全措置>

(5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。

※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。

■ 基本的な考え方

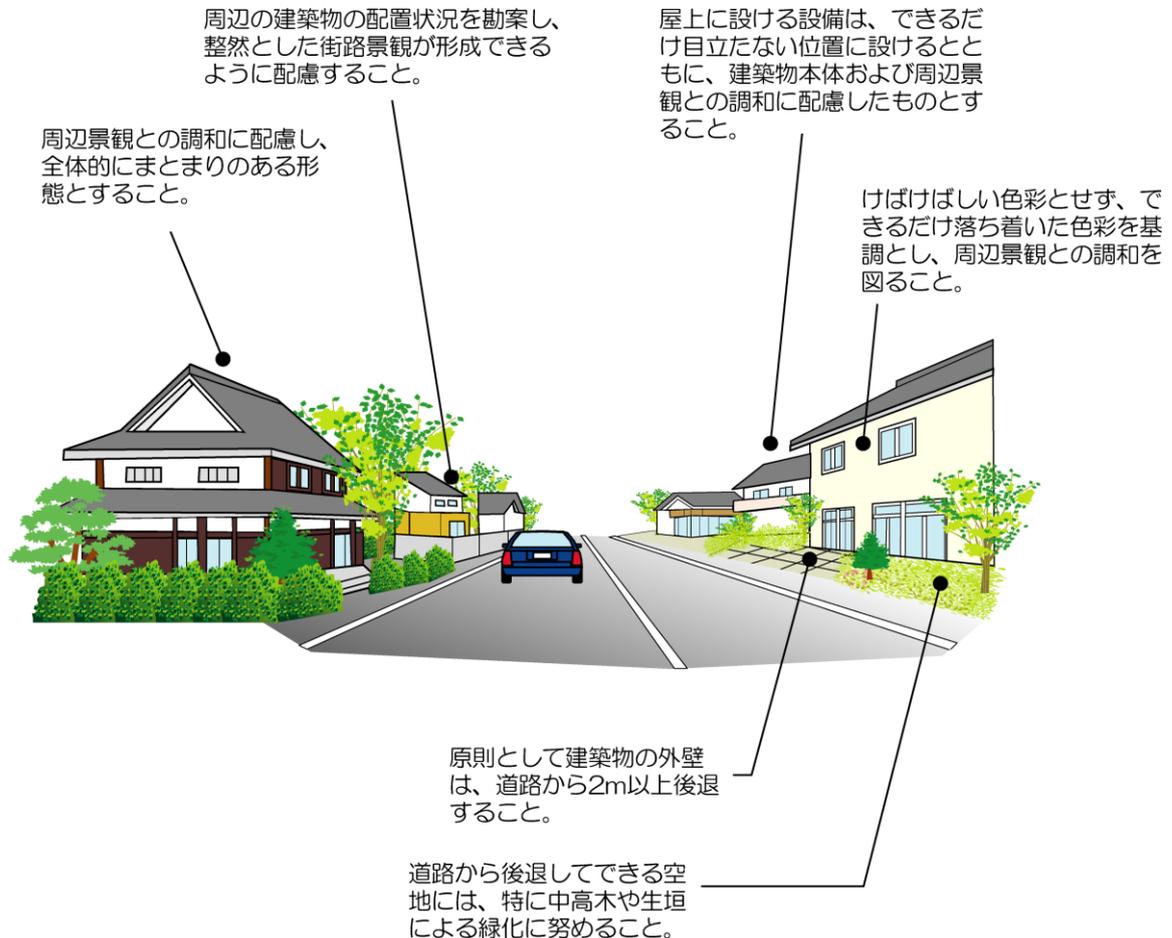
参照：	P 31	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 48	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 68	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 51	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 89	(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更	

d. 土山地域国道1号等沿道景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 大規模建築物等指導基準に準じ、土山にふさわしい調和ある沿道景観形成に努める。



(i) 建築物(建築物に附属する門及び塀を除く。)の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。
- (3) 敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置すること。

■ 基本的な考え方

参照： P 33 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 1) 敷地内における位置

2) 形態

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- (2) 周辺の建築物の多く^{※1} が入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょう^{※2} 又は樹林地がある地区にあっては山りょう又は樹木の形態と調和を図るため、原則として、こう配のある屋根を設けること。
- (3) 屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。
- (4) 屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイライン^{※3} に与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。

※1 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

※2 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

※3 スカイライン：空を背景として、建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線

■ 基本的な考え方

参照： P35 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態

3) 意匠

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。
- (2) 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

■ 基本的な考え方

参照： P38 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 3) 意匠



山りょうの形態と調和が図られた建物の例（土山地区）

4) 色彩

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。
- (2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相 (マンセル値*1による)	明度	彩度
	下限値	上限値
0.1R~1OG R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上	6以下
0.1BG~1ORP その他(緑・青・紫系)の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系(JISZ8721)で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい※2、べんがら※3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

- (3) 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。
- (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- (5) 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

※1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は下記参照のこと。

※2 しっくい: 消石灰に糊(のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

※3 べんがら: 土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色はJIS慣用色名でもあり、マンセル値8R3.5/7と規定されている。

■ 基本的な考え方

参照: P40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩

5) 素材

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用すること。
- (2) のどかな自然地又は集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

■ 基本的な考え方

参照: P52 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

6) 敷地の緑化措置

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- (2) 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (3) 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあつては、この限りでない。
- (4) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照： P53 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 6) 敷地の緑化措置

7) 樹木等の保全措置

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
- (2) 建築物の敷地では、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。
- (3) 道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。
- (4) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとする。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するもの	
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するもの	

2) 門（建築物に附属するものを含む。）

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (2) 門（建築物に附属するものを含む。）	
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (2) 門（建築物に附属するものを含む。）	

3) 擁壁

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1)道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする事。
(2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする事。
これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P79	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	
	P59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	

4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態及び意匠とすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 80	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	
	P 60	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	

5) 彫像その他これに類するもの

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜形態・意匠・色彩＞

(1)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。

＜敷地の緑化措置＞

(2)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。

(3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周囲に与える威圧感及び異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

(2) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

(3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。＜樹木等の保全措置＞

(4) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(5) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ **基本的な考え方**

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 57	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設	

9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。
- (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。

＜形態＞

- (3) 形態の簡素化を図ること。

＜色彩＞

- (4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 85	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	
	P 66	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	

(iii) 建築物等の移転

- 【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体
- それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置及び敷地の緑化措置の基準による。

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

- 【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体
- 建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては(i)又は(ii)のそれぞれ該当する形態、意匠及び色彩に関する基準、建築物等の色彩の変更については(i)又は(ii)のそれぞれ該当する色彩に関する基準による。

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

- 【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体
- 建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては(i)又は(ii)のそれぞれ該当する形態、意匠及び色彩に関する基準、建築物等の色彩の変更については(i)又は(ii)のそれぞれ該当する色彩に関する基準による。

(vi) 木竹の伐採

- 【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体
- (1) 景観上優れた区域は、周辺景観を良好に維持するよう草木等の管理に努めるとともに、伐採する場合は、できるだけ小規模にとどめること。
又、やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置(植栽等)を講じること。
 - (2) 樹姿又は、樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置

(vii) 屋外における物件の堆積

<p>【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退させ、外部から見通すことができない場所で行うこと。</p> <p>(2)遮へい措置を有するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</p> <p>＜形態＞</p> <p>(3)物品の集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないこと。</p> <p>(4)やむを得ず屋外に物品の集積又は貯蔵を長期する場合は、周辺の環境を阻害しないよう緑化措置を講じて保全すること。</p> <p>特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(5)事務所等における原材料、製品、スクラップ等又は、建設工事等における資材等の集積又は貯蔵は、外部から容易に望見できないよう敷地外部に遮へい措置を講じること。</p> <p>(6)既に集積又は貯蔵されているものについては、基準に基づく措置を講じるよう指導する。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(7)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</p>

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 87	(vii) 屋外における物件の堆積	

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

<p>【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体</p> <p>(1)道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p>
--

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 88	(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採	

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P88	(ix) 水面の埋立て又は干拓	

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】 土山地域国道1号等沿道景観形成地区全体

<形態>

- (1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとし、石材等の自然素材を用い、これらの素材を用いることができない場合は、これを模したものをを用いること。

<敷地の緑化措置>

- (2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。
- (3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。
- (4) 広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

<樹木等の保全措置>

- (5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。

※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。

■ 基本的な考え方

参照：	P70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P89	(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更	

e. 土山地域やまなみ景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 原則として現状の変更は行わない。
- 2 やむを得ず建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転等の行為を行う場合は、当該地区の自然美及び自然環境との調和を図る。

(i) 建築物(建築物に附属する門及び塀を除く。)の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1)原則として、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2)原則として、道路に威圧感及び圧迫感を与えないよう、特に道路から後退すること。
- (3)敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置すること。

■ 基本的な考え方

参照： P 33 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 1) 敷地内における位置

2) 形態

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。
- (2)周辺の建築物の多く^{※1}が入母屋や切妻等の形態の屋根をもった地区にあってはこれらの屋根の形態との調和を図るため、周辺に山りょう^{※2}又は樹林地がある地区にあっては山りょう^{※2}又は樹木の形態と調和を図るため、原則として、こう配のある屋根を設けること。
- (3)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとすること。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を講じること。
- (4)屋上工作物は、建築物本体の形態と調和を図るとともに、スカイライン^{※3}に与える影響を軽減させるよう、できるだけすっきりとした形態とすること。

※1 周辺の建築物の多く：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上。

※2 山りょう：山頂から山頂へ続く峰すじ。山の尾根(おね)。

※3 スカイライン：空を背景として、建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線

■ 基本的な考え方

参照： P 35 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 2) 形態

3) 意匠

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めること。
- (2) 外見できる壁面等の意匠の釣合いに配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

■ 基本的な考え方

参照： P 38 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 3) 意匠

4) 色彩

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) けばけばしい色彩とせず、周辺景観との調和を図ること。
- (2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相 (マンセル値*1による)	明度	彩度
	下限値	上限値
0.1R~1OG R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上	6以下
0.1BG~1ORP その他 (緑・青・紫系) の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系 (JISZ8721) で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい*2、べんがら*3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

- (3) 建築物に落ち着きをもたせるため、色彩の性質を十分考慮すること。
- (4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調及び規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- (5) 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。

※1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性 (色相、明度、彩度) によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は下記参照のこと。

※2 しっくい：消石灰に糊 (のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

※3 べんがら：土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色は JIS 慣用色名でもあり、マンセル値 8R 3.5/7 と規定されている。

■ 基本的な考え方

参照： P 40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩



自然美及び自然環境との調和に配慮した建物の例 (土山地区)

5) 素材

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用すること。
- (2) のどかな自然地又は集落地にあっては、不調和かつ浮出した印象にならないよう、冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。

■ 基本的な考え方

参照： P52 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

6) 敷地の緑化措置

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- (2) 原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (3) 緑豊かな景観とするため、原則として、敷地の20パーセント以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にある場合は、この限りでない。
- (4) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照： P53 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 6) 敷地の緑化措置

7) 樹木等の保全措置

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要性が生じたときは、必要最小限にとどめること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

【基準】	土山地域やまなみ景観形成地区全体
(1)	周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
(2)	建築物の敷地では、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより 難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。
(3)	道路に面して設ける場合は、できるだけ樹木（生垣）によること。
(4)	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況との調和 が得られるものとする。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む） その他これらに類するもの	
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む） その他これらに類するもの	

2) 門（建築物に附属するものを含む。）

【基準】	土山地域やまなみ景観形成地区全体
(1)	周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (2) 門（建築物に附属するものを含む。）	
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (2) 門（建築物に附属するものを含む。）	

3) 擁壁

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1)道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。
- (2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとする。
- これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 77	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 79	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	
	P 59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	

4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

【基準】

土山地域やまなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態及び意匠とすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 60	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	

5) 彫像その他これに類するもの

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。
- (2)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。
- (3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周囲に与える威圧感及び異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

(2) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

(3) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(4) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(5) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

【基準】	土山地域やまなみ景観形成地区全体
＜敷地内における位置＞	
(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。	
＜意匠＞	
(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。	
＜色彩＞	
(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。	
＜敷地の緑化措置＞	
(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。	
(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	
＜樹木等の保全措置＞	
(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。	
(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。	

■ **基本的な考え方**

参照：	P 33	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 57	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、L P G、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設	

9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。
- (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。

＜形態＞

- (3) 形態の簡素化を図ること。

＜色彩＞

- (4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 73	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 85	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	
	P 66	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	

(iii) 建築物等の移転

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置及び敷地の緑化措置の基準による。

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- 建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては (i) 又は (ii) のそれぞれ該当する形態、意匠及び色彩に関する基準、建築物等の色彩の変更については (i) 又は (ii) のそれぞれ該当する色彩に関する基準による。

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- 建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替えについては (i) 又は (ii) のそれぞれ該当する形態、意匠及び色彩に関する基準、建築物等の色彩の変更については (i) 又は (ii) のそれぞれ該当する色彩に関する基準による。

(vi) 木竹の伐採

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 景観上優れた区域は、周辺景観を良好に維持するよう草木等の管理に努めるとともに、伐採する場合は、できるだけ小規模にとどめること。
又、やむを得ず伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置(植栽等)を講じること。
- (2) 樹姿又は、樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。

■ 基本的な考え方

参照： P57 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 7) 樹木等の保全措置

(vii) 屋外における物件の堆積

<p>【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体</p> <p>＜敷地内における位置＞</p> <p>(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退させ、外部から見通すことができない場所で行うこと。</p> <p>(2)遮へい措置を有するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。</p> <p>＜形態＞</p> <p>(3)物品の集積又は貯蔵の期間が30日を超えて継続しないこと。</p> <p>(4)やむを得ず屋外に物品の集積又は貯蔵を長期する場合は、周辺環境を阻害しないよう緑化措置を講じて保全すること。</p> <p>特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(5)事務所等における原材料、製品、スクラップ等又は、建設工事等における資材等の集積又は貯蔵は、外部から容易に望見できないよう敷地外部に遮へい措置を講じること。</p> <p>(6)既に集積又は貯蔵されているものについては、基準に基づく措置を講じるよう指導する。</p> <p>＜敷地の緑化措置＞</p> <p>(7)植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</p>

■ 基本的な考え方

参照：	P 69	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 87	(vii) 屋外における物件の堆積	

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

<p>【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体</p> <p>(1)道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。</p> <p>(2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。</p>

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 88	(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採	

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 88	(ix) 水面の埋立て又は干拓	

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】 土山地域やまなみ景観形成地区全体

<形態>

- (1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとし、石材等の自然素材を用い、これらの素材を用いることができない場合は、これを模したものをを用いること。

<敷地の緑化措置>

- (2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。
- (3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。
- (4) 広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第 8 条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が 1.0 ヘクタール以上であるときは、敷地面積の 20 パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

<樹木等の保全措置>

- (5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。

※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。

■ 基本的な考え方

参照：	P 70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 75	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 89	(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更	

f. 土山地域東海道まちなみ景観形成地区

■ 基本的な考え方

- 1 建築物等の位置については、東海道のまちなみの連続性を維持し、土山宿の歴史的な景観、あるいは松並木等自然景観との調和を図るよう基準を定める。
- 2 建築物等の形態、意匠及び素材については、原則3階以下とし、現在のまちなみの景観と調和した落ち着いたものとなるよう基準を定めるものとする。
- 3 建築物等の色彩については、周辺の景観に調和したものとなるよう基準を定めるものとする。

(i) 建築物（建築物に附属する門及び塀を除く。）の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1)可能な限り、現在のまちなみの壁面線にそろえること。
- (2)やむを得ず道路より後退させる場合は、伝統的な形式の塀を設置して、まちなみの連続性を維持すること。
- (3)原則として、現在のまちなみを形成している敷地形状を維持すること

■ 基本的な考え方

参照： P107 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 1) 敷地内における位置

2) 形態

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1)3階以下とし、可能な限り、軒高、ひさしの高さを現在のまちなみにそろえること。
- (2)原則として、切り妻・平入りのものとする。
- (3)塀、柵、生垣等は、周辺の景観に調和したものとする。
- (4)駐車場等については、可能な限り、同上の塀等で修景すること。
- (5)屋上等に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮したものとする。これにより難しい場合は、目隠し措置を講じる等修景措置を図ること

■ 基本的な考え方

参照：	P108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P35	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P70	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態

3) 意匠

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1)伝統的な建造物に倣ったものにし、まちなみの景観に調和したものとする。

■ 基本的な考え方

参照：	P111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P38	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P71	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠

4) 色彩

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図ること。

(2) 外観及び屋根の基調色は、次のとおりとすること。

色相 (マンセル値*1による)	明度	彩度
	下限値	上限値
0.1R~10G R・YR・Y (赤・橙・黄色系) の色相	3以上	6以下
0.1BG~10RP その他 (緑・青・紫系) の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

注) 色彩については、マンセル表色系 (JISZ8721) で表示。

屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

しっくい*2、べんがら*3等の自然素材を使用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合にはその限りではありません。

(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。

(4) 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。

*1 色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性 (色相、明度、彩度) によって表現するもの。色彩の三属性についての解説は下記参照のこと。

*2 しっくい: 消石灰に糊 (のり)、すさ、粘土、砂等を混ぜた塗り壁材料。しっくい塗りは日本独特の工法で、古くから寺院建築・城郭を始め、土蔵、住宅等に使用されている。

*3 べんがら: 土から採れる酸化鉄による赤色塗料。紅殻、弁柄とも呼ばれる。防虫、防腐の機能性から家屋のベンガラ塗りとしても使用される。弁柄色は JIS 慣用色名でもあり、マンセル値 8R 3.5/7 と規定されている。

■ 基本的な考え方

参照: P40 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 4) 色彩

5) 素材

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1) 可能な限り木材を使用すること。

(2) やむを得ない場合は、まちなみの景観に調和した材料を使用すること。

■ 基本的な考え方

参照: P112 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

P52 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

P74 (i) 建築物の新築、増築、改築又は移転 5) 素材

6) 敷地の緑化措置

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1)原則として、建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P53	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置

7) 樹木等の保全措置

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要性が生じたときは、必要最小限にとどめること。

(2)樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

	P57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
--	-----	----------------------	-------------

(ii) 次に掲げる工作物の新設、増築、改築又は移転

1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とすること。
- (2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観及び敷地内の状況と調和が得られるものとする。
- (3) 駐車場については、できるだけ同上の塀等で修景すること。

■ **基本的な考え方**

参照：	P 114	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するもの	
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するもの	
	P 78	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (1) 垣、柵、塀（建築物に附属するものを含む）その他これらに類するもの	
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩

2) 門（建築物に附属するものを含む。）

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 112	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 58	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(2) 門（建築物に附属するものを含む。）	

3) 擁壁

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

(1) 道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。

(2) できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。
これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 112	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 74	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	5) 素材
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 59	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	
	P 79	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(3) 擁壁	

4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽その他給水に関する施設

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

<敷地内における位置>

- (1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

<形態・意匠・色彩>

- (3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

<敷地の緑化措置>

- (4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- (5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

<樹木等の保全措置>

- (6) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。
- (7) 工作物にありがちな異様な印象を和らげるため、できるだけすっきりとした形態及び意匠とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 60	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(4) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 高架水槽その他給水に関する施設	

5) 彫像その他これに類するもの

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

＜形態・意匠・色彩＞

(1)原則として、周辺景観になじむ形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。

＜敷地の緑化措置＞

(2)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を施すこと。

(3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 62	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(5) 彫像その他これに類するもの	

6) 汚水又は廃水を処理する施設

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜形態・意匠＞

(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。

＜色彩＞

(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。

＜敷地の緑化措置＞

(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。

(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 63	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(6) 汚水又は廃水を処理する施設	

7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

(1) 周囲に与える威圧感及び異様さを軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。

＜敷地の緑化措置＞

(2) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

(3) 敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木で、周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。

(4) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

＜樹木等の保全措置＞

(5) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

8) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの

【基準】	土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体
＜敷地内における位置＞	
(1) 周辺に与える威圧感及び突出感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空地を確保するため、敷地境界線からできるだけ多く後退すること。	
＜形態・意匠＞	
(2) 壁面、構造等の意匠ができるだけ周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。	
＜色彩＞	
(3) 色彩は、けばけばしいものとせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。	
＜敷地の緑化措置＞	
(4) 工作物が周囲に与える威圧感及び突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。	
(5) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。	
＜樹木等の保全措置＞	
(6) 樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。	
(7) 敷地内に生育する樹木等については、できるだけ残すこと。	

■ **基本的な考え方**

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 111	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	3) 意匠
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置
	P 64	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転	
		(7) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	

9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

＜敷地内における位置＞

- (1) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。
- (2) 電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、極力目立たない位置となるよう配慮すること。又、できるだけ道路の路面には設置しないよう努めること。

＜形態＞

- (3) 形態の簡素化を図ること。

＜色彩＞

- (4) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること

＜敷地の緑化措置＞

- (5) 鉄塔の基部周辺は、できるだけ修景緑化を図ること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 40	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	4) 色彩
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 85	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	
	P 66	(ii) 工作物の新設、増築、改築又は移転 (9) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）	

(iii) 建築物等の移転

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- ・それぞれ該当する建築物等の敷地内の位置及び敷地の緑化措置の基準による。

(iv) 建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替え

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- ・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(v) 建築物等の外観の色彩の変更

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- ・それぞれ該当する建築物等の形態、意匠、色彩及び素材の基準による。

(vi) 木竹の伐採

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1) 伐採は、できるだけ小規模にとどめること。
- (2) 道路から望見できる樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せずその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- (3) 高さ 10メートル以上又は枝張り 10メートル以上の樹木は、できるだけ伐採しないこと。
- (4) 伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 86	(vi) 木竹の伐採	
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

(vii) 屋外における物件の堆積

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

<敷地内における位置>

- (1) 道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。
- (2) 原則として、道路から 2メートル以上後退すること。

<形態>

- (3) 遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できるだけ低いものとする。
- (4) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵にあっては、外部から容易に望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分にあっては、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。
- (5) 農林水産品置場、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のための植栽をすること。

<敷地の緑化措置>

- (6) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

<樹木等の保全措置>

- (7) 敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- (8) 樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かせるよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 107	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	1) 敷地内における位置
	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 87	(vii) 屋外における物件の堆積	
	P 57	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	7) 樹木等の保全措置

(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1) 道路からできるだけ望見できないよう遮へい措置を講じること。特に、道路に面する部分は、できるだけ常緑の中高木で遮へい措置を講じること。
- (2) 跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P 88	(viii) 土石の採取又は鉱物の掘採	

(ix) 水面の埋立て又は干拓

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

- (1) 護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。
- (2) 埋立て又は干拓後の土地(法面を含む。)にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木及び中高木の植栽等必要な措置を講じること。

■ 基本的な考え方

参照：	P 108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P 88	(ix) 水面の埋立て又は干拓	

(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更

【基準】 土山地域東海道まちなみ景観形成地区全体

<形態>

(1) 造成等に係る切土及び盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、法面整正は土羽※によるものとする。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとする。

<敷地の緑化措置>

(2) 法面が生じる場合にあっては、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。

(3) 駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、河川又は主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。

(4) 広場、運動場その他これらに類するもの(都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。)を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が1.0ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、河川又は主要道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。

<樹木等の保全措置>

(5) 樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できるだけ保全すること。

※ 土羽：盛土工事における法面、又は、仕上げた法面。

■ 基本的な考え方

参照：	P108	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	2) 形態
	P113	(i) 建築物の新築、増築、改築又は移転	6) 敷地の緑化措置
	P89	(x) 土地の開墾その他土地の形質の変更	

第4章 協働による景観まちづくり

1. 協働による景観まちづくりの進め方

(1) 景観まちづくりのきっかけ

いろいろな気づきがありませんか？

日々の暮らしの中で、気づくことから始めてみましょう。

古い町家が続いて、歴史的な雰囲気のある通りが気に入っているのだけど、もし、建て替えになったら、この素敵な雰囲気はどうなるのかなあ

みんなが家の前を生け垣にしたら、緑豊かな住宅地って感じで、この住宅地の特徴にもなりそう。

お花でいっぱいのもちになるといいなあ。

里山とたんぼのある集落の風景を、未来の子ども達にも残してあげたいなあ。

子どもたちの通学路にあるはり紙とかがって、勝手に取っちゃいけないのかなあ。

地域の特徴になっているようなあの古い建物、住む人もいないし、このままではボロボロになっちゃいそう。どうにかならないかしら・・・

家の前の通りの舗装を、歴史的なまちなみに合わせた石畳の舗装にできないだろうか。電柱も地中化できるといいなあ。

景観まちづくりへの支援・・・景観に関する市民意識の醸成

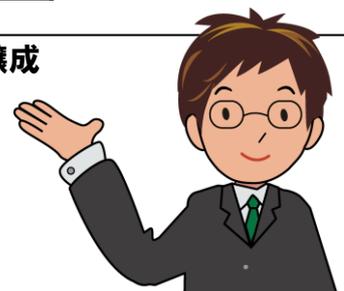
① 地域の景観資源の発掘

景観に対する市民の関心を高めるため、地域の生活文化に根付く景観資源を市民の目線で発掘し、市内外に発信するとともに、共有します。

② 景観に関する意識啓発

市民や事業者に対し、甲賀市の景観形成に対する理解を深めてもらうため、イベントや広報活動、景観面からのまちづくりの事例紹介等を通じて景観意識の向上に向けた取り組みを推進します。

また、市民や事業者の活動を積極的に市内外にPRします。



(2) 協働による景観まちづくりの進め方

同じ課題を抱えている人を探してみましょう。地域の課題を感じている仲間はたくさん見つかるはずです。

地域の中でお付き合いのある人や、気の合う仲間へ声を掛け、気がついた地域の課題について話してみましょう。



同じ想いの仲間が集まったら、こんな風に景観まちづくりを進めていきましょう。

参加の呼びかけ・準備会の設置

景観まちづくりのための十分な話し合い
 団体規約・活動区域・構成員・役員・代表者等
 申請書の作成
 住民の合意形成等

市の支援

景観まちづくり市民団体の申請 **独自条例**

※ 「景観まちづくり市民団体」の認定要件については、甲賀市景観条例で定めています。認定されると、景観まちづくりに係る提案や意見を市長に提出することができます。

・情報の提供
 ・職員の派遣等

景観まちづくり市民団体の認定

地区の景観の現状・課題の把握
 (ワークショップ・まち歩き・勉強会 等)
 取り組みの方向性の検討

ルールづくりを主眼に取り組む

活動を主眼に取り組む

a. 景観形成区の指定に向けた取り組み (P170)

b. 景観協定の締結に向けた取り組み (P171)

c. 景観重要樹木・景観重要建造物の指定に向けた取り組み (P172)

その他の景観まちづくり活動
 ・緑化・花植え活動、美化活動
 ・景観資源調査・景観ウォッチング
 ・アンケートの実施等

市の支援

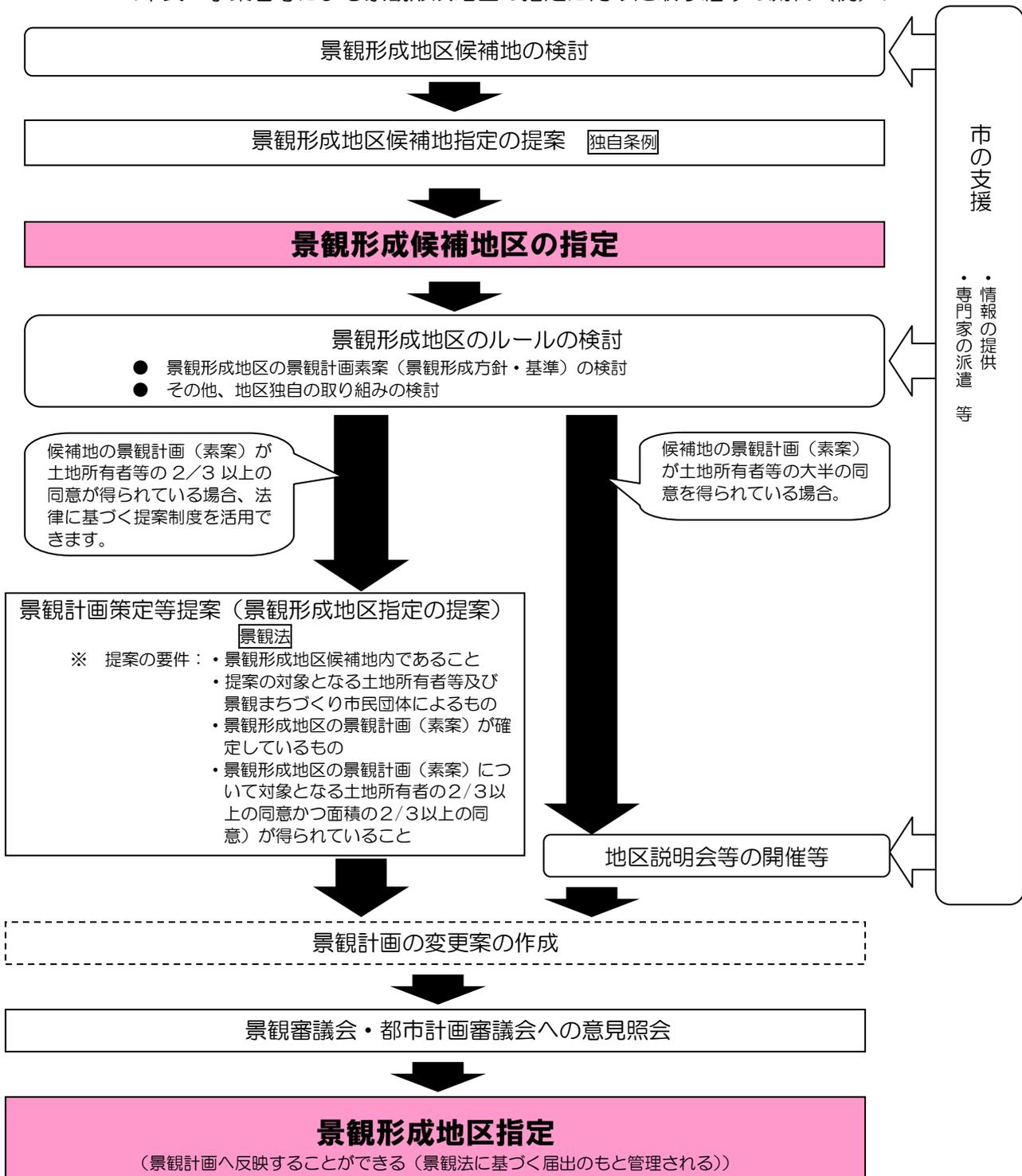
a. 景観形成地区の指定に向けた取り組み

身近な生活環境の質の向上と美しく魅力ある景観の形成を図るため、地区のまちづくりのルールを自分たちでつくるシステムとして、「景観形成地区」の制度があります。

「景観形成地区」では、地区ごとに詳細な景観形成方針及び行為の制限を定めるとともに、建築物を建築する場合などには届出を求め、長期的に誇りと愛着が感じられる個性的な景観の形成を図ることができます。

景観形成地区の指定に向けた取り組みには、「景観まちづくり市民団体の認定制度」や「景観まちづくりアドバイザー制度」等の市の支援を受けることができます。

<市民・事業者等による景観形成地区の指定に向けた取り組みの流れ（例）>

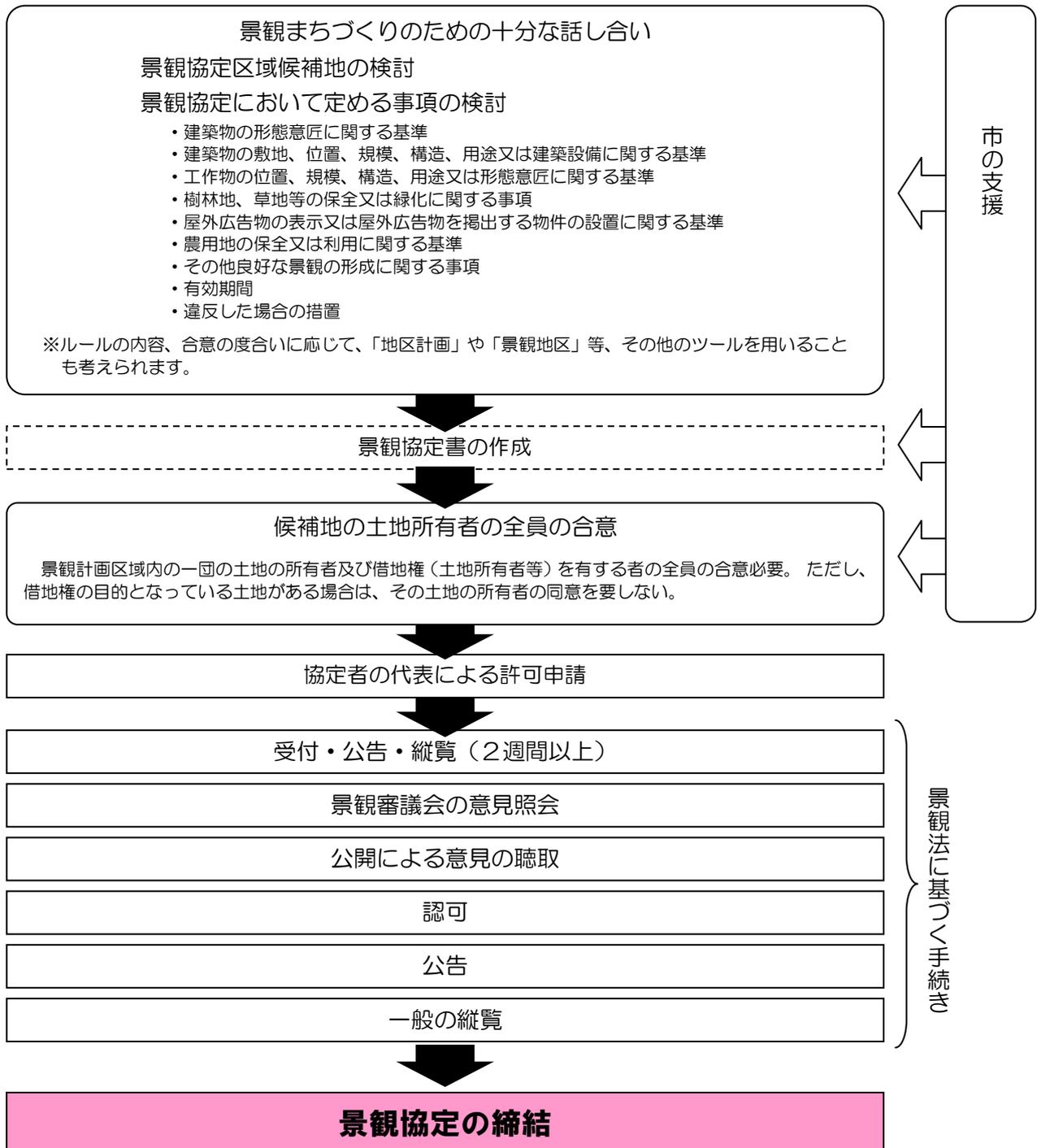


b. 景観協定の締結に向けた取り組み

景観協定とは、景観法に基づき、景観計画区域内（甲賀市全域）の一団の土地について、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結する協定のことをいいます。

景観協定では、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途等の基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準等、幅広く定めることができます。

協定は、全員の合意が必要となりますが、数宅地程度の小さな区域から取り組みを始め、徐々に区域を広げていくこともできます。又、環境としてのまとまりを重視する場合は、景観協定区域隣接地を定めることができます。



※公告のあった後に、景観協定内の土地所有者等となった者に対しても、効力が及びます。

※隣接地であっても、景観協定の一部として定めることも可能（後日、簡単な手続きで協定に参加できます）。

C. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に向けた取り組み

地域の良好な景観を形成する重要な役割を果たしている建造物や樹木を保全するため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を受けることが考えられます。

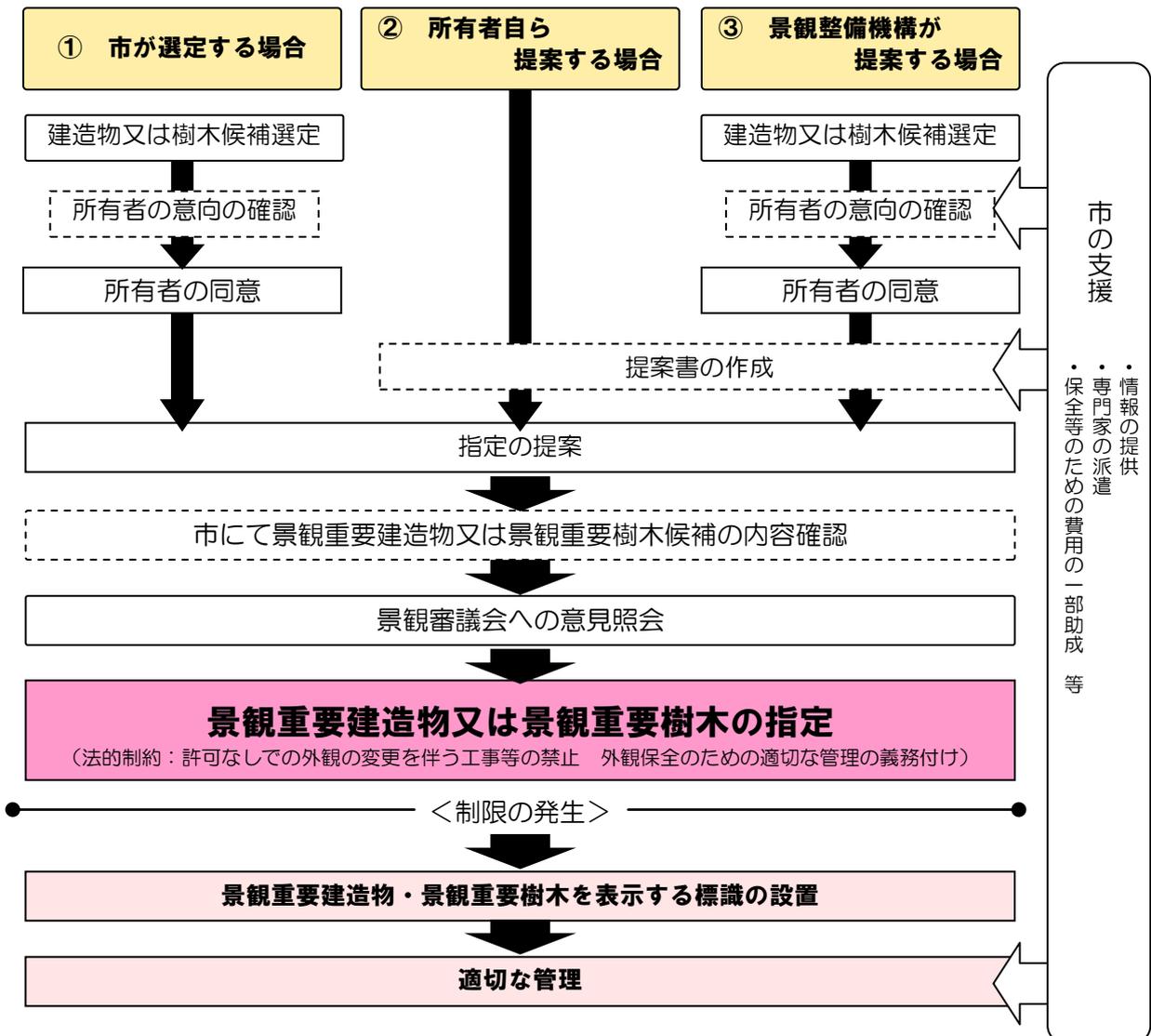
所有者や景観整備機構が行う指定の提案に向けた取り組みについては、市の支援制度があります。景観重要建造物又は景観重要樹木の指定には次の3パターンがあります。

- ① 市が選定し、所有者の意見を聴き（同意が前提）、指定する。
- ② 所有者自ら提案の上、市が指定する。
- ③ 景観整備機構*が提案（所有者の同意が前提）の上、市が指定する。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、建造物の外観の変更を伴う工事や樹木の伐採・移植等の工事をするためには、原則として市長の許可が必要となります。又、景観重要建造物や景観重要樹木には、適切な管理をする義務が所有者及び管理者に課せられることから、景観重要建造物又は樹木に指定された建造物や樹木の所有者及び管理者に対し、保全のための適切な管理のための支援をします。

※景観整備機構：景観法に基づく景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体（甲賀市）から景観整備機構として指定された団体。
 景観に関する住民の取り組みに関して情報提供等の支援を行うこと、所有者と協定を結び景観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究等を行う。

＜景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に向けた流れ（例）＞



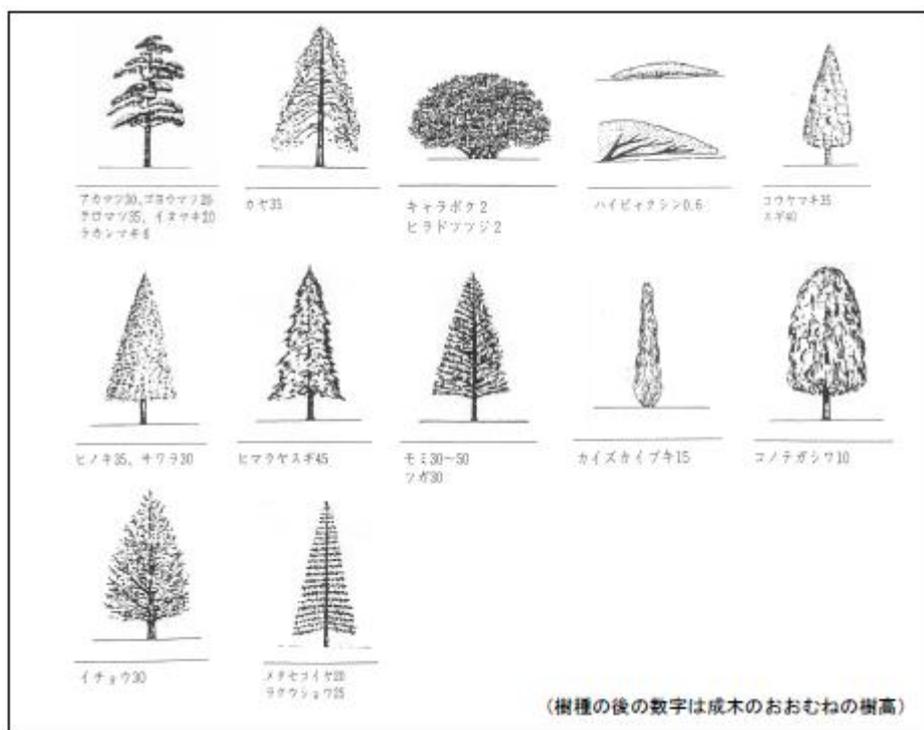
参考資料 樹木について

一般的に使用される緑化木、造園樹木で滋賀県において成育可能なものには次のようなものがあります。

注：表中下線を引いた樹木は高木となりうるが、通常、緑化木、造園木としては高木以外の樹木として利用されるもの。

<針葉樹>

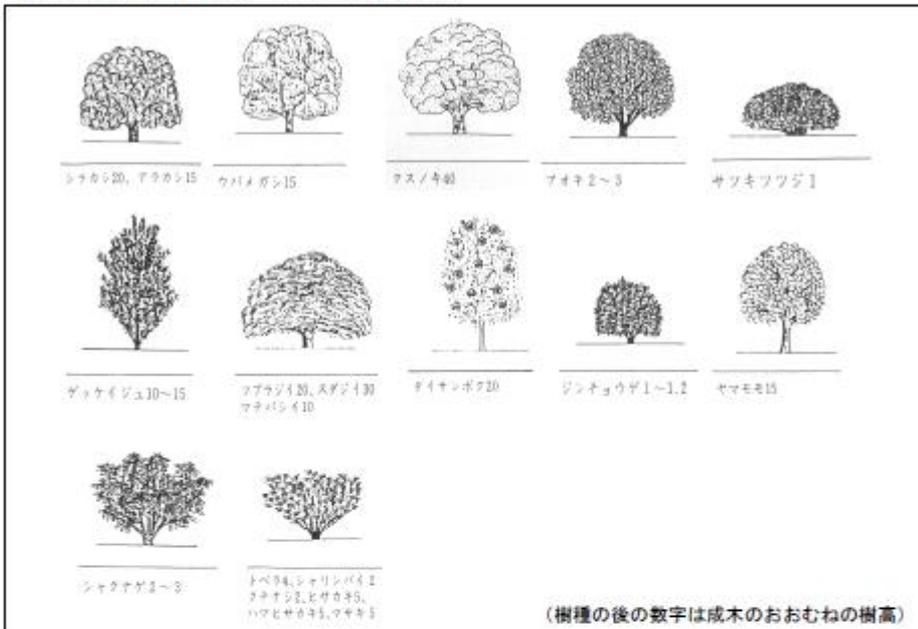
		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木			高木以外の樹木	
針葉樹	常緑樹	樹高 10メートル以上になるもの	アカマツ コウヤマキ ヒノキ ツガ	カヤ サワラ ヒマヤラスギ モミ	クロマツ スギ ゴヨウマツ	キャラボク ハイビャクシン
		樹高 10メートルに満たないもの	カイズカイブキ イヌマキ	コノテガシワ	ラカンマキ	
	落葉樹	樹高 10メートル以上になるもの	イチョウ	メタセコイア	ラクウショウ	



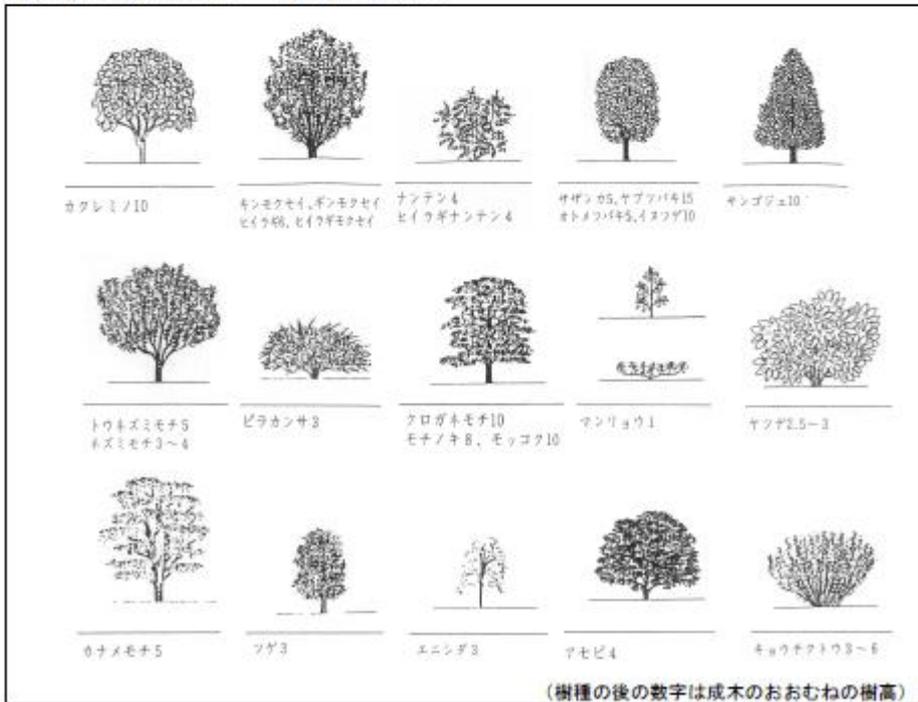
<広葉樹>

		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木			高木以外の樹木	
広葉樹	常緑樹	樹高 10メートル以上になるもの	アラカシ クロガネモチ シラカシ ヤマモモ	<u>ウバメガシ</u> グッケイジュ タイサンボク スダジイ	クスノキ ツブラジイ モッコク ヤブツバキ	アオキ アベリヤ クチナシ サツキツツジ シャリンバイ ジンチョウゲ シャクナゲ トベラ
		樹高 10メートルに満たないもの	オトメツバキ ギンモクセイ <u>イヌツゲ</u> ヒイラギモクセイ モリシマアカシ <u>ハマヒサカキ</u> <u>マサキ</u>	カクレミノ サザンカ トウネズミモ マテバシイ カナメモチ <u>アセビ</u>	キンモクセイ サンゴジュ ヒイラギ モチノキ ヒサカキ キョウチクトウ	ナンテン ネズミモチ ハクチョウゲ ヒイラギナンテン ピラカンサ ヒラドツツジ ヤツデ マンリョウ ツゲ エニシダ
	落葉樹	樹高 10メートル以上になるもの	アオギリ エンジュ ケヤキ サウグルミ シンジュ センダン ナツツバキ ハクモクレン ハンノキ	アキニレ カツラ コナラ シダレヤナギ プラタナス フウ ナンキンハゼ ポプラ	エノキ クヌギ コブシ シダレザクラ トチノキ トウカエデ ニセアカシヤ ユリノキ	アジサイ オオデマリ コデマリ シモクレン ハギ ボケ ムラサキシキブ ライラック ヤマブキ ユキヤナギ レンギョウ ネコヤナギ フヨウ
	樹高 10メートルに満たないもの	アカメガシワ ウメ サルスベリ ハナミスギ ヤマモミジ	イロハモミジ エゴノキ ソメイヨシノ マユミ ムクゲ	イイギリ サトザクラ ネムノキ ヤマザクラ		

広葉樹（常緑樹 樹高10メートル以上になるもの）



広葉樹（常緑樹 樹高10メートルに満たないもの）



広葉樹（落葉樹 樹高 10メートル以上になるもの）

 アオダマリ15	 トキノ木15、スズキノ木20 ヤブヤブ30	 アサキ41.5~2	 オオアサマリ1~3	 エンジュ10 ニセアサキヤブ	 カマツバ15
 ケヤキ15	 コナラ15、ユキヤナギ1.5 アベリア1.5、ハギ1	 コナラ15	 スズナ10	 ドウダンツツジ2 ハクチョウガ0.8~1	 オトギリシズキ30
 シダレヤナギ30	 シダレザクラ20	 ボケ2	 シラカバ20	 ブナヤナギ20 エリノキ30	 トチノ木20
 クイナツク4、 ムラサキシキブ3~5	 ヤマブキ2、レンギョウ2	 モウソウチン15	 フウ20	 トウモロコシ15	 ナツツバキ15
 ナンキンハゼ15	 ネコヤナギ1~2	 ハクモクレン10 シモクレン4	 ボブナ25~30	 ハンノキ15	

(樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高)

広葉樹（落葉樹 樹高 10メートルに満たないもの）

 アキメギシツ10	 イロハモミジ10 ヤマモミジ20	 イイギリ10	 ウメ10	 エゴノキ7
 サトザクラ10	 オムシバ10	 ソメイヨシノ10	 キムノギ1 モリシマアサキヤブ	 ハナミズキ10
 マユミ6	 ヤマザクラ10	 ムクゲ2~5 フヨウ1~3		

(樹種の後の数字は成木のおおむねの樹高)

<タケ・ササ・特殊樹・つる物類>

		高木 成木に達したとき、 おおむね4メートル以上になる樹木	高木以外の樹木
タケ・ササ類	樹高 10メートル以上になるもの	マダケ モウソウチク	クロチク カンチク
	樹高 10メートルに満たないもの	ヤダケ ナリヒラダケ	ホウライチク クマザサ
特殊樹	樹高 10メートル以上になるもの	シュロ (ワジュロ)	カンノンチク
	樹高 10メートルに満たないもの	ソテツ トウシュロ	
つる物	常緑樹	ムベ キズタ スイカツラ	
		アケビ ツルバラ フジ	
	落葉樹	ノウゼンカツラ ナツツタ	

タケ・ササ類

